

# 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

## 1 住宅税制

- (1) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、適用対象となる買換資産に該当する家屋の床面積要件の上限を 280m<sup>2</sup>（現行 240m<sup>2</sup>）に引き上げるとともに、耐火建築物の築後経過年数要件を 25年以内（現行20年以内）とする。（第24条の5関係）
- (2) 住宅借入金等に係る税額控除制度について、適用対象となる住宅借入金等の範囲に、旧年金福祉事業団の住宅融資事業を引き継ぐ年金資金運用基金からの住宅借入金等を定める等の整備を行うこととする。（第26条関係）
- (3) 住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例について、適用対象者の所得要件である合計所得金額の計算方法、適用対象から除外される譲渡先である特別関係者の範囲、適用対象となる増改築等の範囲等を定めることとする。（第40条の5関係）

## 2 金融関係税制

- (1) 商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例について、商品先物取引に係る雑所得等の金額の計算方法、商品先物取引の差金等決済をする者の告知の特例、商品先物取引に関する調書の提出に係る税務署長の承認に係る手続等を定めることとする。（第26条の23～第26条の25関係）
- (2) 非居住者又は外国法人の一括登録国債の利子の課税の特例制度について、適格外国仲介業者を通じて一括登録国債を混藏寄託する場合の所有期間明細書の提出の特例、税務署長による適格外国仲介業者の承認を受けるための申請書の提出等に係る手続、適格外国仲介業者が混藏寄託を受けた一括登録国債について受寄金融機関等に対して行う通知等について定めることとする。  
(第3条関係)

## 3 社会経済情勢の変化への対応

- (1) 情報通信

特定電気通信設備等の特別償却制度について、広帯域加入者網普及促進設

政令第 号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第 号）の施行に伴い、及び租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

租税特別措置法施行令（昭和三十一年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条の三十七」を「第三十九条の三十八」に、「第四十四条の三」を「第四十四条の二」に改める。

第二条の六第三項第二号中「法人とする」を「法人とし、当該支払者が法人の分割により資産及び負債の移転を行つた場合（当該分割により当該資産及び負債の移転を受けた法人がその者の賃金の支払者となつた場合に限る。）には当該資産及び負債の移転を受けた法人とする」に改める。

第二条の二十二第一項中「若しくは合併」の下に「若しくは分割」を加え、「若しくはその合併に」を「、その合併に」に改め、「存続する金融機関等」の下に「若しくはその分割により資産及び負債の移転を

四年若しくは平成十五年である場合には八年内とする。」に改める。

第二十六条の二十二中「第四十一条の十八第一項」を「第四十一条の十九第一項」に改め、同条を第二十六条の二十七とする。

第二十六条の二十一第一項中「含む。」又は「」を「含む。」、「」に、「」の規定」を「」又は法第四十一条の十四第二項第三号の規定」に改め、同条を第二十六条の二十六とする。

第二十六条の二十一を第二十六条の二十二とし、同条の次に次の三条を加える。

(商品先物取引に係る雑所得等の金額の計算等)

第二十六条の二十三 法第四十一条の十四第一項に規定する商品先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、その年中の同項に規定する商品先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定める所得の金額から控除する。

一 当該商品先物取引による事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該商品先物取引による雑所得

## の金額

二 当該商品先物取引による雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該商品先物取引による事業所得の金額

2 その年において法第四十一条の十四第一項に規定する商品先物取引による事業所得及び雑所得（以下この項において「商品先物取引に係る雑所得等」という。）を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が確定申告書を提出する場合には、財務省令で定めるところにより、当該商品先物取引に係る雑所得等の金額の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。この場合において、所得税法第二十条第四項の規定の適用については、同項中「事業所得」とあるのは、「事業所得（租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する商品先物取引による事業所得を除く。）」とする。

3 法第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

|                      |  |   |  |
|----------------------|--|---|--|
|                      |  |   | 第一百十一条第四項<br>及び課税山林所得<br>金額の見積額につ<br>き第二章（税額の<br>計算） |
| 第一百二十条第一項<br>総所得金額、  |  | 総所得金額、<br>租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品<br>先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する商品先物<br>取引に係る雑所得等の金額（以下「商品先物取引に係る課税雑所得<br>等の金額」という。）及び課税山林所得金額の見積額につき<br>第三章（税額の計算）及び同項 |  |
| 課税総所得金額<br>第八十九条（税率） | 課税総所得金額、商品先物取引に係る課税雑所得等の金額<br>第八十九条（税率）及び同法第四十一条の十四第一項<br>率） |   |  |
| 第三章（税額の計<br>算）       | 第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第四十一条の十四                                  |   |  |

| 算)         | 課税総所得金額 | 課税総所得金額、商品先物取引に係る課税雜所得等の金額 | 第一項 |
|------------|---------|----------------------------|-----|
| 第一百二十二条第一項 | 総所得金額   | 総所得金額、商品先物取引に係る雜所得等の金額     |     |

4 法第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における所得税法施行令の規定の適用については、

次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み

替えるものとする。

四六

|                            |  |   |   |   |   |
|----------------------------|--|---|---|---|---|
| 第二項<br>一百四条第一項第<br>二号、第二百五 | 第三項<br>第一百七十九条<br>第一号イ及び第二<br>号イ、第一百八十条<br>第二項第一号、第<br>二百四条第一項第<br>二号、第二百五 | 総所得金額<br>総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額（以下「商品先物取引に係る雑所得等の金額（以下「商品先物取引に係る雑所得等の金額」という。） | 第十一条第二項<br>第一百七十九条第五<br>号、第一百七十九条<br>第一号イ及び第二<br>号イ、第一百八十条<br>第二項第一号、第<br>二百四条第一項第<br>二号、第二百五 | 第十一条第二項<br>第一百七十九条第五<br>号、第一百七十九条<br>第一号イ及び第二<br>号イ、第一百八十条<br>第二項第一号、第<br>二百四条第一項第<br>二号、第二百五 | 第十一条第二項<br>第一百七十九条第五<br>号、第一百七十九条<br>第一号イ及び第二<br>号イ、第一百八十条<br>第二項第一号、第<br>二百四条第一項第<br>二号、第二百五 |
|----------------------------|--|---|---|---|---|

|                    |   |                                      |
|--------------------|---|--------------------------------------|
| 第二百五十八条第三項第一号及び第二号 | 第一百五十八条第一項<br>課税所得金額  | 第二項及び第三項<br>総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額   |
| 三百五十九条第一項第一号及び第二号  | 三百五十九条第一項<br>課税所得金額<br>（商品先物取引に係る課税所得等の金額（以下「商品先物取引に係る課税雑所得等の金額」という。）<br>第三章第一節（税率）及び同項<br>率） | 三百五十九条第一項<br>課税所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額 |

二号

|                          |  |  |
|--------------------------|--|--|
| 第二百六十二条第一号               | 総所得金額  | 総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額   |
| 第三章第一節（税率）               | 課税総所得金額  | 課税総所得金額、商品先物取引に係る課税雑所得等の金額   |
| 第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例） | 課税総所得金額  | 課税総所得金額、商品先物取引に係る課税雑所得等の金額   |
| の規定に準じて                  | 及び租税特別措置法第四十二条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）の規定に準じて | 課税総所得金額、商品先物取引に係る課税雑所得等の金額並びに租税特別措置法第四十二条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の金額）と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。 |

5 法第四十二条の十四第一項の規定の適用がある場合における災害被災者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律第二条の規定の適用については、同条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の十四第一項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。  
 （商品先物取引の差金等決済をする者の告知等）

第二十六条の二十四 法第四十一条の十四第三項に規定する政令で定めるものは、国及び次に掲げる者（次項において「公共法人等」という。）とする。

一 法人税法別表第一に掲げる法人

二 特別の法律により設立された法人（当該特別の法律において、その法人の名称が定められ、かつ、当該名称として用いられた文字を他の者の名称の文字として用いてはならない旨の定めのあるものに限る。）

三 外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行及び我が国が加盟している国際機関

2 法第四十一条の十四第一項に規定する適用期間内に同項に規定する商品先物取引（以下この条において「商品先物取引」という。）の同項に規定する差金等決済（以下この条において「差金等決済」という。）をする者（公共法人等を除く。以下この条において同じ。）が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その者は、当該各号に定める商品先物取引の差金等決済につき法第四十一条の十四第三項の規定による告知をしたものとみなす。

一 商品先物取引の差金等決済をする者が、法第四十一条の十四第三項第一号に規定する商品取引員（以

下この号及び次項において「商品取引員」という。)と当該商品先物取引の委託に係る契約を締結する際(当該商品先物取引を委託の取次ぎにより行つた場合には、当該委託の取次ぎを引き受けた商品取引員と当該委託の取次ぎに係る契約を締結する際)、その者の氏名又は名称及び住所(国内に住所を有しない者にあつては、同条第三項に規定する財務省令で定める場所。以下この条において同じ。)を、当該商品取引員の当該商品先物取引に係る営業所等(同項第一号に規定する営業所等をいう。次項において同じ。)の長に告知しているとき。当該契約に基づき委託をする商品先物取引

二 商品先物取引の差金等決済をする者が、当該商品先物取引に係る商品市場(法第四十一条の十四第三項第二号に規定する商品市場をいう。以下この号において同じ。)を開設している商品取引所(同項第二号に規定する商品取引所をいう。以下この号及び次項において同じ。)に加入をする際、その者の氏名又は名称及び住所を、当該商品取引所の長に告知しているとき。当該商品取引所の商品市場において行う商品先物取引

3 前項の場合において、同項各号に定める商品先物取引の差金等決済をする者が同項各号の告知をした後、氏名若しくは名称又は住所の変更をした場合には、その者は、その変更をした日以後最初に当該商品

先物取引の差金等決済をする日までに、その変更をした後のその者の氏名又は名称及び住所を、当該商品先物取引に係る同項第一号の商品取引員の営業所等の長又は同項第二号の商品取引所の長（次項において「特定商品取引員等」という。）に告知しなければならない。当該告知をした後、再び氏名若しくは名称又は住所の変更をした場合についても、同様とする。

4 商品先物取引の差金等決済をする者は、第二項又は前項の規定による告知をする際、当該告知をする当該特定商品取引員等に、次項に規定する書類を提示しなければならない。

5 法第四十一条の十四第三項に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げるいずれかの書類とする。

一 個人 当該個人の住民票の写し、住民票の記載事項証明書、健康保険の被保険者証、運転免許証、外国人登録証明書その他の財務省令で定める書類

二 法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この号において同じ。）当

該法人の設立の登記に係る登記簿の謄本又は抄本、国税又は地方税の領収証書、納税証明書その他の財務省令で定める書類

6 商品先物取引の差金等決済をする者が法第四十一条の十四第三項に規定する商品取引員等（以下この条において「商品取引員等」という。）に同項の規定による告知又は第二項若しくは第三項の規定による告知をする場合において、当該商品取引員等が、財務省令で定めるところにより、その商品先物取引の差金等決済をする者の氏名又は名称及び住所その他の事項を記載した帳簿（その者から前項各号に掲げるいずれかの書類の写しを添付した申請書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、その商品先物取引の差金等決済をする者は、法第四十一条の十四第三項の規定又は第四項の規定にかかわらず、当該商品取引員等に対して、これらの規定に規定する書類の提示を要しないものとする。ただし、これららの告知をする氏名又は名称及び住所が当該帳簿に記載されているその者の氏名又は名称及び住所と異なるときは、この限りでない。

7 商品取引員等は、法第四十一条の十四第三項の規定による告知又は第二項若しくは第三項の規定による告知があつた場合には、これらの告知があつた氏名又は名称及び住所が、当該告知の際に同条第三項の規定又は第四項の規定により提示を受けた書類に記載された氏名又は名称及び住所と同じであるかどうかを確認しなければならない。この場合において、当該告知をした者が前項に規定する帳簿に記載している

者であるときは、当該告知があつた氏名又は名称及び住所が当該帳簿に記載されている氏名又は名称及び住所と同じであるかどうかをそれぞれ確認しなければならない。

8 商品取引員等は、前項の規定による確認をした場合には、財務省令で定めるところにより、当該確認に関する帳簿（これに類する帳簿又は書類を含む。）に、当該確認をした旨を明らかにし、かつ、当該帳簿を保存しなければならない。

（商品先物取引に関する調書の提出）

第二十六条の二十五 法第四十一条の十四第五項の承認を受けようとする同項に規定する商品取引員等は、その名称及び所在地、その提出しようとする同項に規定する磁気テープ等の種類その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を当該商品取引員等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 前項の所轄税務署長は、同項の申請があつた場合において、その申請につき承認をし、又は承認をしないこととしたときは、その申請をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3 法第四十一条の十四第四項に規定する商品先物取引に関する調書の様式は、財務省令で定める。

第二十六条の二十第一項中「第四十一条の十二第十六項」を「第四十一条の十二第十九項」に、「第二十

第四十四条を削り、第四十四条の二を第四十四条とし、第四十四条の三を第四十四条の二とする。

第四十七条中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 ポリアクリル酸又はアクリル酸とアクリル酸塩の共重合物 アクリル酸の重合溶剤用又はアクリル酸とアクリル酸塩の共重合溶剤用

第五十五条第一項中「第三十九条の七第十一項及び第十三項」を「第三十九条の七第十項及び第十二項」に改め、同条第二項中「第七条第十項第五号、」及び「、第二十九条の四第九項第五号」を削り、「第十二項及び第十五項第二号」を「第十二項、第十五項第二号及び第三十三項」に、「第四項及び第十五項第二号」を「第四項、第十六項第二号及び第三十六項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

政令第 号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

並びに同法附則

内閣は、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二号）の施行に伴い、及び租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

租税特別措置法施行令（昭和三十一年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条の三十七」を「第三十九条の三十八」に、「第四十四条の二」を「第四十四条の二」に改める。

第二条の六第三項第二号中「法人とする」を「法人とし、当該支払者が法人の分割により資産及び負債の移転を行つた場合（当該分割により当該資産及び負債の移転を受けた法人がその者の賃金の支払者となつた場合に限る。）には当該資産及び負債の移転を受けた法人とする」に改める。

第二条の二十二第一項中「若しくは合併」の下に「若しくは分割」を加え、「若しくはその合併に」を「、その合併に」に改め、「存続する金融機関等」の下に「若しくはその分割により資産及び負債の移転を

者であるときは、当該告知があつた氏名又は名称及び住所が当該帳簿に記載されている氏名又は名称及び住所と同じであるかどうかをそれぞれ確認しなければならない。

8 商品取引員等は、前項の規定による確認をした場合には、財務省令で定めるところにより、当該確認に関する帳簿（これに類する帳簿又は書類を含む。）に、当該確認をした旨を明らかにし、かつ、当該帳簿を保存しなければならない。

（商品先物取引に関する調書の提出）

第二十六条の二十五 法第四十一条の十四第五項の承認を受けようとする同項に規定する商品取引員等は、その名称及び所在地、その提出しようとする同項に規定する磁気テープ等の種類その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を当該商品取引員等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 前項の所轄税務署長は、同項の申請書があつた場合において、その申請につき承認をし、又は承認をしないこととしたときは、その申請をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3 法第四十一条の十四第四項に規定する商品先物取引に関する調書の様式は、財務省令で定める。

第二十六条の二十第一項中「第四十一条の十二第十六項」を「第四十一条の十二第十九項」に、「第二十

政令第 号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二号）の施行に伴い、及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

並びに同法附則

法→印、三、租、納  
別室

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条の三十七」を「第三十九条の三十八」に、「第四十四条の三」を「第四十四条の二」に改める。

第二条の六第三項第一号中「法人とする」を「法人とし、当該支払者が法人の分割により資産及び負債の移転を行つた場合（当該分割により当該資産及び負債の移転を受けた法人がその者の賃金の支払者となつた場合に限る。）には当該資産及び負債の移転を受けた法人とする」に改める。

第二条の二十一第一項中「若しくは合併」の下に「若しくは分割」を加え、「若しくはその合併に」を「、その合併に」に改め、「存続する金融機関等」の下に「若しくはその分割により資産及び負債の移転を

者であるときは、当該告知があつた氏名又は名称及び住所が当該帳簿に記載されている氏名又は名称及び住所と同じであるかどうかをそれぞれ確認しなければならない。

8 商品取引員等は、前項の規定による確認をした場合には、財務省令で定めるところにより、当該確認に関する帳簿（これに類する帳簿又は書類を含む。）に、当該確認をした旨を明らかにし、かつ、当該帳簿を保存しなければならない。

（商品先物取引に関する調書の提出）

第二十六条の二十五 法第四十一条の十四第五項の承認を受けようとする同項に規定する商品取引員等は、その名称及び所在地、その提出しようとする同項に規定する磁気テープ等の種類その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を当該商品取引員等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 前項の所轄税務署長は、同項の申請があつた場合において、その申請につき承認をし、又は承認をしないこととしたときは、その申請をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3 法第四十一条の十四第四項に規定する商品先物取引に関する調書の様式は、財務省令で定める。

第二十六条の二十第一項中「第四十一条の十一第十六項」を「第四十一条の十一第十九項」に、「第二十

『部長説明用』

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令案新旧対照表

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令案新旧対照表

[平成13年3月12日]

改 正 案 現 行

|    |   |
|----|---|
| 目次 | 第一章 総則（第一条）                                       |
|    | 第二章 所得税法の特例（第一条の二—第十七条の二）（省略）                     |
|    | 第一節 利子所得及び配当所得の特例（第一条の二—第五条の二）                    |
|    | 第二節 特別税額控除及び減価償却の特例（第五条の三—第十一条の六）                 |
|    | 第三節 準備金（第十二条の二—第十二条の五）                            |
|    | 第四節 技術等海外取引に係る課税の特例（第十三条）                         |
|    | 第四節の二 鉱業所得の課税の特例（第十四条—第十六条）                       |
|    | 第五節 農業所得の課税の特例（第十七条）                              |
|    | 第六節 社会保険診療報酬の所得計算の特例（第十八条）                        |
|    | 第七節 事業所得に係るその他の特例（第十八条の二—第十九条）                    |
|    | 第七節の二 給与所得及び退職所得の課税の特例（第十九条の二—第十九条の五）             |
|    | 第七節の三 山林所得の課税の特例（第十九条の六・第十九条の七）                   |
|    | 第八節 譲渡所得等の課税の特例（第二十一条—第二十五条の七の二）                  |
|    | 第八節の二 譲渡所得等の課税の特例等（第二十五条の八—第二十五条の十五）              |
|    | 第八節の三 その他の譲渡所得等の課税の特例（第二十五条の十六—第二十五条の十八）          |
|    | 第八節の四 居住者の特定外団子会社等に係る所得の課税の特例（第二十五条の十九—第二十五条の二十四） |
|    | 第九節 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除（第二十六条—第二十六条の五）            |
|    | 第十節 その他の特例（第二十六条の六—第二十七条の二）                       |
| 目次 | 第一章 同 上   |
|    | 第二章 同 上   |
|    | 第一節 同 上   |
|    | 第二節 同 上   |
|    | 第三節 同 上   |
|    | 第三節の二 同 上   |
|    | 第三節の三 同 上   |
|    | 第十節 同 上   |
|    | 第九節 同 上   |
|    | 第八節の四 同 上   |
|    | 第八節の三 同 上   |
|    | 第七節の二 同 上   |
|    | 第七節の三 同 上   |
|    | 第六節 同 上   |
|    | 第五節 同 上   |
|    | 第四節 同 上   |
|    | 第三節 同 上   |
|    | 第二節 同 上   |
|    | 第一節 同 上   |
|    | 第一章 同 上   |

|    |           |
|----|-----------|
| 目次 | 第一章 同 上   |
|    | 第二章 同 上   |
|    | 第一節 同 上   |
|    | 第二節 同 上   |
|    | 第三節 同 上   |
|    | 第三節の二 同 上 |
|    | 第三節の三 同 上 |
|    | 第十節 同 上   |
|    | 第九節 同 上   |
|    | 第八節の四 同 上 |
|    | 第八節の三 同 上 |
|    | 第七節の二 同 上 |
|    | 第七節の三 同 上 |
|    | 第六節 同 上   |
|    | 第五節 同 上   |
|    | 第四節 同 上   |
|    | 第三節 同 上   |
|    | 第二節 同 上   |
|    | 第一節 同 上   |
|    | 第一章 同 上   |

(商品先物取引に係る雑所得等の金額の計算等)

第116条の二十二 法第四十一条の十四第一項に規定する商品先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、その年中の同項に規定する商品先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定むる所得の金額から控除する。

1 当該商品先物取引による事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該商品先物取引による雑所得の金額

2 その年において法第四十一条の十四第一項に規定する商品先物取引による事業所得及び雑所得（以下「商品先物取引に係る雑所得等」という。）を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が確定申告書を提出する場合には、財務省令で定めるところにより、当該商品先物取引に係る雑所得等の金額の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。この場合において、所得税法第四十一条第四項の規定の適用については、同項中「事業所得」とあるのは、「事業所得（租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する商品先物取引による事業所得を除く。）」とする。

3 法第四十一条の十四第一項の規定のある場合における所得税法の規定の適用について、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

| 第一百十一條第四項<br>(税額の計算) | 及び課税山林所得金額<br>の見積額につき第二章<br>(税額の計算) | 、租税特別措置法第四十一条の<br>十四第一項（商品先物取引に係<br>る雑所得等の課税の特例）に規<br>定する商品先物取引に係る課税<br>雑所得等の金額（以下「商品先<br>物取引に係る課税雑所得等の金<br>額」という。）及び課税山林所<br>得金額の見積額につき第二章<br>(税額の計算) 及び同項 |
|----------------------|-------------------------------------|---|
|----------------------|-------------------------------------|---|

## 第一百一十条第一項

総所得金額、  
総所得金額、租税特別措置法第

四十一條の十四第一項（商品先  
物取引に係る雑所得等の課税の  
特例）に規定する商品先物取引  
に係る雑所得等の金額（以下「  
商品先物取引に係る雑所得等の  
金額」という。）。

## 課税総所得金額

課税総所得金額、商品先物取引  
に係る課税雑所得等の金額

## 第八十九条（税率）

第八十九条（税率）及び同法第  
四十一条の十四第一項

## 第二章（税額の計算）

第二章（税額の計算）及び租税  
特別措置法第四十一條の十四第  
一項

## 第一百一十一条第一項

課税総所得金額

課税総所得金額、商品先物取引  
に係る課税雑所得等の金額  
総所得金額、商品先物取引に係  
る雑所得等の金額

第一百一十二条第一項及び第二項  
号から第五号まで  
第一百一十七条第一項  
第一百五十五条並び  
第一百一回三十一條

4 法第四十一條の十四第一項の規定の適用がある場合ににおける所得税法施行令の規  
定の適用については、次の表の上欄に掲げる回令の規定中回表の中欄に掲げる件句  
は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

|                |                |
|----------------|----------------|
| 第十一條第一項        | 総所得金額          |
| 四十一條の十四第一項（商品先 | 総所得金額、租税特別措置法第 |

|   |                            |  |
|---|----------------------------|--|
|   |                            | 物取引に係る雑所得等の課税の<br>特例)に規定する商品先物取引<br>に係る雑所得等の金額(以下「<br>商品先物取引に係る雑所得等の<br>金額」といふ。) |
| 第十一條の二第一項、第十七條第五項、第百七十九条第一項イ、第百八十一条第一項第一号イ及び第一号イ、第百八十二条第一項第一号、第百四十九条第一項第一号並びに<br>第一項及び第二項 | 総所得金額                      | 総所得金額、商品先物取引に係<br>る雑所得等の金額   |
| 第一項第一号、第一項第一号並びに<br>第一項第一号  | 総所得金額、商品先物取引に係<br>る雑所得等の金額 | 総所得金額、商品先物取引に係<br>る雑所得等の金額   |
| 第一項第一号並びに<br>第一項第一号   | 総所得金額                      | 総所得金額、商品先物取引に係<br>る雑所得等の金額   |
| 第一項第一号並びに<br>第一項第一号   | 総所得金額                      | 総所得金額、商品先物取引に係<br>る雑所得等の金額   |

|            |         |                            |
|------------|---------|----------------------------|
| 第一回六十一条第一項 | 総所得金額   | 総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額     |
|            | 課税総所得金額 | 課税総所得金額、商品先物取引に係る課税雑所得等の金額 |

|         |            |   |
|---------|------------|---|
| 第二回六十六条 | 第三章第一節（税率） | 第二章第一節（税率）及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例） |
|         | 課税総所得金額    | 課税総所得金額、商品先物取引に係る課税雑所得等の金額                          |

|         |  |
|---------|--|
| の規定に準じて | 及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）の規定に準じて |
|         |  |

5 法第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における災害被害者に対する租税の减免、微収猶予等に関する法律第一条の規定の適用について、同条中「造林所得金額」とあるのは「造林所得金額並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第一回六十六条）第三回十一條の十四第一項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額」又は「四回」であるが、「森林税法」による。

(商品先物取引の差金等決済をする者の告知等)

第16条の二十四 法第四十一条の十四第二項に規定する政令で定めるものは、国

及び次に掲げる者（次項において「公共法人等」といふ。）とする。

一 法人税法別表第一に掲げる法人

二 特別の法律により設立された法人（当該特別の法律において、その法人の名称

が定められ、かつ、当該名称として用いられた文字を他の者の名称の文字として  
用いてはならない旨の定めのあるものに限る。）

三 外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行及び我が国が加盟している国  
際機関

法第四十一条の十四第一項に規定する適用期間内に同項に規定する商品先物取引  
(以下「この条において「商品先物取引」といふ。) の同項に規定する差金等決済(

以下「この条において「差金等決済」といふ。) をする者（公共法人等を除く。以下  
この条において同じ。）が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、そ  
の者は、当該各号に定める商品先物取引の差金等決済につき法第四十一条の十四第  
二項の規定による告知をしたものとみなす。

一 商品先物取引の差金等決済をする者が、法第四十一条の十四第二項第一号に規  
定する商品取引員（以下「この条及び次項において「商品取引員」といふ。）又は  
該商品先物取引の委託に係る契約を締結する際（当該商品先物取引を委託の取次  
ぎにより行つた場合には、当該委託の取次をも受けた商品取引員と当該委託  
の取次ぎに係る契約を締結する際）、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住  
所を有しない者については、同条第二項に規定する財務省令で定める場所。以下  
この条において同じ。）を、当該商品取引員の当該商品先物取引に係る営業所等  
(同項第一号に規定する営業所等をいう。次項において同じ。) の長に告知して  
おこなわ。 当該契約に基づき委託をする商品先物取引

一 商品先物取引の差金等決済をする者が、当該商品先物取引に係る商品市場（法  
第四十一条の十四第二項第一号に規定する商品市場をいう。以下この条において  
同じ。）を開設していける商品取引所（同項第一号に規定する商品取引所をいう。  
以下「この号及び次項において同じ。）に加入をする際、その者の氏名又は名称及  
び住所を、当該商品取引所の長に告知しておこなわ。 当該商品取引所の商品市  
場において行う商品先物取引

前項の場合において、同項各号に定める商品先物取引の差金等決済をする者が同  
項各号の告知をした後、氏名若しくは名称又は住所の変更をした場合には、その者  
は、その変更をした日以後最初に当該商品先物取引の差金等決済をする日までに  
その変更をした後のその者の氏名又は名称及び住所を、当該商品先物取引に係る回  
場において行う商品先物取引

項第一号の商品取引員の営業所等の長又は同項第一号の商品取引所の長（次項において「特定商品取引員等」という。）に告知しなければならない。当該告知をした後、再び氏名若しくは名称又は住所の変更をした場合についても、同様とする。

4 | 商品先物取引の差金等決済をする者は、第一項又は前項の規定による告知をする際、当該告知をする当該特定商品取引員等に、次項に規定する書類を提示しなければならない。

5 | 法第四十一条の十四第三項に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げるいずれかの書類とする。

一 個人 当該個人の住民票の写し、住民票の記載事項証明書、健康保険の被保険者証、運転免許証、外国人登録証明書その他の財務省令で定める書類

二 法人（法人税法第一条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下、この号において同じ。） 当該法人の設立の登記に係る登記簿の謄本又は抄本、国税又は地方税の領収証書、納税証明書その他の財務省令で定める書類

6 | 商品先物取引の差金等決済をする者が法第四十一条の十四第三項に規定する商品取引員等（以下この条において「商品取引員等」という。）に同項の規定による告知又は第二項若しくは第三項の規定による告知をする場合において、当該商品取引員等が、財務省令で定めるところにより、その商品先物取引の差金等決済をする者の氏名又は名称及び住所その他の事項を記載した帳簿（その者が前項各号に掲げるいずれかの書類の写しを添付した申請書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、その商品先物取引の差金等決済をする者は、法第四十一条の十四第三項の規定又は第四項の規定にかかるらず、当該商品取引員等に対して、これらの規定に規定する書類の提示を要しないものとする。ただし、これらの告知をする氏名又は名称及び住所が当該帳簿に記載されているその者の氏名又は名称及び住所と異なるときは、この限りでない。

7 | 商品取引員等は、法第四十一条の十四第三項の規定による告知又は第一項若しく

は第三項の規定による告知があつた場合には、この告知があつた氏名又は名称及び住所が、当該告知の際に同條第二項の規定又は第四項の規定により提示を受けた書類に記載された氏名又は名称及び住所と同じであるかどうかを確認しなければならない。この場合において、当該告知をした者が前項に規定する帳簿に記載される者であるときは、当該告知があつた氏名又は名称及び住所が当該帳簿に記載されてゐる氏名又は名称及び住所と同じであるかどうかをそれぞれ確認しなければならない。

8 | 商品取引員等は、前項の規定による確認をした場合には、財務省令で定めるところにより、当該確認に関する帳簿（これに類する帳簿又は書類を含む。）に、当該確認をした旨を明らかにして、かつ、当該帳簿を保存しなければならない。

(商品先物取引に関する調書の提出)

- 第116条の二十一** 法第41条の十四第五項の承認を收むる事項に規定する商品取引等の種類その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を当該商品取引等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 2 前項の所轄税務署長は、同項の申請があつた場合において、その申請に之を承認をし、又は承認をしないことをしたときは、その申請をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。
- 3 法第41条の十四第四項に規定する商品先物取引に関する調書の様式は、財務省令で定める。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条の三の改正規定、第五条の二を削る改正規定、第五条の改正規定、同条を第五条の二とする改正規定、第四条の七を第五条とする改正規定、第五条の八第九項第六号の改正規定、第十七条第七項の改正規定、第十八条の三第四項の改正規定、第十九条の三第七項の改正規定、第二十五条の四第五項の改正規定、第二十五条の八第八項の改正規定、第二十五条の十二第二十三項の改正規定、第二十五条の十四第二項の改正規定、第二十五条の十九の改正規定、第二十五条の二十の改正規定、第二十五条の二十一の改正規定、第二十五条の二十三の改正規定、第三十二条の一から第三十二条の十までの改正規定、第三十二条の十二の改正規定、第三十三条の改正規定（同条第四項に係る部分を除く。）、第三十三条の二から第三十三条の八までの改正規定、第三十四条の二の改正規定、第三十七条第二項の改正規定、第三十七条の三の改正規定（同条第二項第二号に係る部分を除く。）、第三十九条の改正規定（同条

第十項第一号に係る部分を除く。）、第三十九条の二の改正規定、第三十九条の三の改正規定、第三十九条の七の改正規定（同条第五項第二号に係る部分、同項第三号に係る部分、同条第六項に係る部分及び同条第十二項第二号イ(1)に係る部分を除く。）、第三十九条の九の改正規定（同条第一項第三号に係る部分を除く。）、第三十九条の九の二の改正規定（同条第一項第一号に係る部分を除く。）、第三十九条の十第一項第一号の改正規定、第三十九条の十二の改正規定、第三十九条の十四から第二十九条の二十までの改正規定、第三十九条の二十三から第三十九条の二十九までの改正規定、第三十九条の三十五の五の改正規定、第三十九条の三十五の七から第三十九条の三十五の十までの改正規定及び第三十九条の三十五の十二の改正規定並びに附則第十五条第一項及び第三項、第十七条第三項、第二十条、第二十二条、第三十五条、第三十六条並びに第三十七条の規定 平成十三年三月三十一日

二 第七条第五項第一号の改正規定、第二十条の二第四項第一号ロの改正規定、同条第五項第二号及び第七项第一号の改正規定、同条第九項の改正規定、同条第十五項第一号から第三号までの改正規定、第二十二条の八第二十九項第四号の改正規定、第二十五条第十三項第二号の改正規定、同項第三号の改正規定、第二十五条の四第三項第二号イ(1)の改正規定、第二十五条の六第一項第三号の改正規定、第二十五

租税特別措置法施行令の  
一部を改正する政令案  
(所得税関係)

読み替え表

平成13年3月  
主税局税制第一課

改正後の租税特別措置法施行令第一十六条の二十二第一項による所得税法第四十一条の読替表

読

替

後

読

替

前

(確定所得申告)

第一百一十条 省略

(確定所得申告)

第一百一十条 同上

(確定所得申告)

第一百一十条 省略

4 その年において不動産所得、事業所得（租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する商品先物取引による事業所得を除く。）又は山林所得を生ずべき業務を行う居住者が第一項の規定による申告書を提出する場合（当該申告書が青色申告書である場合を除く。）には、財務省令で定めるところにより、これらの所得に係るその年中の総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を当該申告書に添付しなければならない。

4 その年において不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う居住者が第一項の規定による申告書を提出する場合（当該申告書が青色申告書である場合を除く。）には、財務省令で定めるところにより、これらの所得に係るその年中の総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を当該申告書に添付しなければならない。

改正後の租税特別措置法施行令第一十六条の二十二第三項による所得税法第五十一条の読み替表

読み替後

(予定納税額の減額の承認の申請)

第一百一一条 省略

2・3 省略

4 第一項又は第二項に規定する申告納税見積額とは、その年分の課税総所得金額、租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額（以下「商品先物取引に係る課税雑所得等の金額」という。）及び課税山林所得金額の見積額につき第二章（税額の計算）及び同項の規定に準じて計算した所得税の額から、当該課税総所得金額の見積額の計算の基礎となつた各種所得につき源泉徴収をされる所得税の額の見積額を控除した金額として政令で定めるところによつて計算した金額をいふ。

読み替前

(予定納税額の減額の承認の申請)

第一百一一条 同上

2・3 同上

4 第一項又は第二項に規定する申告納税見積額とは、その年分の課税総所得金額及び課税山林所得金額の見積額につき第三章（税額の計算）の規定に準じて計算した所得税の額から、当該課税総所得金額の見積額の計算の基礎となつた各種所得につき源泉徴収をされる所得税の額の見積額を控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額をいふ。

改正後の租税特別措置法施行令第一十六条の二十二項による所得税法第二百一十条の読替表

読 替 後

(確定所得申告)

第五十二条 居住者は、その年分の総所得金額、租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額（以下「商品先物取引に係る雑所得等の金額」という。）、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が第二章第四節（所得控除）の規定による雑損控除その他の控除の額の合計額を超える場合において、当該総所得金額、租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額（以下「商品先物取引に係る雑所得等の金額」という。）、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第八十七条第一項（所得控除の順序）の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第八十九条（税率）及び同法第四十一条の十四第一項の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当二十三条第一項（確定損失申告）の規定による申告書を提出する場合を除き、第三期（その年の翌年一月十六日から三月十五日までの期間をいう。以下「」の節において同じ。）において、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 その年分の総所得金額、租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額（以下「商品先物取引に係る雑所得等の金額」という。）、退職所得金額及び山林所得金額並びに第二章第四節の規定による雑損控除その他の控除の額並びに課税総所得金額、商品先物取引に係る課税雑所得等の金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額又は純損失の金額

二 省 略

三 第一号に掲げる課税総所得金額、商品先物取引に係る課税雑所得等の金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額につき第二章（税額の計算）の規定を適用して計算した所得税の額

四～十一 省 略

読 替 前

(確定所得申告)

第一百二十三条 居住者は、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が第二章第四節（所得控除）の規定による雑損控除その他の控除の額の合計額を超える場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第八十七条第一項（所得控除の順序）の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第八十九条（税率）の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるときは、第一百一十二条第一項（確定損失申告）の規定による申告書を提出する場合を除き、第二期（その年の翌年一月十六日から三月十五日までの期間をいう。以下「」の節において同じ。）において、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額並びに第二章第四節の規定による雑損控除その他の控除の額並びに課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額又は純損失の金額

二 同 上

三 第一号に掲げる課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額につき第二章（税額の計算）の規定を適用して計算した所得税の額

四～十一 同 上

改正後の租税特別措置法施行令第116条の1131項による所得税法第4111条の読み替表

読 替

前

後

(確定所得申告を要しない場合)

第4111条 その年において給与所得を有する居住者で、その年中に支払を受ける  
べき第118条第一項（給与所得）に規定する給与等（以下「給与等」という。）の金額が一千万円以下であるものは、次の各号のいずれかに該当す  
る場合には、前条第一項の規定にかかるらず、その年分の課税総所得金額、商品先  
物取引に係る課税雜所得等の金額及び課税山林所得金額に係る所得税については、  
同項の規定による申告書を提出することを要しない。ただし、不動産その他の資産  
をその給与所得に係る給与等の支払者の事業の用に供する」とによりその対価の支  
払を受ける場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

1 省略

2 同上

(確定所得申告を要しない場合)

第4111条 その年において給与所得を有する居住者で、その年中に支払を受ける  
べき第118条第一項（給与所得）に規定する給与等（以下「給与等」という。）の金額が一千万円以下であるものは、次の各号のいずれかに該当す  
る場合には、前条第一項の規定にかかるらず、その年分の課税総所得金額及び課税  
山林所得金額に係る所得税については、同項の規定による申告書を提出することを  
要しない。ただし、不動産その他の資産をその給与所得に係る給与等の支払者の事  
業の用に供する」とによりその対価の支払を受ける場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

1 省略

2 同上

改正後の租税特別措置法施行令第一十六条の二十二第二項による所得税法第四十一条の讀替表

読 替 後

(確定損失申告)

第四十一条 居住者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、その年の翌年において第七十条第一項若しくは第二項（純損失の繰越控除）若しくは第七十一条第一項（純損失の繰越控除）の規定の適用を受け、又は第四十一条第二項（純損失の繰戻しによる還付）の規定による還付を受けようとするときは、第二期において、税務署長に対し、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出することができる。

一 省 略

- 一 その年において生じた純損失の金額がその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をこえる場合
- 二 その年において生じた純損失の金額及び雑損失の金額（第七十条第一項若しくは第二項又は第七十一条第一項の規定により前年以前に控除されたもの及び第四十一条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。次項第一号において同じ。）の合計額が、これらの金額を控除しないで計算した場合のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をこえる場合

前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省 略

- 一 その年において生じた純損失の金額がある場合には、その年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額
- 二 その年において生じた純損失の金額又は純損失の金額がある場合には、これらの金額を控除しないで計算した場合のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額
- 三 その年において生じた純損失の金額がある場合には、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額
- 四 第一号に掲げる純損失の金額又は純損失の金額がある場合には、これらの金額を控除しないで計算した場合のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額
- 五 第七十一条第一項若しくは第二項又は第七十一条第一項の規定により翌年以後において総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算上控除することができる純損失の金額及び雑損失の金額

六・九 省 略

読 替 前

(確定損失申告)

第四十一条 同 上

読 替 後

一

同 上

- 二 その年において生じた純損失の金額及び雑損失の金額（第七十条第一項若しくは第二項又は第七十一条第一項の規定により前年以前に控除されたもの及び第四十一条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。次項第一号において同じ。）の合計額が、これらの金額を控除しないで計算した場合のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をこえる場合

同 上

一・二 同 上

- 三 その年において生じた純損失の金額がある場合には、その年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額
- 四 第一号に掲げる純損失の金額又は純損失の金額がある場合には、これらの金額を控除しないで計算した場合のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額
- 五 第七十一条第一項若しくは第二項又は第七十一条第一項の規定により翌年以後において総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算上控除することができる純損失の金額及び雑損失の金額

六・九 同 上

改正後の租税特別措置法施行令第一十六条の二十三第二項による所得税法第百一十七条の読み替表

読 替 後

読 替 前

(年の中途中で出国をする場合の確定申告)

第百一十七条 居住者は、年の中途中において出国をする場合において、その年一月一日からその出国の時までの間ににおける総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額について、第二百二十条第一項（確定所得申告）の規定による申告書を提出しなければならない場合に該当するときは、第三項の規定による申告書を提出する場合を除き、その出国の時までに、税務署長に対し、その時の現況により同条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

2 居住者は、年の中途中において出国をする場合において、その年一月一日からその

出国の時までの間における総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額について、第二百一十二条第一項（還付を受けるための申告）の規定による申告書を提出することができる場合に該当するときは、前項の規定による申告書を提出すべき場合及び次項の規定による申告書を提出することができる場合を除き、税務署長に対し、そ  
の時の現況により第二百一十条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する

3・4 同上

(年の中途中で出国をする場合の確定申告)

第百一十七条 居住者は、年の中途中において出国をする場合において、その年一月一日からその出国の時までの間ににおける総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額について、第二百一十二条第一項（還付を受けるための申告）の規定による申告書を提出することができる場合に該当するときは、前項の規定による申告書を提出すべき場合及び次項の規定による申告書を提出することができる場合を除き、税務署長に対し、そ  
の時の現況により第二百一十条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する

3・4 同上

改正後の租税特別措置法施行令第一一十六条の二十一第二項による所得税法第四五十五條の讀替表

読

替

後

(青色申告書に係る更正)

第四五十五條 税務署長は、居住者の提出した青色申告書に係る年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額若しくは山林所得金額又は純損失の金額の更正をする場合には、その居住者の帳簿書類を調査し、その調査によりこれらの金額の計算に誤りがあると認められる場合に限り、これをすることができる。ただし、次に掲げる場合は、その帳簿書類を調査しないでその更正をする」と妨げない。

一・二 省略

2 税務署長は、居住者の提出した青色申告書に係る年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額若しくは山林所得金額又は純損失の金額の更正（前項第一号に規定する事由のみに基因するものを除く。）をする場合には、その更正に係る国税通則法第一一十八条第二項（更正通知書の記載事項）に規定する更正通知書にその更正の理由を附記しなければならない。

読

替

前

(青色申告書に係る更正)

第四五十五條 税務署長は、居住者の提出した青色申告書に係る年分の総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額又は純損失の金額の更正（前項第一号に規定する事由のみに基因するものを除く。）をする場合には、その更正に係る国税通則法第一一十八条第二項（更正通知書の記載事項）に規定する更正通知書にその更正の理由を附記しなければならない。

一・一 同上

2 税務署長は、居住者の提出した青色申告書に係る年分の総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額又は純損失の金額の更正（前項第一号に規定する事由のみに基因するものを除く。）をする場合には、その更正に係る国税通則法第一一十八条第二項（更正通知書の記載事項）に規定する更正通知書にその更正の理由を附記しなければならない。

改正後の租税特別措置法施行令第16条の1-11第2項による所得税法第141-11条の読み替表

読み替前 後

(財産債務明細書の提出)

第141-11条 次の各号に掲げる申告書を提出する者は、当該申告書に記載したその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額及び山林所得金額の合計額が一千万円を、(以下「」)により、その者(第一号に掲げる申告書で第1-14条第一項(確定申告書を提出すべき者が死亡した場合の確定申告))、(第二百六十六条(非居住者に対する準用))において準用する場合を含む。)の規定に該当して提出されたものについては、第二百一十四条第一項に規定する死亡をした者とし、第一号に掲げる申告書については、第二百一十五条第一項(年の中途で死亡した場合の確定申告)に規定する死亡をした者とする。)が当該各号に掲げる日又は時において有する財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した明細書を、当該申告書の提出の際、税務署長に提出しなければならない。

1-2 省略

2 前項の規定は、同項各号に掲げる申告書に係る修正申告書を提出する者がその修正申告書に記載したその申告後の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額及び山林所得金額の合計額が一千万円を、(以下「」)となる場合について準用する。

1-2 同上

2 前項の規定は、同項各号に掲げる申告書に係る修正申告書を提出する者がその修正申告書に記載したその申告後の総所得金額及び山林所得金額の合計額が二千万円を、(以下「」)となる場合について準用する。

(財産債務明細書の提出)

第141-11条 次の各号に掲げる申告書を提出する者は、当該申告書に記載したその年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が一千万円を、(以下「」)により、その者(第一号に掲げる申告書で第1-14条第一項(確定申告書を提出すべき者が死亡した場合の確定申告))、(第二百六十六条(非居住者に対する準用))において準用する場合を含む。)の規定に該当して提出されたものについては、第二百一十四条第一項に規定する死亡をした者とし、第一号に掲げる申告書については、第二百一十五条第一項(年の中途で死亡した場合の確定申告)に規定する死亡をした者とする。)が当該各号に掲げる日又は時において有する財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した明細書を、当該申告書の提出の際、税務署長に提出しなければならない。

読み替前

改正後の租税特別措置法施行令第一一十六条の二十三第四項による所得税法施行令第十一條の読替表

読

替

後

読

替

前

(寡婦の範囲)

第十一條 省略

2 法第一條第一項第二十一号イに規定する者と生計を一にする親族で政令で定めるものは、その者と生計を一にする者（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされてる者を除く。）でその年分の総所得金額、租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額（以下「商品先物取引に係る雑所得等の金額」という。）、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が基礎控除の額に相当する金額以下のものとする。

(寡婦の範囲)

第十一條 同上

2 法第一條第一項第二十一号イに規定する者と生計を一にする親族で政令で定めるものは、その者と生計を一にする者（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）でその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が基礎控除の額に相当する金額以下のものとする。

改正後の租税特別措置法施行令第116条の111第4項による所得税法施行令第11条の1の読み替表

読み替前 後

(寡夫の範囲)

第11条の2 同 上

2 法第1条第一項第二十一号の一に規定するその者と生計を一にする親族で政令で定めるものは、その者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族としている者を除く。）でその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が基礎控除の額に相当する金額以下のものとする。

(寡夫の範囲)

第11条の1 同 上

2 法第1条第一項第三十一号の一に規定するその者と生計を一にする親族で政令で定めるものは、その者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族としている者を除く。）でその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が基礎控除の額に相当する金額以下のものとする。

読み替前

改正後の租税特別措置法施行令第116条の111第4項による所得税法施行令第17条の読者表

読　　前　　後

(非永住者の国外源泉所得のうち課税される部分の金額の範囲等)

第十七条 法第七条第一項第一号(非永住者の課税所得の範囲)に規定する国内源泉所得以外の所得(以下この条において「国外源泉所得」という。)で国内において支払われ、又は国外から送金されたものの範囲については、次に定めるところによる。

一～四 同 上

五 非永住者の国外源泉所得に係る所得で国外の支払に係るものの中、前各号の規定により送金があったものとみなされたものに係る各種所得については、それぞれその各種所得と、これと同一種類の国外源泉所得に係る所得で国内の支払に係るもの及び国内源泉所得に係る所得とを合算してその者の総所得金額、商品取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額を計算する。

六 同 上

読　　前　　替

(非永住者の国外源泉所得のうち課税される部分の金額の範囲等)

第十七条 同 上

五 非永住者の国外源泉所得に係る所得で国外の支払に係るものの中、前各号の規定により送金があったものとみなされたものに係る各種所得については、それぞれその各種所得と、これと同一種類の国外源泉所得に係る所得で国内の支払に係るもの及び国内源泉所得に係る所得とを合算してその者の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額を計算する。

六 同 上

改正後の租税特別措置法施行令第一十六条の二十一第四項による所得税法施行令第二百七十九条の読み替表

読 替 後 読 替 前

(事業を廃止した場合の必要経費の特例)

第二百七十九条 法第六十三条(事業を廃止した場合の必要経費の特例)の規定により

同条に規定する必要経費に算入されるべき金額を同条に規定する廃止した日の属する年分又はその前年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入する場合における当該不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算については、次に定めるところによる。

一 当該必要経費に算入されるべき金額が次に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下である場合には、当該必要経費に算入されるべき金額の全部を当該廃止した日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費と算入する。

イ 当該必要経費に算入されるべき金額が生じた時の直前において確定している当該廃止した日の属する年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額

口 省 略

二 当該必要経費に算入されるべき金額が前号に掲げる金額のうちいずれか低い金額をこえる場合には、当該必要経費に算入されるべき金額のうち、当該いずれか低い金額に相当する部分の金額については、当該廃止した日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入し、そのこえる部分の金額に相当する金額については、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を限度としてその年の前年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入する。

イ 当該必要経費に算入されるべき金額が生じた時の直前において確定している当該前年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額

口 省 略

(事業を廃止した場合の必要経費の特例)  
第二百七十九条 同 上

イ 当該必要経費に算入されるべき金額が生じた時の直前において確定している当該廃止した日の属する年分の総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額

口 同 上

二 同 上

イ 当該必要経費に算入されるべき金額が生じた時の直前において確定している当該前年分の総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額

口 同 上

改正後の租税特別措置法施行令第一十六条の一(三)第四項による所得税法施行令第二百八十九条の讀替表

読 替 後  
読 替 前

(資産の譲渡代金が回収不能となつた場合等の所得計算の特例)

第二百八十九条 省 略

2 法第六十四条第一項に規定する収入金額又は総収入金額で、回収することができない」ととなつたもの（同条第一項の規定により回収する」とができない」となつたものとみなされるものを含む。）又は返還すべき」ととなつたもの（以下の）の項において「回収不能額等」という。）のうち、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額に達するまでの金額は、同条第一項に規定する各種所得の金額の計算上、なかつたものとみなす。

一 回収不能額等が生じた時の直前において確定している法第六十四条第一項に規定する年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額

二 省 略

(資産の譲渡代金が回収不能となつた場合等の所得計算の特例)

第二百八十九条 同 上

2 同 上  
一 回収不能額等が生じた時の直前において確定している法第六十四条第一項に規定する年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額

二 同 上

改正後の租税特別措置法施行令第一一十六条の二十一の第四項による所得税法施行令第一一四四条の読み替表

読み替前後

(雑損失の繰越控除)

第一一四四条 法第七十一条第一項(雑損失の繰越控除)の規定による雑損失の金額の控除については、次に定めるところによる。

一 省略

一 前年以前二年内の一の年において生じた雑損失の金額で前年以前において控除されなかつた部分に相当する金額があるときは、これをその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除する。

2 省略

(雑損失の繰越控除)

第一一四四条 同上

一 同上

一 前年以前二年内の一の年において生じた雑損失の金額で前年以前において控除されなかつた部分に相当する金額があるときは、これをその年分の総所得金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除する。

2 同上

読み替前

改正後の租税特別措置法施行令第116条の111第4項による所得税法施行令第115条の読み替表

読 替 後

読 替 前

(雑損控除の適用を認める親族の範囲)

第一四五条 法第七十一條第一項(雑損控除)に規定する政令で定める親族は、居住者の配偶者その他の親族でその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が基礎控除の額に相当する金額以下のものとする。

2 前項に規定する親族と生計を一にする居住者が一人以上ある場合における法第七十一条第一項の規定の適用については、当該親族は、これらの居住者のうちいずれかの居住者の親族にのみ該当するものとし、その親族がいずれの居住者の親族に該当するかについては、次に定めることによる。

一 省略

二 その親族が控除対象配偶者又は扶養親族に該当しない場合には、次に定めるとによる。

イ 省略

ロ その親族が配偶者以外の親族に該当する場合には、これらの居住者のうち総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が最も大きい居住者の親族とする。

読 替 上

前

(雑損控除の適用を認める親族の範囲)

第一百五条 法第七十一條第一項(雑損控除)に規定する政令で定める親族は、居住者の配偶者その他の親族でその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が基礎控除の額に相当する金額以下のものとする。

2 同 上

一 同 上

二 同 上

イ 同 上

ロ その親族が配偶者以外の親族に該当する場合には、これらの居住者のうち総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が最も大きい居住者の親族とする。

改正後の租税特別措置法施行令第116条の111第4項による所得税法施行令第119条の読み替表

読 替 後

(1)以上の居住者がある場合の扶養親族の所属)

第119条 省 略

2 前項の場合において、1以上の居住者が同一人をそれぞれ自己の扶養親族として申告書等に記載したときは、その他同項の規定により、いずれの居住者の扶養親族とするかを定められないときは、次に定めるところによる。

1 その年において既に1の居住者が申告書等の記載によりその扶養親族としている場合には、当該親族は、当該居住者の扶養親族とする。

1 前号の規定によつても、いすれの居住者の扶養親族とするかが定められない扶養親族は、居住者のうち総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額又は当該親族がいすれの居住者の扶養親族とするかを判定すべき時における当該合計額の見積額が最も大きい居住者の扶養親族とする。

読 替 前

(1)以上の居住者がある場合の扶養親族の所属)

第119条 同 上

1 同 上

1 前号の規定によつても、いすれの居住者の扶養親族とするかが定められない扶養親族は、居住者のうち総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額又は当該親族がいすれの居住者の扶養親族とするかを判定すべき時における当該合計額の見積額が最も大きい居住者の扶養親族とする。

改正後の租税特別措置法施行令第一一十六条の二十一の第四項による所得税法施行令第一一五〇一十一一条の読み替表

読 替 後 読 替 前

(控除限度額の計算)

第一一五〇一十一一条 省 略

- 2 前項に規定するその年分の所得総額は、法第七十条第一項若しくは第一項（純損失の繰越控除）又は第七十一条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額とする。ただし、当該合計額が次項に規定するその年分の国外所得総額に満たない場合は、当該国外所得総額に相当する金額とする。
- 3 第一項に規定するその年分の国外所得総額は、その年において生じた法第一百六十一条（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得（次項及び第六項において「国内源泉所得」といふ。）に係る所得以外の所得（非永住者については、法第七条第一項第一号（課税所得の範囲）の規定により所得税を課されるものに限る。）のみについて所得税を課するものとした場合に課税標準となるべきその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額に相当する金額とする。

4~6 同 上

(控除限度額の計算)

第一一四〇一十一一条 同 上

- 2 前項に規定するその年分の所得総額は、法第七十条第一項若しくは第一項（純損失の繰越控除）又は第七十一条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額とする。ただし、当該合計額が次項に規定するその年分の国外所得総額に満たない場合は、当該国外所得総額に相当する金額とする。
- 3 第一項に規定するその年分の国外所得総額は、その年において生じた法第一百六十一条（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得（次項及び第六項において「国内源泉所得」といふ。）に係る所得以外の所得（非永住者については、法第七条第一項第一号（課税所得の範囲）の規定により所得税を課されるものに限る。）のみについて所得税を課するものとした場合に課税標準となるべきその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額に相当する金額とする。

4~6 同 上

改正後の租税特別措置法施行令第一一十六条の一<sup>二</sup>第三項による所得税法施行令第一百五十八条の読替表

読 替 後 読 替 前

(年の中途中で非居住者が居住者となつた場合の税額の計算)

第一百五十八条 法第二百二条（年の中途中で非居住者が居住者となつた場合の税額の計算）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同条に規定する居住者につき次に定める順序により計算した所得税の額とする。

一 その者がその年において居住者であった期間（以下この条において「居住者期間」という。）内に生じた法第七条第一項第一号（居住者の課税所得の範囲）に掲げる所得（居住者期間のうちにその者が非永住者であつた期間がある場合には、当該所得及び当該期間内に生じた同項第一号に掲げる所得）及びその者がその年において非居住者であつた期間（以下この条において「非居住者期間」という。）内に生じた法第六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者の区分に応する当該各号に掲げる国内源泉所得に係る所得を、法第二編第二章第二節（各種所得の金額の計算）の規定に準じてそれぞれ各種所得に区分し、その各種所得ごとに所得の金額を計算する。

二 前号の所得の金額（同号の規定により区分した各種所得のうちに、同種の各種所得で居住者期間内に生じたものと非居住者期間内に生じたものとがある場合には、それぞれの各種所得に係る所得の金額の合計額）を基礎とし、法第二編第二章第一節及び第二節（課税標準、損益通算及び損失の繰越控除）の規定に準じて、総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額を計算する。

三 前号の所得の金額（同号の規定により区分した各種所得のうちに、同種の各種所得で居住者期間内に生じたものと非居住者期間内に生じたものとがある場合には、それぞれの各種所得に係る所得の金額の合計額）を基礎とし、法第二編第二章第一節及び第三節（課税標準、損益通算及び損失の繰越控除）の規定に準じて、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額を計算する。

四 前号の課税総所得金額、課税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額（以下「商品先物取引に係る課税雑所得等の金額」という。）、課税退職所得金額又は課税山林所得金額を計算する。

(年の中途中で非居住者が居住者となつた場合の税額の計算)

第一百五十八条 同上

一 同上

四 前号の課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額を基礎とし、法第二編第二章第一節（税率）の規定に準じて所得税の額を計算する。

項の規定に準じて所得税の額を計算する。

五・六 省 略

2

3 第一項第一号の規定により同号に規定する基礎控除その他の控除を行つ場合には、これらの控除のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる金額を控除する。

一 雑損控除 法第七十二条第一項（雑損控除）に規定する損失の金額で居住者期間内に生じたものと当該損失の金額で非居住者期間内に生じたもの（第二百九十二条第一項第十五号（非居住者の総合課税に係る所得税の課税標準等の計算）の規定に該当する損失の金額に限る。）との合計額が法第七十二条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額（第一項第一号に規定する総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額を同条第一項第一号に掲げる金額とした場合における同項各号に掲げる金額とする。）を超える場合におけるその超える部分の金額

二 医療費控除 その者が居住者期間内に支払つた法第七十二条第一項（医療費控除）に規定する医療費の金額が第一項第一号に規定する総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額（当該金額が十万円を超える場合には、十万円）を超える場合におけるその超える部分の金額（当該金額が一百万円を超える場合には、一百万円）

三・四 同 上

五・六 同 上  
2 同 上

3 同 上

一 雑損控除 法第七十二条第一項（雑損控除）に規定する損失の金額で居住者期間内に生じたものと当該損失の金額で非居住者期間内に生じたもの（第二百九十二条第一項第十五号（非居住者の総合課税に係る所得税の課税標準等の計算）の規定に該当する損失の金額に限る。）との合計額が法第七十二条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額（第一項第二号に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額を同条第一項第一号に掲げる金額とした場合における同項各号に掲げる金額とする。）を超える場合におけるその超える部分の金額

二 医療費控除 その者が居住者期間内に支払つた法第七十三条第一項（医療費控除）に規定する医療費の金額が第一項第一号に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額（当該金額が十万円を超える場合には、十万円）を超える場合におけるその超える部分の金額（当該金額が一百万円を超える場合には、一百万円）

三・四 同 上

4 省 略

4 同 上

4 省 略

改正後の租税特別措置法施行令第二十六条の二十三第四項による所得税法施行令第二百六十二条の読み替表

讀 替 後 前

### (申告納税見積額の計算)

**第二百六十一条** 法第一百一条第四項（予定納税額の減額の承認の申請）に規定する政令で定めると、二により計算した金額は、第一号に掲げる金額から第一号に掲げ

### (申告納税見積額の計算)

第二百六十一条 同上

その年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額及び山林所得金額の見積額からその年分の法第二編第一章第四節（所得控除）に規定する控除の額の見積額を法第八十七条第二項（所得控除の順序）の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、商品先物取引に係る課税雑所得等の金額又は課税山林所得金額とみなして、同編第三章第一節（税率）及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）の規定を適用する場合の税率（但書記載の税率）、同法第二十五条（税額の算定）の規定による税率

その年分の総所得金額及び山林所得金額の見積額からその年分の法第二編第二章第四節（所得控除）に規定する控除の額の見積額を法第八十七条第二項（所得控除の順序）の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額又は課税山林所得金額とみなして、同編第三章第一節（税率）の規定を適用して計算した場合の所得税の額から同章第二節（税額控除）の規定による控除の額を法第九十二条第二項（税額控除の順序等）の規定に準じて控除した後の所得税の額

税の額 省略

二 同上

改正後の租税特別措置法施行令第一二六条の二十三第四項による所得税法施行令第一百六十六條の読み替表

讀 替 後

(延滞条件付譲渡に係る税額の計算等)

### (延払条件付譲渡に係る税額の計算等)

**第二百六十六條** 法第百三十二条第四項(延滞条件付譲渡に係る所得税額の延納)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる金額から第二

第二百六十六条 同上

一法第二百三十一条第一項第一号に規定する申告書に記載された法第二百三十一条第二

一  
同  
上

項第三号(確定所得申告に係る所得税額)に掲げる所得税の額

前号に規定する申告書に記載された法第百一十条第一項第一号に掲げる課税総所得金額、商品先物取引に係る課税雑所得等の金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額から、これらの金額の計算の基礎となつた譲渡所得の金額（法第三十三条第二項第二号（譲渡所得の金額）に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額）又は山林所得の金額に、イに掲げる金額のうちに口に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額につき法第二編第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品

前号に規定する申告書に記載された法第二百一十条第一項第一号に掲げる課税所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額から、これらの金額の計算の基礎となつた譲渡所得の金額（法第三十三条第三項第二号（譲渡所得の金額）に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額）又は山林所得の金額に、イに掲げる金額のうちに口に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額につき法第二編第三章（税額の計算）の規定に準じて計算した所得税の額

イ 当該課税総所得金額、商品先物取引に係る課税雑所得等の金額又は課税山林所得金額の計算の基礎となつた譲渡所得又は山林所得に係る総収入金額

イ 当該課税総所得金額又は課税山林所得金額の計算の基礎となつた譲渡所得又は山林所得に係る総収入金額

2 法第百三十五条第一項第一号（延払条件付譲渡に係る所得措

同上

に規定する政令で定めると、<sup>二</sup>により計算した金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除する。

二 法第百二十五条第一項第一号に規定する申告又は更正があつた後におけるその

二  
同上

年分の課税総所得金額、商品先物取引に係る課税雑所得等の金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額から、これらの金額の計算の基礎となつた譲渡所得の金額（法第三十三条第二項第一号に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額）又は山林所得の金額に、イに掲げる金額のうちに口に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額につき法第二編第三章及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）の規定に準じて計算した所得税の額

年分の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額から、これらの金額の計算の基礎となつた譲渡所得の金額（法第二十三条第三項第一号に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額）又は山林所得の金額に、イに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額につき法第二編第三章の規定に準じて計算した所得税の額

イ 当該課税総所得金額、商品先物取引に係る課税雑所得等の金額又は課税山林所得金額の計算の基礎となつた譲渡所得又は山林所得に係る総収入金額

ロ 当該申告又は更正があつた後における法第百三十二条第四項に規定する賦税金の額の合計額

3 第一項第一号又は前項第一号に掲げる所得税の額を計算する場合におけるいれいの規定に定める控除について、次に定めることとする。

一 省略

- 一 控除すべき譲渡所得に係る金額は、課税総所得金額、商品先物取引に係る課税雑所得等の金額、課税山林所得金額又は課税退職所得金額から順次控除する。
- 二 控除すべき山林所得に係る金額は、課税山林所得金額、課税総所得金額、商品先物取引に係る課税雑所得等の金額又は課税退職所得金額から順次控除する。

四 省略

3 同上

一 同上

- 一 控除すべき譲渡所得に係る金額は、課税総所得金額、課税山林所得金額又は課税退職所得金額から順次控除する。
- 二 控除すべき山林所得に係る金額は、課税山林所得金額、課税総所得金額又は課税退職所得金額から順次控除する。

四 同上

イ 当該課税総所得金額又は課税山林所得金額の計算の基礎となつた譲渡所得又は山林所得に係る総収入金額

ロ 同上

租税特別措置法施行令の  
一部を改正する政令案

(所得税関係)

参考資料

平成13年3月  
主税局税制第一課

## 平成13年度税制改正の要綱（抄）

〔平成13年1月16日  
閣議決定〕

### 四 金融関係税制

- 2 商品先物取引による所得に対する所得税については、次により申告分離課税を行うこととする。
  - (1) 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成13年4月1日から平成15年3月31日までの期間（以下「適用期間」という。）内に、商品取引所法に規定する先物取引（以下「商品先物取引」という。）をし、かつ、当該商品先物取引の差金等決済をした場合には、当該差金等決済に係る当該商品先物取引による事業所得及び雑所得（以下「商品先物取引による所得」という。）については、他の所得と分離して20%の税率により確定申告を通じて課税する。
  - (2) 商品先物取引による所得の金額の計算上生じた損失の金額は、商品先物取引による所得以外の所得との通算及び翌年以降への繰越しは認めない。
  - (3) 適用期間内に商品先物取引の差金等決済をする者は、その差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、その者の氏名又は名称及び住所を、その商品先物取引の委託等をする商品取引員等に告知しなければならないものとし、当該商品取引員等は、一定の公的書類により本人確認をしなければならないものとする。  
なお、商品先物取引の差金等決済をする者が、商品取引員等との間で商品先物取引の委託等の契約を締結する際、一定の告知及び本人確認を行っているときは、当該契約に基づく商品先物取引の差金等決済につき告知があったものとして取り扱う。
  - (4) 商品取引員等は、適用期間内に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行った商品先物取引について差金等決済があった場合には、その者の氏名及び住所、当該差金等決済の方法、当該差金等決済に係る商品先物取引の約定価格等の事項を記載した調書（以下「商品先物取引に関する調書」という。）を、その商品先物取引の差金等決済があった日の属する月の翌月末日までに、当該商品取引員等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないものとする。
  - (5) 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、商品先物取引に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該商品先物取引に関する調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の商品先物取引に関する帳簿書類その他の物件を検査することができることとする。
  - (6) 商品先物取引に関する調書の提出義務及び調査従事者等の守秘義務に対する違反行為等について所要の罰則規定を設ける。

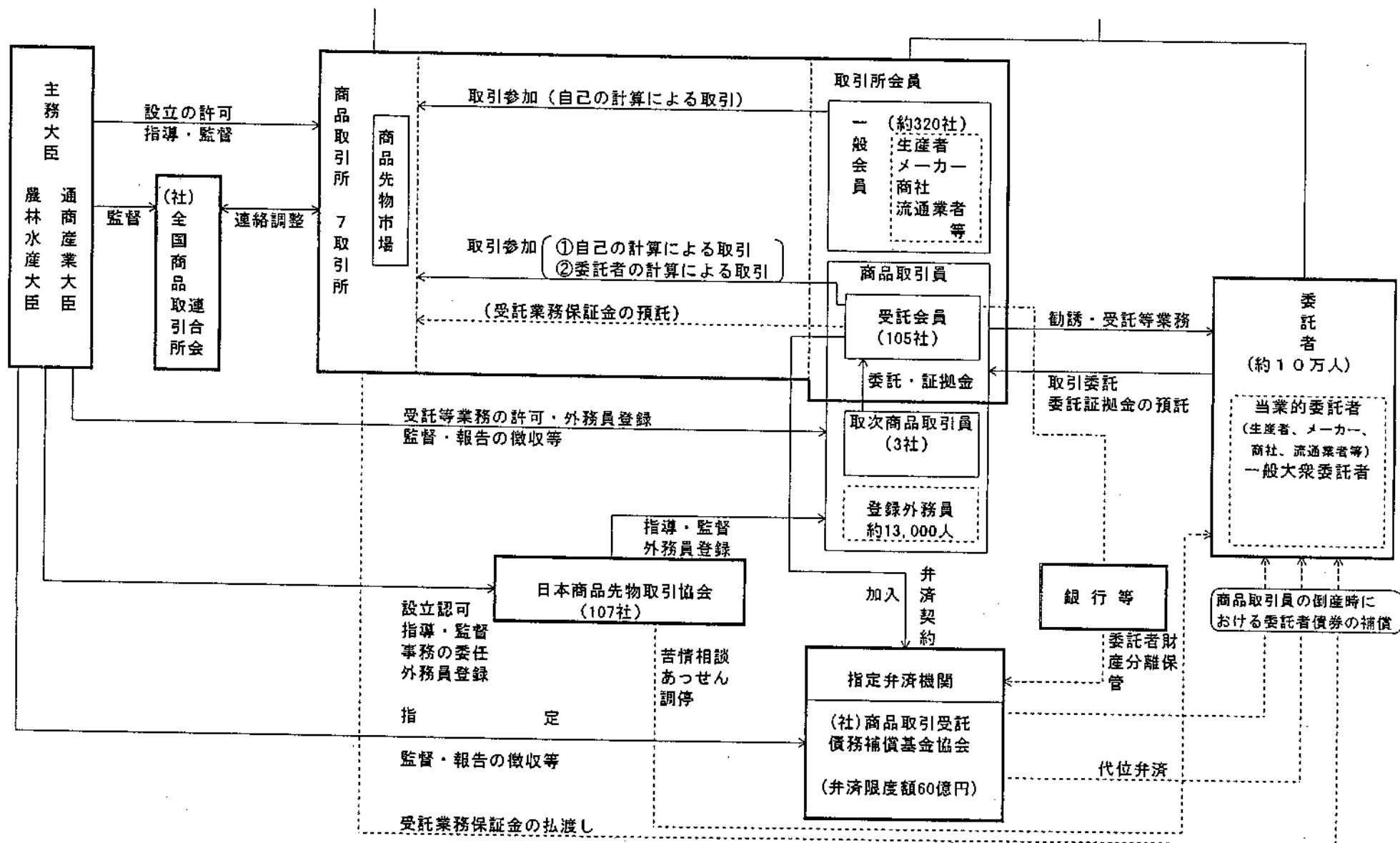
## 商品取引所制度の仕組み

### 【商品先物市場の機能】

常設市場の提供と大量取引の確保、価格の平準化  
公正な価格形成と価格指標の提供、ヘッジング

### 【取引参加の目的】

ヘッジング、投機



## 所管物品等一覧

【通商産業省所管】

【農林水産省所管】

| 商品取引所     | 商品市場       | 上場商品構成物品・上場商品指指数対象物品                            |
|-----------|------------|---|
| 東京穀物商品取引所 | 農産物市場      | IOM一般大豆、Non-GOM大豆、小豆、とうもろこし、コーヒー生豆（アラビカ種、ロブスタ種） |
|           | 砂糖市場       | 粗糖、精糖   |
| 中部商品取引所   | 農産物市場      | IOM一般大豆、Non-GOM大豆、小豆                            |
|           | 畜産物市場      | 鶏卵  |
|           | 砂糖市場       | 精糖  |
|           | 織糸市場       | 乾織  |
| 関西商品取引所   | 農産物市場      | IOM一般大豆、Non-GOM大豆、小豆                            |
|           | 砂糖市場       | 粗糖、精糖   |
|           | 織糸市場       | 生糸  |
|           | 農産物・飼料指數市場 | とうもろこし、大豆油かす                                    |
| 関門商品取引所   | 農産物市場      | IOM一般大豆、Non-GOM大豆、小豆、とうもろこし、ブロイラー               |
|           | 砂糖市場       | 精糖  |
| 横浜商品取引所   | 織糸市場       | 日本生糸、国際生糸、乾織                                    |

注) IOM一般大豆 : インディアナ、オハイオ、ミシガンの3州で生産される黄大豆。

Non-GOM大豆 : 非遺伝子組換え大豆。

アラビカ種 : 中南米を中心に赤道直下の熱帯から亜熱帯地区全般の高所で栽培され、世界で生産されるコーヒーの70%近い数量を占めている。

ロブスタ種 : 主にインドネシアやベトナムなどのアジア諸国及びアフリカ諸国で生産。成長が早く、病害虫に強く、低地でも栽培できる。

| 商品取引所    | 商品市場     | 上場商品構成物品・上場商品指指数対象物品 |
|----------|----------|----------------------|
| 東京工業品取引所 | 貴金属市場    | 金、銀、白金、パラジウム         |
|          | アルミニウム市場 | アルミニウム               |
|          | ゴム市場     | RSS                  |
|          | 石油市場     | ガソリン、灯油              |
| 中部商品取引所  | 綿糸市場     | 綿糸（40番手）             |
|          | 石油市場     | ガソリン、灯油              |
| 大阪商品取引所  | 綿糸市場     | 綿糸（20番手、40番手）        |
|          | ゴム市場     | RSS、TSR              |
|          | アルミニウム市場 | アルミニウム               |
|          | 天然ゴム指數市場 | RSS、TSR              |

注) RSS : ゴム樹から採取したゴム液を凝固させ、シート状に圧延したものを燃焼して仕上げる。

TSR : ラテックス又は固形ゴムを原料とし、機械化した工程で固形ゴムを粉碎、水洗いしたのち、熱風で乾燥させて短時間で仕上げる。

番手 : 重さ1ポンドで長さが840ヤードのものを1番手。40番手は1ポンドで長さが3万3,600ヤード。

## ○ 商品先物取引の概要

(商品取引所の定める基準及び方法に従って、商品市場において行われる次に掲げる取引をいう。)

### 1. 商品の現物先物取引 (2⑥一) (現物先物取引)

当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的物となつている商品の転売又は貯戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

⇒反対売買による差金決済又は限月に現物の受渡しによる決済

### 2. 商品の価格をベースとする現金決済方式の先物取引 (現金決済型先物取引) (2⑥二)

当事者が商品についてあらかじめ約定する価格 (約定価格) と将来の一定の時期における現実の当該商品の価格の差に基づいて算出される金額の授受を約する取引

⇒反対売買による差金決済又は限月に取引所の最終清算価格との差金決済

### 3. 商品指指数先物取引 (2⑥三)

当事者が商品指指数についてあらかじめ約定する数値 (約定指指数) と将来の一定の時期における現実の当該商品指指数の数値の差に基づいて算出される金額の授受を約する取引

⇒反対売買による差金決済又は限月に取引所の最終清算指指数との差金決済

### 4. 商品オプション取引

#### (1) 商品の現物先物取引のオプション取引 (2⑥四イ)

当事者の一方の意思表示により当事者間において上記1の現物先物取引を成立させることができると権利 (オプション) を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

#### (2) 商品の価格をベースとする現金決済方法の先物取引のオプション取引 (現金決済型先物取引のオプション取引) (2⑥四ロ)

当事者の一方の意思表示により当事者間において上記2の現金決済型先物取引を成立させることができると権利 (オプション) を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

#### (3) 商品指指数先物取引のオプション取引 (2⑥四ハ)

当事者の一方の意思表示により当事者間において上記3の商品指指数先物取引を成立させることができると権利 (オプション) を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

#### (4) 商品の価格をベースとするオプション取引

(商品約定価格のオプション取引) (2⑥四四括弧書 (実態なし))  
上記(2)に準ずる取引で商品取引所の定めるもの

#### (5) 商品指指数のオプション取引 (2⑥四四括弧書 (実態なし))

上記(3)に準ずる取引で商品取引所の定めるもの

### 5. 商品の実物取引のオプション取引 (2⑧二ホ (実態なし))

当事者の一方の意思表示により当事者において下記(注)の上場商品の売買取引を成立させることができると権利 (実物オプション) を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

## ● オプション取引の決済方法

### 1 オプションの反対売買した場合 (反対売買したときに損益確定) オプション (権利) の反対売買によるプレミアム代金との差金決済。

### 2 オプション行使した場合

(権利行使期日までに行使したときにプレミアム代金の損失 (利益) が確定) (権利行使期日までに権利行使しないときは同日に損失 (利益) が確定)

| コール・オプション (買う権利)   | プット・オプション (売る権利)   |
|--|--|
| 契約当初に約定価格で約定した数量の商品の現物先物取引を買付ける建玉を取得。  | 契約当初に約定価格で約定した数量の商品の現物先物取引を売付ける建玉を取得。  |
| ⇒反対売買による差金決済又は限月に現物の受渡しによる決済   | ⇒反対売買による差金決済又は限月に現物の受渡しによる決済   |
| 契約当初に約定した商品の価格で約定した数量の現金決済型先物取引を買付ける建玉を取得。                                   | 契約当初に約定した商品の価格で約定した数量の現金決済型先物取引を売付ける建玉を取得。                                   |
| ⇒反対売買による差金決済又は限月に最終清算価格との差金決済  | ⇒反対売買による差金決済又は限月に最終清算価格との差金決済  |
| 契約当初に約定した商品指指数で約定した数量の商品指指数先物取引を買付ける建玉を取得。                                   | 契約当初に約定した商品指指数で約定した数量の商品指指数先物取引を売付ける建玉を取得。                                   |
| ⇒反対売買による差金決済又は限月に最終清算指指数との差金決済   | ⇒反対売買による差金決済又は限月に最終清算指指数との差金決済   |
| 契約当初に約定した商品の価格とオプションを権利行使した日の有価証券の価格との差に一定金額を乗じた額を授受することを約する取引が成立 (差金決済となる。) | 契約当初に約定した商品指指数とオプションを権利行使した日の有価証券指指数との差に一定金額を乗じた額を授受することを約する取引が成立 (差金決済となる。) |
| 契約当初に約定価格で約定した数量の商品 (現物) を買ふことができる。  | 契約当初に約定価格で約定した数量の商品 (現物) を売付けることができる。  |

| コール・オプション (買う権利)  | プット・オプション (売る権利)  |
|---|---|
| (買い手)<br>最終の権利行使期日 (満期日) までに買う権利を放棄するとオプション料 (プレミアム) の損失が確定する。<br>↓<br>(売り手)<br>売る義務が消滅して満期日にプレミアムの利益が確定する。 | (買い手)<br>最終の権利行使期日 (満期日) までに売る権利を放棄するとオプション料 (プレミアム) の損失が確定する。<br>↓<br>(売り手)<br>買う義務が消滅して満期日にプレミアムの利益が確定する。 |
|   |   |

(注) 商品の実物取引 (2⑧二ホ (実態なし))  
上場商品の売買取引で上記1の取引に該当しないもの

(注) (2⑧二ホ) は、商品取引所法の引用条項

# ○商品取引所法 (昭和二十五年八月五日)

(法律第二百三十九号)

## (定義)

第二条 この法律において「商品取引所」とは、商品又は商品指數及び方法に従つて、商品市場において行われる次に掲げる取引をいわ。すなはち、  
一、当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的物となつてゐる商品の転売又は貿易しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引。

二、当事者が商品に基づいてあらかじめ約定する価格(以下「約定価格」という。)と将来の一定の時期における現実の当該商品の価格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引。

三、当事者が商品指數についてあらかじめ約定する数値(以下「約定指數」という。)と将来の一定の時期における現実の当該商品指數の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引。

四、当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができるとする権利(以下「オプション」という。)を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引。

イ、第一号に掲げる取引

ロ、第二号に掲げる取引(これに準する取引で商品取引所の定めるものを含む。)

ハ、前号に掲げる取引(これに準する取引で商品取引所の定めるものを含む。)

七、この法律において「商品市場」とは、一種の上場商品又は上場商品指數ごとに、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める取引を行うために商品取引所が開設する市場をいう。

一、上場商品に係る商品市場 当該上場商品に係る前項第一号に掲げる取引又は同項第二号に掲げる取引

二、上場商品指數に係る商品市場 当該上場商品指數に係る前項第三号に掲げる取引

八、この法律において「商品市場における取引」には、前項各号に定める取引のほか、商品取引所が、定款で定めるところにより、商品市場において次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める取引をすることとしたものを含むものとする。

一、上場商品に係る商品市場 次に掲げる取引

イ、その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指數に係る第六項第三号に掲げる取引

ロ、当該上場商品に係る第六項第四号イ又はロに掲げる取引に係る同号に掲げる取引

ハ、その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指數に係る第六項第四号ハに掲げる取引に係る同号に掲げる取引

二、当該上場商品の売買取引 第六項第一号に掲げる取引に該当するものを除く。以下この号において同じ。)

ホ、当事者の一方の意思表示により当事者間において当該上場商品の売買取引を成立させることができる権利(以下「実物オプション」という。)を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

二、上場商品指數に係る商品市場 当該上場商品指數に係る第六項第四号ハに掲げる取引に係る同号に掲げる取引

# 証券取引法（抄）

〔定義〕

第二章 [略]

# 商品取引所法（抄）

〔定義〕

第二章 [略]

(17) この法律において「有価証券先物取引」とは、有価証券市場において、売買の当事者が有価証券市場を開設する者の定める基準及び方法に従い、将来の一定の時期において有価証券（政令で定めるものを除く。以下この項及び第十九項第一号において同じ。）及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となるつては有価証券の転売又は譲り受けたときは差金の授受によって決済することができる取引をいう。

(18) この法律において「有価証券指数等先物取引」とは、有価証券市場において、有価証券市場を開設する者の定める基準及び方法に従い、当事者があらかじめ有価証券指数（株券その他内閣府令で定める有価証券について、その種類に応じて多数の銘柄の価格の水準を総合的に表した株価指数その他の指標で有価証券市場を開設する者の指定するものをいう。以下同じ。）として約定する数値（以下「約定指數」という。）又は有価証券（株券その他内閣府令で定める有価証券のうち有価証券市場を開設する者の指定するものに限る。）の価格として約定する数値（以下「約定価値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該有価証券指数の数値（以下「現実指數」という。）又は現実の当該有価証券の価格の数値（以下「現実数値」という。）の差に基づいて算出される金額の授受を約する取引をいう。

(19) この法律において「有価証券オプション取引」とは、有価証券市場において、有価証券市場を開設する者の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引をいう。

## 一 有価証券の売買

(20) この法律において「外國市場証券先物取引」とは、外國有価証券市場において行われる取引であつて、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引と類似の取引をいう。

6 この法律において「先物取引」とは、商品取引所の定める基準及び方法に従つて、商品市場において行われる次に掲げる取引をいう。  
一 当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的物となつてはいる商品の転売又は譲り受けたときは差金の授受によつて決済することができる取引

四 当当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができるとする権利（以下「オプション」という。）を相手方が当事者の一方につ与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことと約する取引  
一 当当事者が商品についてあらかじめ約定する価格（以下「約定価格」という。）と将来の一定の時期における現実の当該商品の価格の差に基づいて算出される金額の授受を約する取引  
二 当当事者が商品指數についてあらかじめ約定する数値（以下「約定指數」という。）と将来の一定の時期における現実の当該商品指數の数値の差に基づいて算出される金額の授受を約する取引  
三 当当事者が商品指數についてあらかじめ約定する数値（以下「約定価値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該商品指數の数値の差に基づいて算出される金額の授受を約する取引

## 口 第二号に掲げる取引（上場する取引で開設する取引所の定めるものを含む。）

八 前号に掲げる取引（（二）から（五）まで開設する取引で開設する取引所の定めるものを含む。）

九 第二号に掲げる取引（（二）から（五）まで開設する取引で開設する取引所の定めるものを含む。）

一〇 第二号に掲げる取引（（二）から（五）まで開設する取引で開設する取引所の定めるものを含む。）

一一 この法律において「商品市場における取引」には、前項各号に定める取引のほか、商品取引所が、定款で定めるところにより、商品市場において次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める取引をすることとしたものを含むものとする。

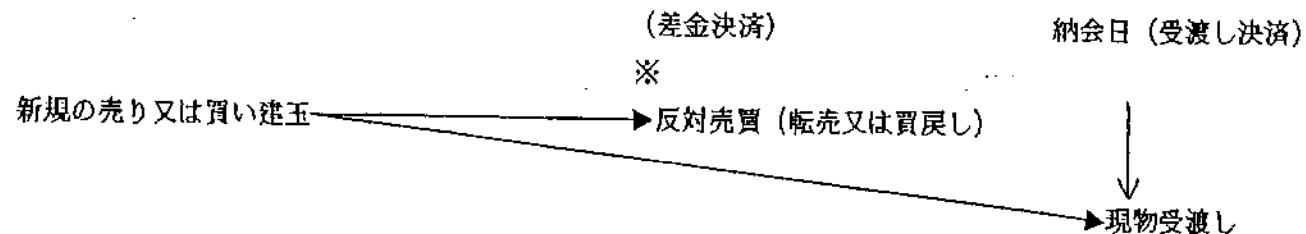
一 上場商品に係る商品市場 次に掲げる取引  
イ その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指數に係る第六項第三号に掲げる取引  
ロ 当該上場商品に係る第六項第四号イ又はロに掲げる取引に係る同号に掲げる取引

ハ その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指數に係る第六項第四号ハに掲げる取引に係る同号に掲げる取引

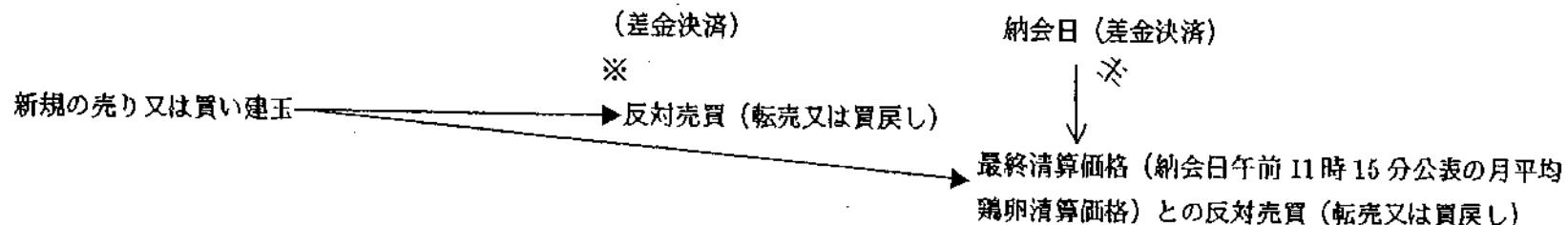
二 当該上場商品の売買取引（第六項第一号に掲げる取引に該当するものを除く。以下この号において同じ。）  
三 当当事者の一方の意思表示により当事者間において当該上場商品の売買取引を成立させることができるとする権利（以下「実物オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

### 現物先物取引

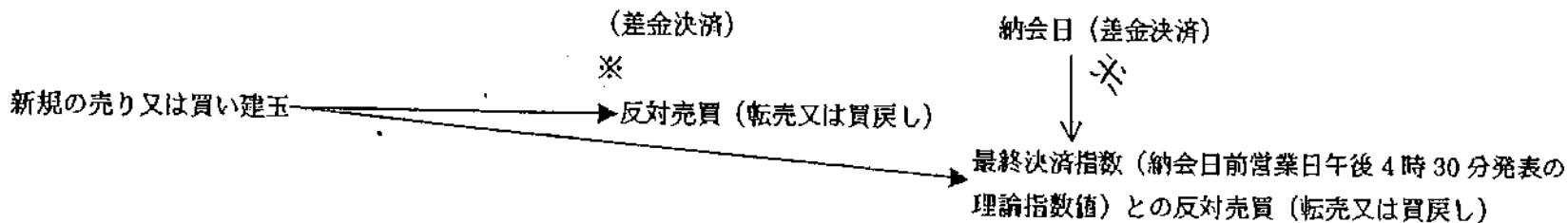
(※は損益確定)



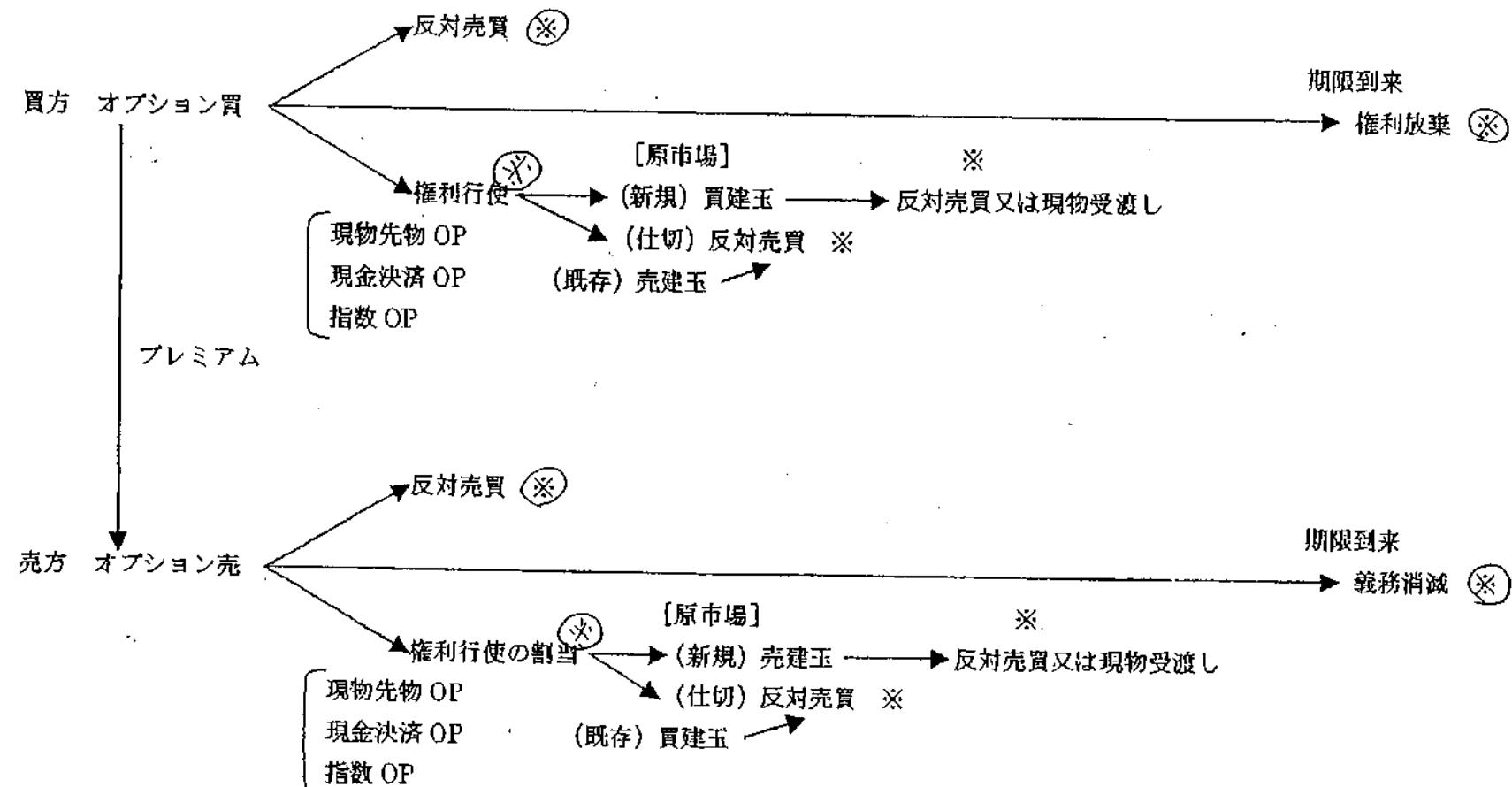
### 現金決済先物取引（中部取鶏卵）



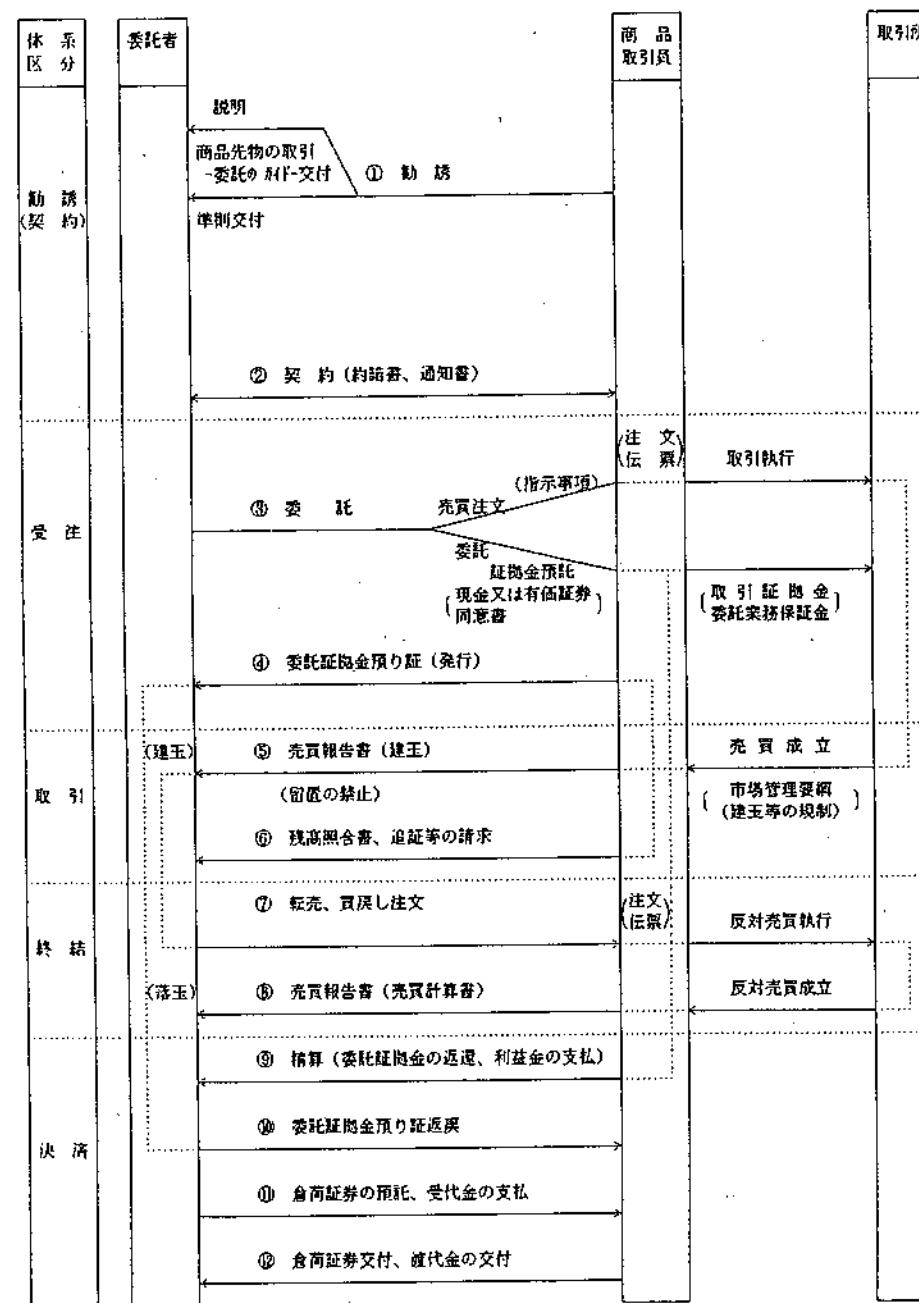
### 指数先物取引（関西取国際穀物指数、大阪取天然ゴム指数）



コールオプションの場合 オプション市場での  
※は損益確定)  
(※は先物市場での損益確定)



委託契約の手順と取引の流れ



## 売買報告書及び計算書(控)

株式会社

各商品取引所受託準則ご承認の上、ご指示頂きました売買注文が本日成立しましたのでご報告申しあげます。  
なお、仕切注文につきましての差引損益の計算は下記計算欄の通りでございます。  
(注)万一本報告書に間しご不審の点または、相違点がございました節は至急右記管理部宛まで折り返しご連絡をお願い致します。

平社

お客様コード:

| 年月日    |          |    |      |          |       |          |         |         |                |    |
|--------|----------|----|------|----------|-------|----------|---------|---------|----------------|----|
| 市場・商品名 | 新規<br>仕切 | 売買 | 曜日   | 約定年月日    | 場所    | 売買<br>枚数 | 約定値段    | 総取引金額   | 受注日時           | 番号 |
| 東京金    | 新規       | 買  | 0010 | 20000214 | 09:09 | 5        | 108200  | 5410000 | 20000214 09:00 |    |
| 東京金    | 仕切       | 売  | 0010 | 20000214 | 09:08 | 2        | 108300  | 2166000 | 20000214 09:00 |    |
|        |          | 買  |      | 20000125 | 13:27 | 2        | 97600   | 1952000 | 20000125 13:20 | 1  |
| 東京金    | 仕切       | 売  | 0010 | 20000214 | 09:08 | 1        | 108300  | 1083000 | 20000214 09:00 |    |
|        |          | 買  |      | 20000202 | 09:08 | 1        | 97400   | 974000  | 20000202 08:55 | 2  |
| 東京白金   | 仕切       | 売  |      | 19991216 | 13:24 | 1        | 126000  | 630000  | 19991216 13:20 |    |
|        |          | 買  | 0010 | 20000214 | 09:09 | 1        | 171200  | 856000  | 20000214 09:00 | 3  |
| 東京コーン  | 仕切       | 売  | 0101 | 20000214 | 前1    | 2        | 1300000 | 2600000 | 20000214 08:50 |    |
|        |          | 買  |      | 20000210 | 前1    | 2        | 1304000 | 2608000 | 20000210 09:00 | 4  |
| 以下余白   |          |    |      |          |       |          |         |         |                |    |
|        |          |    |      |          |       |          |         |         |                |    |
|        |          |    |      |          |       |          |         |         |                |    |
|        |          |    |      |          |       |          |         |         |                |    |

(注1) 取引差金・差引損益金・損益状況欄の( - )記号は損失を示したものであります。

(注2) ザラバ取引の略柄は場所欄に成立時間(時分)が記載されます。

(注3) 平成11年3月31日迄の建玉の決済に関しては消費税等間に取引所税を含めております。

| 番号 | 取引差金    | 手数料   | 消費税等 | 差引損益金   |
|----|---------|-------|------|---------|
| 1  | 214000  | 19400 | 970  | 193630  |
| 2  | 109000  | 9700  | 485  | 98815   |
| 3  | -226000 | 7100  | 355  | -233455 |
| 4  | -8000   | 13200 | 660  | -21860  |
|    | 以下余白    |       |      |         |
|    |         |       |      |         |
|    |         |       |      |         |
|    |         |       |      |         |

| 差引損益金の計算状況 |          |
|------------|----------|
| 本日の損益      | 37130    |
| 今迄の損益      | -715060  |
| 直近差引損益金    | -2269000 |
| 仮委託手数料     | 310065   |
| 仮差引損益金     | -2579065 |

(注4) 上記の「直近差引損益金」、「仮委託手数料」及び「仮差引損益金」は、未決済の建玉全て(本日の新規建玉を含む。)について、本日の最終場段で仮計算した金額であって、その後の相場の推移により金額が変動することがありますのでご注意下さい。

## 売買報告書および計算書

平成 年 月 日

各商品取引所受託契約準則ご承認の上、ご指示頂きました売買往文が本日成立致しましたのでご報告申し上げます。尚、仕切り注文につきましての差引損益の計算は下記の通りでございます。報告書及び計算書のご確認をお願い致します。

様  
売買報告書及び売買計算書は売買ご往文成立の都度本社にて作成し、お手許に御郵送致しております。万一、間違いや、ご不審の点がございましたら、直ちに当社管理部（フリー  
ダイヤル ) 宛にお申し出下さい。

株式会社

委託者コード

No.

| 取引所名       | 商 品 | 断続<br>または<br>仕切 | 限 月 | 売  |        |       |       |         | 買              |        |       |         |         | 約定 差 金 | 取引所税  | 委託手数料 | 消費 税   | 差 引 損 益 |
|------------|-----|-----------------|-----|----|--------|-------|-------|---------|----------------|--------|-------|---------|---------|--------|-------|-------|--------|---------|
|            |     |                 |     | 年  | 月      | 約定年月日 | 場 節   | 枚 数     | 約定価格及<br>付帯諸条件 | 總 取引金額 | 年     | 月       | 場 節     | 枚 数    |       |       |        |         |
| 東京工業品<br>金 | 仕切  | 00              | 6   | 11 | 922ザラバ | 10    | 85800 | 8580000 | 11 9 2ザラバ      | 10     | 89200 | 8920000 | -340000 |        | 90000 | 4500  | -43450 |         |
| 東京工業品<br>金 | 仕切  | 00              | 6   | 11 | 922ザラバ | 10    | 85800 | 8580000 | 11 9 2ザラバ      | 10     | 89200 | 8920000 | -340000 |        | 90000 | 4500  | -43450 |         |
| 東京工業品<br>金 | 仕切  | 00              | 6   | 11 | 922ザラバ | 10    | 85800 | 8580000 | 11 9 2ザラバ      | 10     | 89100 | 8910000 | -330000 |        | 90000 | 4500  | -42450 |         |
| 東京工業品<br>金 | 仕切  | 00              | 8   | 11 | 922ザラバ | 5     | 85300 | 4265000 | 11 9 3ザラバ      | 5      | 87500 | 4375000 | -110000 |        | 45000 | 2250  | -15720 |         |
| 東京工業品<br>金 | 仕切  | 00              | 8   | 11 | 922ザラバ | 5     | 85300 | 4265000 | 11 9 3ザラバ      | 5      | 87600 | 4380000 | -115000 |        | 45000 | 2250  | -16220 |         |
| 東京工業品<br>金 | 仕切  | 00              | 8   | 11 | 922ザラバ | 5     | 85300 | 4265000 | 11 9 3ザラバ      | 5      | 87800 | 4390000 | -125000 |        | 45000 | 2250  | -17220 |         |

返還可能額

18,300 円

(注) この返還可能額は、本通知書作成日現在におけるお預り委託証拠金から委託証拠金の必要額を差し引いた金額に差引  
損益金を加減した金額です。

尚、販路にまだ未決済の建玉がある場合には、今後の相場の推移等により返還可能額が変わりますのでご承知下さい。

## 残高照合通知書

### 残高照合通知書

(発行日 年月日)

商号

年月日現在

| 現在の建玉の内訳 | 取引所名・上場商品(種類)名 | 限月 | 約定年月日 | 場所 | 建玉枚数 |   | 約定値段 | 値洗損益金 |
|----------|----------------|----|-------|----|------|---|------|-------|
|          |                |    |       |    | 売    | 買 |      |       |
|          |                |    |       |    |      |   |      |       |
|          |                |    |       |    |      |   |      |       |
|          |                |    |       |    |      |   |      |       |
|          |                |    |       |    |      |   |      |       |
|          |                |    |       |    |      |   |      |       |
|          |                |    |       |    |      |   |      |       |
|          |                |    |       |    |      |   |      |       |
| 合計       |                |    |       |    |      |   |      |       |

| お預り委託証拠金現在額 | 差引損益金通算額 |         | 取引所名・上場商品(種類)名 | 委託証拠金必要額 |      |        |        |        | 返還可能額<br>(①+②)-③-④ |
|-------------|----------|---------|----------------|----------|------|--------|--------|--------|--------------------|
|             | 現金       | 有価証券充用額 |                | 本証拠金     | 追証拠金 | 定期増証拠金 | 臨時増証拠金 | 証拠金合計額 |                    |
|             |          |         |                |          |      |        |        |        |                    |
|             |          |         |                |          |      |        |        |        |                    |
|             |          |         |                |          |      |        |        |        |                    |
|             |          |         |                |          |      |        |        |        |                    |
|             |          |         |                |          |      |        |        |        |                    |
|             |          |         |                |          |      |        |        |        |                    |
|             |          |         |                |          |      |        |        |        |                    |
|             |          |         |                |          |      |        |        |        |                    |
| 合計          | ①        | ②       | ③              | —        |      |        |        | ④      |                    |

| お預り残高有価証券内訳 | 銘柄コード | 種類及び銘柄名 | 数量 | 充用単価 | 充用金額 |
|-------------|-------|---------|----|------|------|
|             |       |         |    |      |      |
|             |       |         |    |      |      |
|             |       |         |    |      |      |
|             |       |         |    |      |      |
|             |       |         |    |      |      |
|             |       |         |    |      |      |
|             |       |         |    |      |      |

# 1 商品先物取引のしくみ

## 1 商品先物取引とは

市場経済の下、様々な物の価格が変動する今日の社会において、先物取引はその価格変動リスク(損失)を回避する重要な役割を担っています。世界経済の中で先物取引が頻繁に活用されており、新聞紙上でもその動向が注目されて掲載されるようになりました。ある物の価格の下落によって被る損失を、他の取引で補うのが先物取引を利用したヘッジングです。(詳細は32ページ参照)。

商品先物取引には何種類かの取引方法がありますが、この「商品先物取引・委託のガイド」では、取引の対象となる物の受渡しを行うことができる先物取引(現物先物取引といいます)を中心で説明します。(指数先物取引については19ページ、オプション取引については20ページをご覧下さい。)

### (1) 商品先物取引は差金決済取引

先物取引を一言でいうと、基本的には「将来の一定時期に物を受渡しすることを約束して、その価格を現時点で決める取引」です。その上で、約束の期日が来る前にいつでも反対の売買(賣付けたものは売付け(転売)、売付けていたものは買付ける(買戻し)こと)をすることで、「売り」や「買い」の契約を相殺し、その差額を清算して取引を終了することができる取引です。これを、差金の授受で取引を決済する取引、「差金決済取引」ともいいます。したがって、手もとに商品が無くても売契約ができ、また買契約をした場合であっても差金決済をすれば商品を受け取らなくてもいいのです。ですから先物取引は「売り」「買い」のどちらからでも取引を始めることができます。

もちろん、商品の受渡しにより取引を終了することもできます。その場合には商品又は総取引金額が必要になりますが、商品取引所では商品の現物ではなく倉荷証券(31ページ参照)等によって受渡しが行われますので注意して下さい。

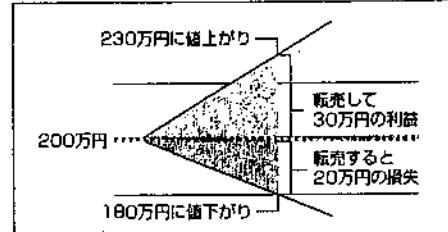
### (2) 先物取引はハイリスク・ハイリターンな取引

商品先物取引に参加する場合、取引の担保として委託証拠金を商品取引員に預託しなければなりません。その委託証拠金の実際の額は、商品の総取引金額の5~10%程度です。例えば、総取引金額が200万円の商品の先物取引を行うときには、20万円程度の委託証拠金を預託すれば取引を始めることができます。

しかし、商品の価格は様々な要因で常に変動しています。200万円であったものが230万円に上がったり、反対に180万円に下がったりします。

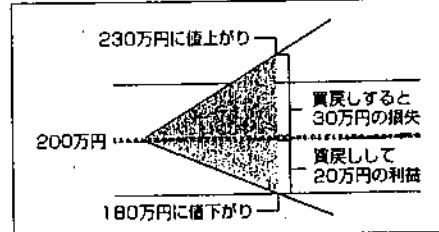
そこで、値上がりを予想して200万円で賣付けたものが230万円に値上がりしたときに転売すれば30万円の利益になり、預託した委託証拠金20万円の1.5倍分になります。しかし逆に、180万円に値下がりしてしまったところで転売すると20万円の損失となり、委託証拠金として預託している資金が全額失われることになるのです。

### 200万円のときに賣付けた場合



また反対に、値下がりを予想して200万円で売付けてあったとしましょう。それが180万円に値下がりしたときに買戻せば、200万円で売ったものが180万円で買ったものとなるので、20万円の利益が得られ、預託した委託証拠金の同額分の利益となります。逆に、230万円に値上がりしたらどうでしょう。これで買戻すことになれば、預託した委託証拠金より10万円多い、30万円の損失になってしまふのです。

### 200万円のときに買付けた場合



このように、最初に預託した委託証拠金が総取引金額に比べて少額であるために、委託証拠金から見れば何倍もの利益を生むこともあれば、逆に損失についても預託した委託証拠金が半分になったり、ゼロになったり、あるいはそれ以上の損失になってしまふことも起こりうるのです。また、取引の損益に関係なく先物取引の委託に係るサービスの対価として商品取引員に取引数量(枚数)に応じた委託手数料(別冊参照)、消費税を支払わなければなりません。利益も大きいが損失も大きい、それが先物取引です。

## 2 商品取引所における取引のルール

商品先物取引は、わが国では「商品取引所法」に基づいて、日本国内に設置された「商品取引所」(別冊参照)で行われています。そこで直接取引できるのは商品取引所の会員に限られます。

商品先物市場における取引のルールは、商品取引所が「業務規程」として定めています。以下ではその基本的なルールをご説明しましょう。

### (1) 取引単位と呼値

市場での取引の単位は、1枚、2枚といった「枚」が用いられます。したがって、あなたが商品取引員に取引を注文する際の単位も「枚」ということになります。1枚あたりの商品の数量はそれぞれ商品ごとに異なっています(別冊参照)。

商品取引所の立会で決められる価格は1枚当たりの価格ではなく、それよりももっと小さい単位の数量に対する価格です。立会で決められる価格の単位は「呼値」と呼ばれ、これに付けられる値段を「約定値段」といいます(別冊参照)。分かりにくいので、例で説明しましょう。

例えば「金」の場合、取引単位(1枚)は1,000g(1kg)、商品取引所の立会での単位(呼値)は1gです。1,000倍もあります。そこで、立会で金を1,300円という約定値段で買ったとなると、金1枚では、

$1,300円 / 1g \times 1,000倍 = 130万円$ となり、2枚では260万円、10枚では1,300万円分の取引をしたことになります。

したがって、商品取引所の立会で約定値段が10円変動すると、

$10円 / 1g \times 1,000倍 \times 1枚 = 1万円$ 変動したことになります。10枚なら10万円、また100円変動したとすれば1枚で10万円、10枚で100万円の価格差が生じることになります。

また、輸入大豆の場合であれば、1tを30,000円の約定値段で取引すると、1枚が30tなので、1枚では90万円、10枚では900万円の大豆を取引したことになります。(別冊参照)

### (2) 取引の限月

先物取引では、銀行の預金や株式の元資と違って、取引に期限があります。取引の対象となっている商品を実際に売り買いの契約に基づいて受渡しをする期日が6カ月後、1年後という具合に決められているのです。これらの契約を履行する最終期限の月を「限月」といいます。限月は商品によって違いますが、いずれの商品でも決済されていない契約(未決済の取引)これを「建玉」といいます。)は、商品取引所が定めている各限月ごとの最終立会日(これを「納会日(32ページ参照)」といいます。)までに転売又は買戻しによって差金決済をするか、又は倉荷証券等の受渡しにより決済して取

## 2 委託契約の手順と取引の流れ

引を終了しなければなりません。

### (3) 立会時刻

商品取引所の立会は、土曜・日曜・祝祭日等を除く毎日、各商品市場ごとに一定の時刻を決めて行われています。午前の立会を「前場」、午後の立会を「後場」といい、「前場1節」「後場2節」というように、午前・午後のそれぞれ数回ずつの「節」に分かれて行われる立会と、数時間連続して行われる「ザラバ」による立会があります。(別冊参照)

### ③ 取引を始める前に

商品先物取引は、証券や金融の先物取引同様、高度な経済行為であると同時に、前述のとおり「投機的な性格の強い、ハイリスク・ハイリターンな取引」(大きな利益を生む可能性もあるが、逆に多大な損失が生ずる

可能性もある取引)でもあります。

ですから、取引を始める際には、取引のしくみや委託注文の手順等の基本的な事項を十分に理解した上で、あなたご自身の責任と判断によって行わなければならず、取引を当社(商品取引員)に一任することは法律においても固く禁じられています。そして、取引で損失が生じた場合には、あなたがそれを負わなければならぬのですから、損失が生じたときのことも考えて、またすべての取引に委託手数料がかかりることも念頭において、あなたの資金の余裕を十分にご考慮下さい。知人などから借りたお金はもちろんのこと、用途の決まっているお金も取引に適した資金とはいません。また、一度の取引に自己資金のすべてを投下することも余裕のある取引とはいえません。常に自己の余裕資金の状況を把握して、ゆとりのある取引を心掛け下さい。

### ① 商品取引員、登録外務員とは

商品取引所で直接取引できるのは商品取引所の会員に限られますが、商品取引所で形成される価格はより多くの意思が反映された公正な価格でなければ将来の価格指標とはなり得ません。将来の価格指標となるより公正な価格を形成するためには、多数の委託者の先物取引への参加が不可欠となります。この商品取引所と委託者との協調しの役割を担っているのが「商品取引員」です。

商品取引員とは、商品先物取引の委託注文を直接商品市場につなぐ受託業務か、又は受託業務のできる当該商品取引所の会員である商品取引員に取り次ぐ取次業務について、農林水産大臣又は通商産業大臣(以下

「主務大臣」といいます。)から許可を受けて営業している会社です。この許可は、取扱商品が農林水産省の所管物資であれば農林水産大臣の許可を、通商産業省の所管物質であれば通商産業大臣の許可を、それぞれ受けることになります。

また、実際にお客様のところへお伺いして取引の勧誘や受注ができるのは、商品取引員の社員であって、所定の教育研修を受け、日本商品先物取引協会が実施する資格試験に合格し、主務大臣(日本商品先物取引協会の会員にあっては主務大臣から登録事務を委託された日本商品先物取引協会)に登録された「登録外務員」に限られます。この登録外務員は、必ず「登録外務員証」を携帯しています。

### 商品先物取引の危険性について

- 1 先物取引は、利益や元金が保証されているものではありません。また、総取引金額に比較して少額の委託証拠金をもって取引するため、多額の利益となることがあります、逆に預託した証拠金以上の多額の損失となる危険性もあります。
- 2 相場の変動に応じ、当初預託した委託証拠金では足りなくなり、取引を続けるには追加の証拠金を預けなければならなくなることがあります。また証拠金を追加したとしても、さらに損失が増え、預託した証拠金全額が戻らなくなったりそれ以上の損失となることもあります。
- 3 商品取引所の市場管理措置により値幅制限や建玉制限がありますので、あなたの指示に基づく取引の執行ができないことがあります。

### 登録外務員証

登録番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 ○○ ○○

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日



有効期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

商品取引員 株〇〇〇〇

上記の者について、商品取引所法第136条の4の規定に基づき登録外務員として登録したことを證明する。 日本商品先物取引協会



登録外務員証(見本)

## 2 まず「委託のガイド」をよく読んでから

取引を始める前には、商品取引員(登録外務員)から交付された

「商品先物取引・委託のガイド」(本書)

「受託契約準則」

を必ずお読み下さい。

(1) この「商品先物取引・委託のガイド」は、商品先物取引のしくみ、委託の手順、決済の方法等の基本的な事項について詳細に説明したものですので、商品先物取引がハイリスクな取引であることに留意しつつ、取引を始めようとするときはもちろん、取引を始めてからも繰り返しよく読んで、内容を十分に理解して取引を行って下さい。

(2) 「受託契約準則」(以下「準則」といいます。)は、あなたが当社(商品取引員)に商品先物取引の注文を委託するときの手続き、手順、委託証拠金の預託、決済の方法、委託を受けた当社が行うべきこと、委託者が行うべきこと等、委託者であるあなたと当社との「商品先物取引委託契約」に関する基本的なルールについて商品取引所が定めたものです。取引はすべてこの「準則」に基づいて処理されますので、あなたは一切の行為に先立ってこれを熟読し、その内容をよく理解しなければなりません。

## 3 委託契約の手続き

### (1) 「約諾書」への署名・捺印

商品先物取引の委託をするには、まず「約諾書」を商品取引員に差し入れなければなりません。この「約諾書」は、「先物取引の危険性を了知した上で、受託契約準則に従って、自らの責任と判断において取引を行う」ことを法的に承諾するものです。したがって、一旦「約諾書」に署名・捺印をして差し入れると、あなたは、商品先物取引のしくみを十分に理解していないかったとしても、当社との間係においては理解した上で約諾し

たものとみなされます。ですから、この「商品先物取引・委託のガイド」に記載されているような商品先物取引のしくみが十分に理解できていなかったり、投機性の強い取引であることが十分に認識できていない場合は、絶対に安易に「約諾書」に署名・捺印したりはせず、担当の登録外務員に不明点を質問・確認するようにして下さい。

#### 「約諾書」の性格

- ① 「約諾書」は、商品取引員に取引の委託をするあなたの意思を表明する書面です。  
「約諾書」を差し入れても、取引をすることは義務ではありませんし、すぐに注文を指示しなければならないということはありませんが、ご自分の意思をしっかりと決めてから署名・捺印して下さい。
- ② この「約諾書」を差し入れることによって、いつもでも注文を指示することができますが、「約諾書」を差し入れただけでは取引は始まりません。実際の取引は、委託証拠金を預託し、具体的に売買の注文を指示したのちに初めて行われます。
- ③ 「約諾書」は、印紙税法に定められた「総統的取引の基本となる契約書」に当たるため、4,000円の収入印紙が必要となります。

### (2) 「通知書」への記入

次に「通知書」により下記の事項を商品取引員に通知しなければなりません。

- ① 氏名又は商号
  - ② 住所又は事務所の所在地
  - ③ 特に連絡場所を定めたときは、その場所
  - ④ 特に代理人を定めたときは、その代理人の氏名、住所、代理権の範囲
- この「通知書」により代理人を指定した場合は、その代理人以外の者を通じて委託することはトラブルの原

因となりますので、絶対にならないようにして下さい。

また、通知事項に変更があったときは、すぐに商品取引員にその旨を通知して下さい。

「約諾書」及び「通知書」に虚偽の事項を記入したり、偽名や仮名あるいは他人名義を使用することは法律等で固く禁止されています。

## 4 委託契約の手順と取引の流れ

委託者が商品取引員に取引を委託する契約をしてから決済を終えるまでの手順と注文の流れについて、概要をご説明しましょう。

(詳細については、9ページ以下に説明しております。)

(1) 「商品先物取引・委託のガイド」「受託契約準則」の交付、説明を受けます。

(2) お客様は、商品先物取引のしくみ等を十分に理解された後、「準則」に従って取引を委託する旨の「約諾書」に署名・捺印し、「通知書」に住所や連絡先等の必要事項を記入します。

(3) 取引の担保として委託証拠金(現金のほか、国債や株券等も充用できます。)を預託し、取引の「売り」又は「買い」の注文を指示します。

取引の主体はお客様ですから、注文は必ずご自身の判断で、数量(枚数)や注文値段等を正確に指示して下さい。

なお、取引を商品取引員や登録外務員に一任することは法律で固く禁止されています。つまり、あなたの指示がなければ取引は行われません。ですから、新規の注文や決済など、取引の内容は明確にご指示下さい。

また、「クーリング・オフ」制度はありませんので、注文の際はご承認おき下さい。

(4) 商品取引員は、委託者の指示に基づいて、商品取引所で「売り」又は「買い」の新規注文を成立させます。

なお、指示の遵守を拒否したり、不适当に遅延させることは、法律で固く禁止されています。

(5) 新規注文が成立すると「売買報告書」が送られます。注文内容と相違がないか必ず確認して下さい。

なお、「売買報告書」の送付は法律で義務付けられています。

(6) 市場の値動きに注意して、取引を差金決済により終了させたいときは、商品取引員に「転売」又は「買戻し」の仕切り注文(31ページ参照)を指示します。なお、指示の遵守を拒否したり、不适当に遅延させることは、法律で固く禁止されています。その際、商品取引員が、委託者が仕切りの指示をしようとした際に取引の継続を勧めることも同様に禁止されています。

(7) 商品取引員は、委託者の指示に基づいて、商品取引所で「転売」又は「買戻し」の仕切り注文を成立させます。

(8) 仕切り注文が成立すると「売買報告書」及び「売買計算書」が送付されます。注文内容と相違がないか必ず確認して下さい。

(9) 転売・買戻しにより決済した売買差損益金及び委託手数料を商品取引員との間で受け払いをします。

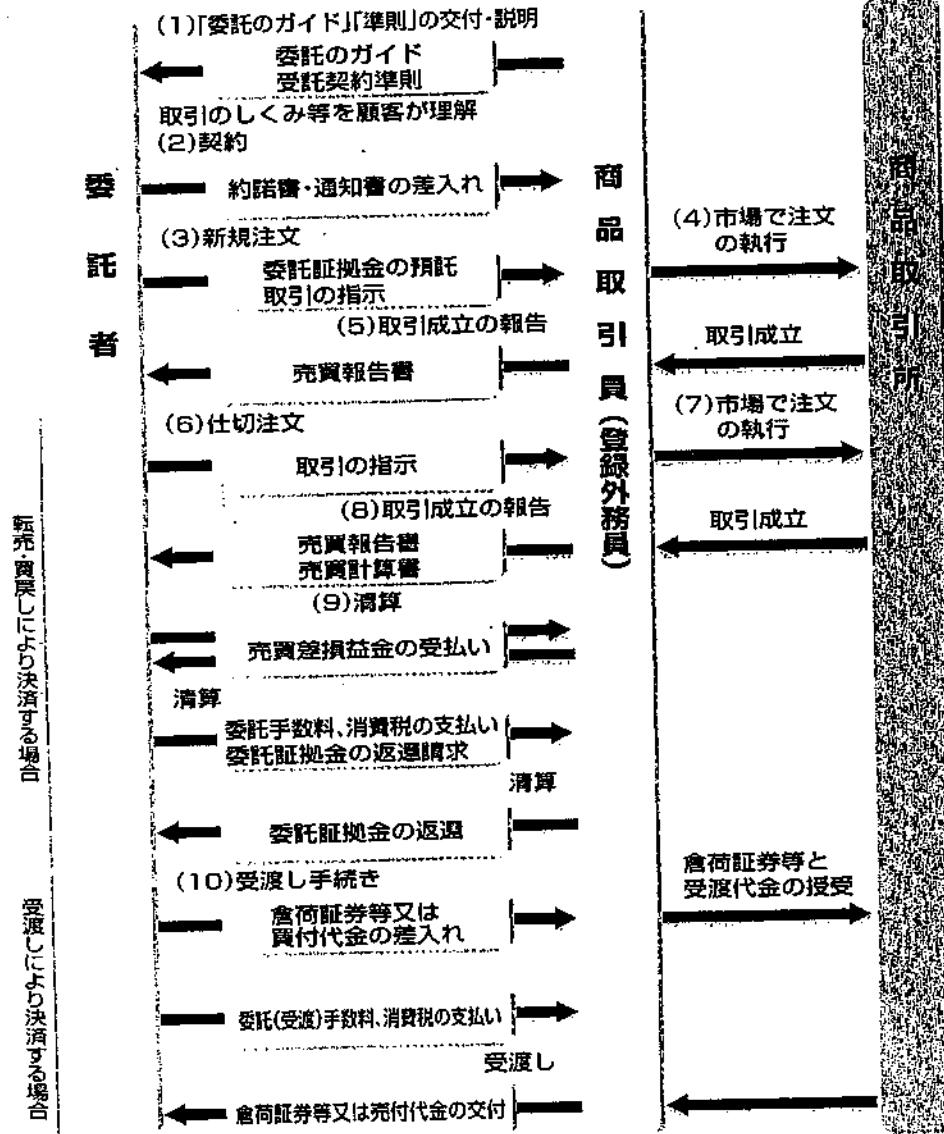
取引の担保として預託していた委託証拠金は、請求により返還されます。

なお、返還を拒否したり、不适当に遅延させることは、法律で固く禁止されています。

(10) 商品(愈荷証券等)の受渡しにより決済を行うときは、転売・買戻しをせずに、所定の手続きをしなくてはなりません。

### 3 取引の開始

#### 委託契約の手順と取引の流れ



#### 1 注文の指示は正確に

取引のご注文は、あなたご自身の判断により、明確に指示して下さい。商品取引員に任せることは禁止されています。「売り」と「買い」では損・益が相反しますし、取引の数量(枚数)も、損失が生じたときのことを考えた上、あなたの資金の範囲内で余裕を持たせた取引を行うことが大切です。また、注文のしかたが複雑であったり不十分だと、あなたが意図したところと異なる取引が成立してしまうかも知れません。注文したときは復唱・記録するなどして、間違いの生じないよう心掛けて下さい。なお、注文の取り違え等のトラブルが発生した場合に備えて、書面等によって指示を行う方がよいでしょう。

【あなたが指示すべき項目】  
(オプション取引の場合は21ページをご覧下さい。)

- ①商品取引所名・商品名
- ②何月限を取引したいのか。
- ③売付けか、買付けか。
- ④新規に建玉するのか、すでに建玉があるときはそれを仕切るのか。
- ⑤何枚取引したいのか。
- ⑥取引希望価格をあらかじめ指定(指値(31ページ参照))するのか、価格を指定しない(成行(32ページ参照))で注文するのか。
- ⑦指値ならそれはいくらで期限はいつまでの注文なのか、成行なら何日のいつの場所で取引を行うのか。
- ⑧特定取引の場合には、その種類、その他の必要事項についても指示して下さい。

※特定取引とは、先物取引の投機性を緩和した取引方法で、その形態によって「損失限定型」の取引、「サヤ取り型」の取引があります。詳しくは、これらの取引を導入している商品取引所の「準則」を眺めるとともに、商品取引員にお尋ね下さい。

#### 2 委託証拠金の預託

あなたが商品取引員に委託して商品先物取引を行うには、その商品取引員に「委託証拠金」を預託しなければなりません。

委託証拠金は、商品先物取引による物の受渡しが確実に行われるための担保として、またそれまでの間に相場の変動によって生ずる計算上の損失(値洗い損)に対する担保として預託するものです。

委託証拠金の預託必要額は商品取引所によって定められていますが、建玉の新規注文や価格の変動により必要となる証拠金の追加等に対応するために、委託者の任意により必要額以上の額を預託しておくこともできます。(別冊「余剰預託と返還可能額の計算」参照)

この証拠金による取引制度は商品先物取引に独特のしくみで、もっとも重要なことの一つですので十分に理解した上で、常に必要額を把握してご自分の資金状況を考えながら取引して下さい。(オプション取引の委託証拠金は、21ページをご覧下さい。)

##### (1) 委託本証拠金(本証)

委託証拠金には4つの種類がありますが、新規の売付け又は買付けの注文をするときに預託しなければならない証拠金を「委託本証拠金」といい、その必要額は、上場商品ごとに、主務大臣が定める料率を下回らない範囲において商品取引所が定めています(別冊参照)。

なお、委託証拠金を預託したときには、商品取引員から「委託証拠金預り証」が発行されます(16ページ参照)。また、その他の主な委託証拠金については、11ページをご覧下さい。

##### (2) 有価証券等の充用

委託証拠金については、現金の代わりに商品取引所が認めた有価証券(国債、株券等)や倉荷証券で充用することができます(充用できる有価証券の種類、充用価格等は別冊参照)。その他、詳細については、前もって商品取引員にお確かめ下さい。

なお、委託証拠金としてお預りする有価証券等は担

## 4 取引中の留意点

保としてお預りするものですから、有価証券等を充用される場合には、その有価証券を商品取引員が受託業務保証金(23ページ参照)や取引証拠金(32ページ参照)として商品取引所に預託すること等について同意する書面及び預り有価証券等に係る所得税法に基づく「源泉分離課税選択申告書」のご提出をお願いいたします。

### 3 取引結果の確認を

あなたが指示した注文が成立すると、法律に基づき商品取引員から「売買報告書」(16ページ参照)が直送されます。指示どおり取引が執行されているかどうかその内容をよく確認して、大切に保存して下さい。

もし注文と異なる内容のときは、ただちに商品取引員に対して申し出て下さい。商品取引員は、その申出について墨面により回答を行います。

### 4 注文が成立しなかったときは

委託者の指示した注文は必ず商品取引所で取引されますが、市場の「値幅制限」により取引が成立しないことがあります。

商品取引所では激しい価格変動による混乱を防止するため、商品市場ごとに、1日のうちの値動きの幅を制限しています。

例えば、何らかの事情で大幅な値上がりが予想されるとき、「売り」は手控えられ市場は「買い」一色になります。そうすると価格は急騰しますが、値幅制限があるので価格は上限の制限値段でストップします(これを「ストップ高」といいます)。この状態になると「売り」注文が少ないので、「買い」注文は一部を除いては成立しないことになります。反対に制限値段いっぱいに値下がりした場合を「ストップ安」とい、このときには「売り」注文の不成立が生じます。

また、指値注文の場合も、買い注文なら注文の有効期限内に市場価格が指定した値段かそれ以下にならな

ければ、また売り注文なら、逆に注文の有効期限内に市場価格が指定した値段かそれ以上にならなければ注文は成立しません。

さらに、ザラバ取引においては、時間優先(商品市場に出された時間の早い注文が優先する)と価格優先(高い注文にあってはより高い注文が、売り注文にあってはより安い注文が優先する)の原則に基づいて取引が成立しますので、あなたの注文に合致する約定値段等が付いても、この原則により成立しないことがあります。

このようにあなたの注文が成立しなかったときは、商品取引員からその旨とその理由をあなたに通知しますので、そのときは市場の動向を見てあらためて注文の指示をすべきかどうかを冷静に判断して下さい。

商品取引所での取引価格は日々刻々変動しますので、建玉は新規の売付け又は買付けをした直後から損益が生じます。委託者は、この損益の状況と自己資金の状況を常に把握して、建玉をどうするのか(仕切り又は手仕舞いによって決済するのか、あるいはまだ取引を続けるのか)冷静にご判断下さい。取引の結果はあなた自身に帰属するものですから、決して他人まかせにすることなく、ご自身で責任をもって判断して商品取引員にはっきりと指示をして下さい。

#### 1 建玉の値洗い

商品取引所は、毎日、成立したすべての売り買いについて、成立したときの値段(約定値段)とその日の最終約定値段(購入値段)との間に生じる価格差、及びすべての建玉について、その日の購入値段と前日の購入値段との間に生じる価格差を計算し(これを「値洗い」といいます)会員との間で受払いを行っています。

委託者の建玉についても、約定値段とその日の最終約定値段との価格差(これを「値洗い損」又は「値洗い益」といいます)が計算されますが、委託者は建玉の担保として委託証拠金を預託していますから、値洗い損が生じたとしても、商品取引員との間で、これを毎日受払いする必要はありません。また、値洗い益についても、仕切って決済するまでは受け取ることはできません。

#### 2 委託追証拠金(いたくおいしうこきん) (追証)

その日の最終約定値段により計算した値洗い損が委託本証拠金の50%相当額を超えてしまった場合に、商品取引員から新たな証拠金の請求があります。建玉を仕切り又は手仕舞いによって決済せず取引を続けるためには、すでに預託している委託証拠金の担保力を補強するための証拠金を追加して預託しなければなりません。これが「委託追証拠金」です。

この「追証」が発生したとき(「追証」は急を要するところから、その請求は、通常、電話により行われます。)は、建玉を維持するのであれば、値洗い損が委託本証拠金の額を超えない場合、翌営業日の正午までに、委託本証拠金の50%相当額を預託しなければなりません。

しかし、「追証」が発生しその請求がなされたとしても、その時点で既存建玉を仕切ることによって損の増大をくい止めることは当然可能であり、仕切りにより既に預けてある委託本証拠金の担保力が回復すれば「追証」を預託する必要はありません。

計算の方法の詳細は、別冊の(委託追証拠金の計算例)をご覧下さい。

#### [委託追証拠金が発生した時の対応について]

相場の回復により損失が減少し、さらに利益に転する可能性もありますが、当然のことながら、逆に一段と値洗い損が増大して、委託追証拠金が1回だけでなく、さらに2回、3回と必要になる可能性もあります。相場の反転を期待して建玉を維持するために、委託追証拠金を入れるか、それとも損は損として見切りをつけて建玉を反対売買し決済してしまうべきか。委託追証拠金が必要となつたときは、それを判断する1つの機会です。沈着冷静に、特にあなたの資金の余裕を十分考慮して対処することが肝要です。

取引を続けるか決済するかについては指示の取り違え等のトラブルが発生した場合に備えて、書面等により明確に指示を行う方がよいでしょう。

#### 3 他の主な証拠金

##### (1) 委託定期証拠金(定期)

当月限納会日の属する月の取引については、建玉の決済を円滑にするために、一定日以後、値幅制限が解

# 5 取引の決済

除されますので、当月限の値動きは大きくなることがあります。この変動に備え、当月限納会日の属する中の建玉について、委託本証拠金のほかに預託しなければならない証拠金です。その必要額及び預託時期は上場商品ごとに商品取引所が定めています。

## (2) 委託臨時増証拠金(臨増)

相場の変動が激しいとき、あるいは何らかの要因によって激しい値動きが予想されるときに、商品取引所の判断により「臨時に」増額徴収される証拠金です。委託者は商品取引員から指示があったときは、これを預託しなければなりません。

## 4 預拠金不足額の預託

商品取引員は、毎日の取引終了時に、預託している委託証拠金とその必要額とを比べて委託証拠金の過不足を計算しますが、これが不足するときは、委託者に不足額の預託を請求します。この場合に委託者は、翌営業日の正午までにその不足額を預託するか、建玉を縮小するかを指示しなければなりません。

また、商品取引所が定めている委託本証拠金、委託定期増証拠金及び委託臨時増証拠金の額が発生したときもしくは変更されたとき、又は充用有価証券などの種類、銘柄又はその充用価格が変更されたときは、商品取引員から委託者にその旨が通知されますが、これらの変更などによって預託している証拠金が必要額に不足する場合があります。そのときは、商品取引所が定める日時までにその不足額を預託するか、あるいは建玉を縮小するかを明確に指示してください。

なお、これらの計算において、預託している証拠金に差引益金を加算して計算することについて、委託者があらかじめ書面により指示している場合、預託している証拠金にその益金の額を加算した額と証拠金必要額を比べて委託証拠金の過不足を計算することとなります。

## 5 委託証拠金及び差引益金の返還

建玉を決済すればその建玉のために必要となっていた委託本証拠金などは不要となりますし、差引損益金が生じます。また、値洗い損が減少すれば委託追証拠金が不要になることもあります。このような理由により余剰となった委託証拠金及び決済により生じた差引益金の返還を受けたいときは、商品取引員にご請求下さい。請求のあった日から4営業日以内に返還されます。また、商品取引員にあらかじめ指示しておけば余剰となった委託証拠金及び決済により生じた差引益金について、その都度返還を受けることもできます。

なお、委託証拠金の返還にあたっては、差引損金が生じたことにより留保されている損失金相当額は返還を受けることができません。

## 6 委託証拠金を預託しなかった場合

商品取引員から請求のあった委託追証拠金や証拠金不足額等を委託者が預託せず、どの取引を処分するかについて指示がないときは、商品取引員は事前に委託者に通知した上で委託者の全部又は一部の建玉を任意に処分することができます。

この処分によって確定した損益は、当然、委託者に帰属し、商品取引員との間で受払いをしなければなりません。

## 7 取引の制限等

委託者の取引が商品取引所の定める建玉の限度を超えた後、買占め・売崩し等の不公正な取引と認められた場合には、商品取引所の業務規程に基づく指示により、強制的に転売・買戻し(反対売買)により処分されることになりますのでご注意下さい。

## 1 決済の方法

商品先物取引の決済の方法は2通りあります。1つは転売又は買戻しによる差金決済、もう1つは現物の受渡しによる決済です。その手順について詳しく説明しましょう。(指數先物取引の場合は19ページ、オプション取引の場合は20ページをご覧下さい。)

### (1) 転売・買戻し(反対売買)による差金決済

計算の方法は、別冊の(損益計算の具体例)をご覧下さい。

#### ①転売・買戻しの注文の指示

あなたが商品取引員に委託した建玉について、その後の相場変動により値洗い益が出ているからその利益金を受け取りたい、あるいは値洗い損となっていて相場も反転する気配がないのであまり損失が大きくならないうちにやめておこう、と判断したときは、商品取引員に建玉を仕切るための指示をしなければなりません。

指示のしかたは新規注文のとき(9ページ参照)と同様ですが、建玉の一部を仕切るときは、何月限の建玉か、いくらの約定値段で成立したものか等も明確に指示して下さい。もし、あなたが建玉を特定する指示をしなかったときは、成立の古い建玉から順に仕切れられます。

#### ②買戻差損益金の受払い

仕切り注文が成立し損益が計算されると、商品取引員から売買差損益金に委託手数料等を含めて計算した「売買報告書及び売買計算書」(16ページ参照)が送られてきます。

利益金の支払いを受けたいときは、商品取引員に請求すれば4営業日以内に支払われます。

一方、損勘定のときは商品取引員の指定する日時までに損金額を支払わなくてはなりません。この損金額は預託している委託証拠金により充当することもできます。なお、損金額をお支払いいただくまでは、委託証拠金として預託している金銭や有価証券のうち損金額に相当する額はその損金の担保として留保されることとなるため、委託証拠金の必要額に充てることができません。

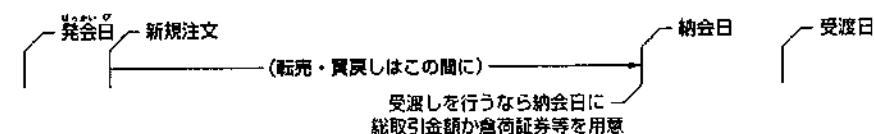
また、建玉を追加したり再度取引を始められるときには、「売買計算書」や「残高照合通知書」等をよくご覧になってご自分の損益の状況をしっかりと認識してお取引下さい。

### (2) 受渡しによる決済

あなたが差金決済ではなく現物の受渡しにより決済しようとするときは、当月限納会日の午前10時までに(貴金属、アルミニウム、石油の取引については、前日の午後5時までに)、売建玉の場合には倉荷証券等を、買建玉の場合であれば総取引金額を、委託した商品取引員に預けなければなりません。

商品取引員は、受渡日に商品取引所で倉荷証券等と受渡代金の受払いを行ったのち、買方の委託者に対しては倉荷証券等を、売方の委託者には売付けに係る代金を渡して受渡しが完了します。

なお、粗糖やとうもろこしのように外貨貨物として船荷のまま受渡しされるため通関等の専門的な貿易手続きを必要とするもの、ガソリンや灯油のように受渡手段として内航船やタンクローリーの手配を必要とするものなど、一般的な投資家が受け取ることが困難なもの



のがありますのでご注意下さい。

この受渡しによる決済については、保管倉庫、供用期限、品質格差等、多くの実務的な問題を伴いますので、詳細は商品取引員又は当該商品取引所にお問い合わせ下さい。

#### ② 納会日までに決済の指示をしなかったときは

あなたが当月限納会日の午前10時(貴金属、アルミニウム、石油の取引については、前日の午後5時)になんでも、その限月の達玉をどうするかについて何も意思表示をしないとき、あるいは受渡しをする意思表示はしても受渡しに必要な倉庫証券等や買付代金が用意できていないときは、商品取引員はその達玉を納会日の最終節(貴金属、アルミニウム、石油の取引については、当月限納会日の立会の始めの約定値段の決定時)で仕切ってしまいます。その結果生じた損益は当然あなたに帰属し、商品取引員との間で受払いをしなければなりません。

#### ③ 預託金等による債務の弁済

決済により生じた損金など委託者が商品取引員に支払わなくてはならない債務が残っているときは、預託している委託証拠金はその債務の担保として留保されることとなり、その損金等について商品取引員が指定した日から10営業日を過ぎても支払われないときは、留保された委託証拠金は当該損金等の弁済に充当されることとなっています。

この場合、委託証拠金が有価証券により預託されているときは、商品取引員は、委託者の税負担・費用負担によりそれを換算処分して債務の弁済に充当します。その際、有価証券の売却益については、委託者から特に申出のない限り源泉分離により課税されます。

#### ④ 委託手数料

商品取引員に委託して取引を行った委託者は、その決済時に商品取引員に対して取引数量(枚数)に応じた委託手数料を支払わなくてはなりません。その額は、売買損益に関わりなく、各商品ごとに商品取引所によって定められており(別冊参照)、新規の売付けもしくは買付けに係る委託手数料と仕切りの転売・買戻しに係る委託手数料が、また、受渡しにより決済したときは新規の取引に係る委託手数料と受渡しに係る委託手数料がかかります。

なお、指指数先物取引、オプション取引及び「準則」に規定されている特定の電子取引の委託手数料の額については、商品取引員にお問い合わせ下さい。

この委託手数料には、次項で説明するとおり消費税等が課税されます。

#### ⑤ 商品先物取引に関する税金

##### (1) 所得税

先物取引(証券先物取引・金融先物取引を含む。)の売買損益は、個人の場合、通常、雑所得として総合課税されます。

年中(1月から12月)に決済した先物取引の売買損益を通算し利益となつた場合には、委託手数料、消費税等などの取引に要した費用(必要経費)を控除した額が課税所得となります。

なお、損失となつた場合には、他の雑所得との間でのみ損益通算ができます。しかし、それによってなお損失が残ったとしても、給与所得等の他の所得との損益通算や翌年に繰り越しての損失控除はできません。

##### (2) 消費税等

###### ①手数料に対する消費税等

あなたが商品取引員に支払う委託手数料に対しては、5%(消費税4%+地方消費税1%)の消費税等が

課税されます。

###### ②受渡しに対する消費税等

商品取引所における商品の受渡しについては、当月限の納会価格を基準とした商品取引所における受渡代金に対して5%の消費税等が課税されます。したがつて、税額は納会日を待たなければ確定しません。この税額は買方が負担することとなっていますので、受渡しにより決済を行うときは、買方である委託者は受渡日の前営業日の午後5時までに、商品取引所における受渡代金に5%を乗じた消費税等の相当額を商品取引員に渡さなければなりません。この税額は、商品取引所の受渡しにおいて売方に渡され、売方である委託者に対しては、商品取引員から売付けに係る代金と一緒に買方が支払った税額が交付されます。

|             | 所 得 税  | 消 費 税 等                       |
|-------------|--------|-------------------------------|
| 転売・買戻しによる決済 | 利益は雑所得 | 委託手数料の5%                      |
| 受渡しを行ったとき   | —※     | ①委託手数料・委託受渡手数料の5%<br>②受渡代金の5% |

\*所有していた現物を渡して利益を得た場合には、その譲渡益に対して所得税が課税されます。

## 6

# 書類の確認

商品先物取引を行うと商品取引員から法律や「準則」に基づいて様々な書類が送られてきます。それらはすべてあなたの取引に関係したものばかりですので、内

容をよく確認して、回答等の手続きが必要であればきちんとその手続きを行って下さい。また関係書類は取引終了まで大切に保存して下さい。

### ①「委託証拠金預り証」

受託契約準則第11条の規定に基づいて、商品取引員が委託証拠金をお預りしたときに発行する証書です。委託証拠金を預金に振替充当したり、益金を預拠金に振り替えたりしたことによりお預り委託証拠金の残高が増減した場合には、新たな「預り証」が発行され、それ以前のものは無効となります。

「残高照合通知書」(「残高照合通知書」については国でご説明します。)が送付されたときには、必ずお預り委託証拠金の現在高と直近に交付された「預り証」の額を比較して、両者の間に相違がないかを確認して下さい。

なお、金融機関を介しての委託証拠金の受け払いの際につきましては、書面によるお客様からの同意があつた場合に限り、「預り証」の発行が省略されます。お客様はいつでもこの同意を取り消すことができます。

### ②「売買報告書及び売買計算書」

受託契約準則第17条の規定に基づいて、あなたの

注文が成立したときに、その都度送られてくれます。商品、新規・仕切りの別、限月、売付け・買付けの別、受注日時、取引成立日時又は場節、枚数、約定値段、総取引金額を確かめて下さい。

また、仮差引損益金通算額は、「売買報告書」に記載された取引の成立日(以下「成立日」という。)において、あなたがすべての建玉を手仕舞いして決済したものと仮定した場合の損益の額を示すもので、あなたは、この損益の状況と自己資金の状況を把握しながら、建玉をどうするのか(仕切り又は手仕舞いによって決済するのか、あるいはまだ取引を続けるのか)を冷静沈着にご判断下さい。

なお、反対売買により建玉を処分したときは、「売買報告書」とともに「売買計算書」により売買差益が計算されます。

- ・売買差金—仕切り注文に係る売買差益金です。
- ・委託手数料—仕切り注文をした枚数分の新規及び仕切りに係る委託手数料です。
- ・消費税率—4ページをご覧下さい。
- ・差引損益金—決済した建玉に係る売買差金から、委

託手数料・消費税を差し引いた金額です。

④「値洗損益金通算額—未決済の建玉すべて(成立日の新規建玉を含む。)の約定値段と成立日の最終約定値段との差額を基に仮に計算した場合の値洗損益金の合計金額をいいいます。

⑤「仮委託手数料—未決済の建玉すべて(成立日の新規建玉を含む。)についての往復の委託手数料(消費税を含む。)を成立日の最終約定値段を基に計算した場合の合計金額をいいます。

⑥「仮差引損益金通算額—値洗損益金通算額から、仮委託手数料を差し引いた金額です。

※「値洗損益金通算額」、「仮委託手数料」及び「仮差引損益金通算額」は、未決済の建玉すべて(成立日の新規建玉を含む。)について、成立日の最終約定値段を

基に仮に計算した金額であって、今後の相場の推移並びに取引の期間等により金額が変動することがありますのでご注意下さい。

### ③「残高照合通知書」

受託契約準則第21条の規定に基づいて、毎月、定期的に送付されるものですが、委託者から請求があれば、受託契約準則第21条第2項の規定に基づいて、商品取引員は速やかに定期通知分と別に通知することになっています。「残高照合通知書」には作成日現在の建玉の状況、委託証拠金の内訳等が記載されていますので、その内容をよく確認し、異議の有無等について同封のハガキ等により必ず回答して下さい。回答書の

| 売買報告書及び売買計算書   |  |  |
|--|--|--|
| 年月日  |  |  |
| 建  |  |  |
| 各取引取引者の受取割合率をご参考下さい。ご返却された注文が注文下記の通り又はあしましたのでご確認下さい。 |  |  |
| なし。仕切り仕立にての取引は取引手数料はかかりません。                          |  |  |
| 売買報告書及び売買計算書は元手ご使用成の取引手数料にて作成し、お手にご確認下さい。            |  |  |
| 方、本日の取引が前日よりました時は、最初からお手の一つの取引手数料にて作成下さい。            |  |  |
| 注  |  |  |
| 注(注)   |  |  |

売買報告書及び売買計算書(見本)

| 残高照合通知書   |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 年月日現在     |           |           |           |
| 取         |           |           |           |
| お預り取引証券現状 | お預り取引証券登録 | お預り取引証券登録 | お預り取引証券登録 |
| 建玉        | 新規及び未決済   | 未決済       | 未決済       |
| 仕切り仕立     | 手数料       | 手数料       | 手数料       |
| お預り取引証券登録 | お預り取引証券登録 | お預り取引証券登録 | お預り取引証券登録 |
| 合計        | 合計        | 合計        | 合計        |
| お預り取引証券現状 | お預り取引証券登録 | お預り取引証券登録 | お預り取引証券登録 |
| 建玉        | 新規及び未決済   | 未決済       | 未決済       |
| 仕切り仕立     | 手数料       | 手数料       | 手数料       |
| お預り取引証券登録 | お預り取引証券登録 | お預り取引証券登録 | お預り取引証券登録 |
| 合計        | 合計        | 合計        | 合計        |
| 新規コード     | 新規取引証券名   | 既存        | 光用原稿      |
| 新規コード     | 新規取引証券名   | 既存        | 光用原稿      |

残高照合通知書(見本)

# 7 指数先物取引

返送がない場合には、内容について相違がなかったものと解されます。

・現在の建玉の内訳——作成日現在における商品取引所との建玉について、限月、約定年月日、約定値段、値差損益金通算額等が記載されています。

・お預り委託証拠金現在額——委託証拠金としてお預りしている現在額です。この現在額から前記の委託証拠金必要額を差し引いた額が余剰預託分です。

なお、差引損金が残っている場合には、その損金に相当する額のお預り委託証拠金は担保として留保されていますのでご注意下さい。

・委託証拠金必要額——上記の建玉について必要な委託本証拠金、委託追証証拠金、委託定期増証証拠金、委託臨時増証証拠金の内訳です。

・差引損益金通算額——転売又は買戻しにより建玉を決済したことにより生じた売買差損益金から委託手数料・消費税を控除した額のうちまだ受払いの済んでいないものです。

・返還可能額——作成日現在における、お預り委託証拠金から前記の差引損益金通算額を加減した額に委託証拠金必要額を差し引いた額です。お預り有価証券については充用価格で計算されています。

なお、この返還可能額は、まだ建玉がある場合には、相場の推移等によって変動することがありますのでご注意下さい。

## 1 指数先物取引とは

先物取引には「1 商品先物取引のしくみ」(2ページ)で説明した「商品の受渡しを約束する取引」のほかに、「指数先物取引」があります。これは「物」を取引するのではなく「指数」を対象とする取引です。

「消費者物価指数」とか「卸売物価指数」などをよく耳にしますが、「指数」とは経済的・統計的な数字の推移を比率で表した「ものさし」といえます。そして、1つのモノの値段だけでなく、いくつかの値段を総合的に示すこともできるため、関連業界に価格指標を提供したり、世界的な価格の動向や経済の変動をみることができます。

この指数の特徴を利用して「指数先物取引」が行われています。

取引のしくみは通常の商品先物取引とほとんど変わりませんし、リスクもあります。ただし「物」が対象ではないので「受渡し」(物と金銭の授受)による決済がなく、納会日では金銭の受払いにより決済されることが主な違いです。(具体的には「4 指数先物取引の決済」をご覧下さい。)

## 2 委託の手順

指数先物取引の委託の手順は、通常の商品先物取引とまったく同様ですので、この「委託のガイド」の7ページをご覧下さい。

## 3 委託証拠金の預託

委託証拠金も通常の商品先物取引と同様で、委託追証証拠金が必要となる場合もあります。また、預託の方針等も同じです。金額については別冊をご覧下さい。

## 4 指数先物取引の決済

通常の商品先物取引では、反対売買により決済するか現物の受渡しにより決済します。指数先物取引も納会日の前日までは反対売買(転売又は買戻し)により決済することができますが、納会において最終的に決済する場合も、反対売買と同様に、すべて現金で決済します。

### (1) 転売・買戻し(反対売買)による差金決済

指数先物取引も、当該限月の納会日までに反対売買を行って取引を終了させることのできる取引です。反対売買を行ったときは、新規の取引が成立したときの約定指數(通常の商品先物取引の約定値段に当たります。)と反対売買が成立したときの約定指數との差による差金の受払いにより決済します。

決済の注文は、通常の商品先物取引と同様に商品取引員に指示して下さい。(13ページ「(1) 転売・買戻し(反対売買)による差金決済」参照)

### (2) 納会における決済(現金決済)

指数先物取引は、「指数」という形のないものを対象に取引していますので、現物を受渡しして決済することができません。したがって、納会日の前日までに反対売買による決済が行われないとときは、新規の取引が成立したときの約定指數と商品取引所があらかじめルール化した方法をもって決定する決済指數(通常の商品先物取引の納会値段に当たります。)との差額を受払いすることにより決済します。

## 5 委託手数料

指数先物取引を決済したときは、委託手数料及び消費税が必要となります。

委託手数料の額については、商品取引員にお問い合わせ下さい。

# 8 オプション取引

## 1 オプション取引のしくみ

商品取引所では、これまでに説明した「通常の商品先物取引」と「指値先物取引」のほかに、「オプション取引」が行われています。

オプション(Option)とは、商品などを、一定の期間内に特定の価格で売買することのできる権利(選択権)のことをいい、

商品市場における先物オプション取引では、

- ①商品先物取引を
- ②ある価格(権利行使価格)で
- ③一定の期日までに
- ④賣い付ける、又は売り付ける  
「権利」を取引します。

### (1)「コール・オプション」と「プット・オプション」

賣い付ける権利を「コール・オプション」、売り付ける権利を「プット・オプション」といい、それについて取引の対価である「プレミアム」の授受により売り買いが行われます。

このオプション取引は「権利の取引」ですから、プレミアムを支払ってその権利(オプション)を取得した買方は、権利行使期間中に自分に有利な状況になったときにはいつでもその権利行使できます。

例えば、1,000円の権利行使価格のコール・オプションを買った場合には、いつでも1,000円で、そのオプションの対象となる商品先物取引が行われている商品市場(「原市場」といいます。)において商品先物取引の賣約定を持つことのできるのと同様の権利を得たのですから、相場が1,300円になったときに権利行使すれば、約定値段が1,000円の買建玉が1,300円に値上がりしたと同じ状況になります。

プット・オプションの場合はどうなるのでしょうか。1,500円の権利行使価格のプット・オプションを買った場合では、1,500円で売約定を持つことので

きる権利ですから、相場が1,100円になれば約定値段1,500円の買建玉が1,100円に値下がりしたのと同じです。

(具体的な権利行使の方法は、「**④ オプション取引の決済**」をご覧下さい。)

### (2) オプション取引の売方と買方

オプション取引の売方は、プレミアムが手に入るものの、買方により権利が行使されその割当を受けたときはそれに応じなくてはなりません。

また、買方は条件が不利であれば権利行使をしないでおくこともできますが、そのまま権利行使期間が経過してしまえば権利が消滅(同時に売方の義務も消滅)します。ただし、支払ったプレミアムは返戻されません。

さらに買方も売方も、通常の商品先物取引のようにプレミアムの値上がり、値下がりによる差益を得ることを目的として、オプションを転売したり買戻したりすることができます。

### オプション取引の買方と売方の違い

|       | 買 方               | 売 方   |
|-------|-------------------|---|
| 権利と義務 | 権利を持っている          | 義務を負っている  |
| 委託証拠金 | 不要                | 必要  |
| プレミアム | 売方に支払う            | 買方から受け取る  |
| 権利の行使 | 取引最終日までの間はいつでも行える | 買方が権利行使したことにより割当を受けたときは拒否できない<br>買方に権利行使を要求できない |
| 利益    | 無限大               | プレミアム分に限定                                       |
| 損失    | プレミアム分に限定         | 無限大   |

### ② 委託の手順

オプション取引の場合も委託の手順はおおむね通常の商品先物取引と同様ですが、注文のしかたや委託証拠金の預託の方法等が異なりますのでご注意下さい。

(1)「**委託契約の手続き**」は6ページと同様です。「準則」及びこの「**委託のガイド**」の交付・説明を受け、「約説書」

及び「**通知書**」を商品取引員に差し入れます。

(2) 次に取引の注文を行いますが、オプション取引の場合は次の事項を指示しなければなりません。

- ①どこの商品取引所で取引するのか。
- ②どの商品のオプション取引をしたいのか。
- ③コール・オプションか、プット・オプションか。
- ④何月限か。
- ⑥権利行使価格はいくらのものか。
- ⑦新規にオプションを買うのか、売るのか、すでにオプション契約があるときは、それを転売するのか、買戻すのか。
- ⑧何枚取引したいのか。
- ⑨取引希望価格(プレミアム価格)をあらかじめ指定(指値)するか、価格を指定しない(成行)で注文するか。
- ⑩指値ならいくらでいつまでの注文なのか、成行なら何日のどの立会時で取引を行うか。

以上の指示によってオプション取引が始まりますが、オプション取引では、買方は買付代金(プレミアム)が、売方は委託証拠金が必要です。

### ③ 委託証拠金の預託

オプション取引では、すべての委託証拠金はオプションの売方だけにかかります。売方は、売付代金(プレミアム)を受け取る代わりに、買方が権利行使をすることにより割当を受けた場合は拒否できません。買方に権利行使を要求できなくなるので、その義務の履行及びプレミアム価格の変動リスクを担保するために委託証拠金を商品取引員に預託しなければならないのです。

一方、買方はプレミアムを支払いますが、委託証拠金は不要です。

オプション取引の委託証拠金には、次の4つがあります。

#### (1) 委託本証拠金

プット・オプション又はコール・オプションの新規

の売付けの注文をするときに預託しなければならない証拠金です。その必要額は、主務大臣が定める料率を下回らない範囲において商品取引所により定められています。(別冊参照)

#### (2) 委託プレミアム証拠金

委託プレミアム証拠金の必要額は、新規のオプション売建玉に係る総取引金額で、取引が成立した日の翌々営業日の正午までに預託しなければなりません。

#### (3) 委託追証拠金

オプション取引の売建玉の約定値段と毎日の最終約定値段(帳入値段)との間に生ずる値洗い損合計額が委託本証拠金の50%相当額を超えた場合には、委託追証拠金として、委託本証拠金の50%相当額を預託しなければなりません。

#### (4) 委託臨時増証拠金

相場の変動が激しいとき、あるいは何らかの要因によって激しい値動きが予想されるときに、商品取引所の判断により、売建玉に対して「臨時に」徴収される証拠金です。その必要額は商品取引所が定めます。

オプション取引の委託証拠金は、通常の商品先物取引と同様に、現金のほか有価証券(国債、株券等)や勘定証券で充用することができます。

また、委託証拠金の返還も、通常の商品先物取引と同様に行われます(12ページ参照)が、委託本証拠金及び委託プレミアム証拠金は、当該売建玉を買戻しにより決済するか、又は権利行使を受けもしくは権利行使期間満了の日を経過したことにより消滅するまで、返還されません。

### ④ プレミアムの受払い

オプション取引の買方は、委託証拠金は不要です。しかし、プット・オプション又はコール・オプションのプレミアムを支払わなければなりません。

オプション取引の新規の賣付け又は買戻しを行おう

とする委託者は、プレミアム代金の予納額として前日の帳入値段を基準に算出された額を現金で商品取引員に差し入れ、取引が成立した日の翌々営業日の正午までに実際の総取引金額との過不足を清算します。

このプレミアムは、オプションの売方に対して、翌々営業日までに支払われます。

## 5 オプション取引の決済

オプション取引の決済には、次の3つの方法があります。

### (1) 転売・買戻しによる決済

商品先物取引は、反対売買した時点で買値と売値の差額を受払いして決済をしますが、オプション取引では、売方として受け取るプレミアムと買方として支払うプレミアムの差額が損益となります。

### (2) 権利行使

オプション取引の買方は、権利行使期間中に期待どおりに有利な状況になれば、いつでも権利行使することができます。

買方により権利行使が行われると、それに対応する売方に割当が行われ、次のいずれかの方法(商品取引所により異なります。)により処理され、オプションの建玉は消滅します。

(1)原市場での商品先物取引の新規の売付けもしくは買付け(この場合には、買方も売方も通常の商品先物取引の委託証拠金が必要となります。)、又はすでに商品先物取引の建玉がある場合にはその建玉の転売もしくは買戻し。

(2)オプション取引の対象となる商品先物取引の平均価格と権利行使価格との差金の受払い(現金決済)。

(3)権利放棄(権利行使期間の経過による権利の消滅)  
買方が、取引最終日までに権利行使も転売もしなかったときは期限切れとなり、オプションの建玉(権利)が消滅します。

この場合には、次の委託手数料はかかりません。

## 6 委託手数料

オプション取引の委託手数料の額については、商品取引員にお問い合わせ下さい。

また、その支払い時期は次のとおりです。

(1) オプション取引の新規売買及び転売・買戻しに係る委託手数料

オプション取引の新規の売付けもしくは買付け、又は転売もしくは買戻しの取引が成立したとき。

(2) 権利行使等に係る委託手数料

権利行使した買方だけでなく、その割当を受けた売方にも委託手数料がかかります。

①原市場での商品先物取引の新規の売付け又は買付けとなる場合――

原市場で成立した当該建玉を転売又は買戻しにより決済したとき。

②原市場での商品先物取引の転売又は買戻しとなる場合及び現金決済により処理される場合――

権利行使又はその割当が行われたとき。

### 委託手数料の支払い時期

| オプション取引の新規売買 | オプション取引の転売・買戻し | 権利行使        |              |             |
|--------------|----------------|-------------|--------------|-------------|
|              |                | 原市場の建玉となる場合 | 原市場の建玉を仕切る場合 | 現金決済        |
| 取引が成立したとき    | 取引が成立したとき      | 当該建玉を決済したとき | 権利行使が行われたとき  | 権利行使が行われたとき |

**受渡日(うけわたしひ)**

商品取引所において受渡しが行われる日のことで、各商品取引所の業務規程で定められています。

**大引け(おおひけ)**

「寄付き」の項参照

**格差(かくさ)・格付差金(かくづけさきん)**

商品取引所における取引では、その商品のある特定の鉱柄や等級を標準品として価格が決められますが、受渡しにあっては、この標準品のほか、あらかじめ商品取引所が定めた代用品で受渡しを行うことができます。

「格差」あるいは「格付差金」とは、この代用できる品の標準品に対する価格差をいいます。また商品によっては、量目や風袋による「格差」もあります。

**期近(きじか)・期先(きさき)**

受渡期日(=限月)が早く到来するもの(例えば、6限月制の場合、1ヵ月後又は2ヵ月後に受渡期日が到来するものを「期近」、受渡期日が先のもの(6限月制の場合、5ヵ月後又は6ヵ月後に受渡期日が到来するものを「期先」といいます。

**逆指値(ぎゃくさしじ)**

「指値」の項参照

**逆納(ぎゃくざや)**

「順納」の項参照

**玉(ぎょく)**

商品取引所において取引の成立した売買契約のことと、「約定」「売買約定」ともいいます。

**倉荷証券(くらにしようけん)**

倉庫会社が商品を保管していることを証するものとして発行する証券で、商品取引所での受渡しに提供できる倉荷証券は、各商品取引所が指定した倉庫会社のものに限られます。

**指値(さしつ)・逆指値(ぎゃくさしじ)**

取引注文をするときに値段を指定すること、又は指定した値段をいいます。「指値」は、通常「1,000円で買い」といえば「1,000円以下なら買う、「1,500円で売り」

といえば「1,500円以上なら売る」という意味ですが、「逆指値」は「1,000円以上になら買う、1,500円以下になら売る」といった指示で、相場の勢いに乗って売買する戦術として用いるほか、「金ストップ・ロス」取引や大豆特定取引の「若葉」などのように、ある価格以上の損失にならないよう仕切り注文の際にも用いられます。

**仕切り(しきり)・手仕舞い(てじまい)**

買建玉を転売し、又は、売建玉を買い戻して取引を終了させることをいいます。

**順納(じゅんざや)・逆納(ぎゃくざや)**

期近より期先が高くなっている相場を「順納」、逆に期先の方が安くなっている相場を「逆納」といいます。

**新甫(しんぼ)**

発会日に新たにスタートする限月のことで、この限月の最初の立会を「新甫発会」といいます。

**建玉(たてぎょく)**

商品取引所において取引の成立した売買契約のうち、未決済のものをいいます。売契約のものは「売建玉」、買契約のものは「買建玉」といいます。

**帳尻(ちょうじり)**

建玉を反対売買によって決済したことにより生じた売買差益金に、委託手数料・消費税を加減した差引損益金のことをいいます。

**出来高(できだか)****「売買高」の項参照****手仕舞い(てじまい)****「仕切り」の項参照****取組高(とりくみだか)**

売りと買いが取り組むの意味で、売建玉と買建玉の一対で取組高1枚となり、取組高2,000枚といえば、未決済の売契約が2,000枚と未決済の買契約が2,000枚あることになります。

**取引証拠金(とりひきしょうこきん)**

商品取引所の会員が取引の担保として商品取引所に預託しなければならない証拠金をいいます。商品取引所の会員で受託業務のできる商品取引員(受託契約期間では「受託会員」といいます。)は委託を受けた取引又は委託の取次ぎに係る取引についても取引証拠金を預託します。

**売渡高(ばいだいこう)・出来高(できだか)**

商品取引所において取引の成立した売買契約の数量のことと、売りが3,000枚、買いが3,000枚の場合、売買高は6,000枚となります、出来高は3,000枚になります。

**成行(なりゆき)**

商品の種類・限月・数量を指定して、取引の値段だけは指定せずに「成行にまかせる」注文のことをいいます。

**難平(なんびん)**

買建玉をしたのち値段が上がった場合に、さらに買建玉を増やして売りの平均値段を引き上げ、また買建玉のときは値段が下がった場合に、さらに買建玉を増やすことにより買いの平均値段を下げる取引の方法をいいます。

ただし、「難平」をかけた後に思惑どおり相場が反転せず、さらに値段が上昇したり下落したりしたときには当初より損失が大きくなるので、しっかりした相場観が必要です。

**値網(ねぎや)**

相場の変動による売値と買値の聞き、又は商品間、限月間あるいは市場間の値段の聞きをいいます。

**納会日(のうかいに)**

最終の立会が行われる日のことで、<sup>前月</sup>限月の取引が行われる最後の日を「当月納会日」といいます。

**発会(はっかい)**

新たに生まれる限月の最初の立会のことをい、新年最初の営業日の立会を「大発会」といいます。

**ヘッジ(Hedge)**

所有している商品の値下がりや、すでに販売契約がなされていてこれから仕入れる商品の値上がり等、将来の価格変動により被るおそれのある損害を先物取引を利用して担保することをいい、「保険つなぎ」「掛けつなぎ」ともいいます。

具体的に説明すると、例えば、海外で30,000円/1で買付けた大豆が3ヵ月後に日本に到着するまでの間に値下がりしたら、この業者は高い買物をしたことになり、場合によっては仕入れ価格を下回る価格で売ることになります。こうした価格変動による経済的リスクを回避するため、買付け価格で先物市場に「売り契約」を建てることにより、3ヵ月後に現物市場の大豆価格が28,000円/1に値下がりしていたとしても、先物市場の大豆価格も同様に値下がりしているので、「売り契約」を買戻して得た2,000円/1の利益で、現物市場の2,000円/1の損失をカバーすることができます。これは「売りヘッジ」の例です。同様に「買いヘッジ」によってもリスク回避できます。

**寄付き(よりつき)・大引け(おおひけ)**

商品取引所における前場又は後場の立会のうち最初の立会(取引)を「寄付き」、その最初に成立した値段を「寄付値段」あるいは「始値」といい、一方、前場又は後場の最終立会を「大引け」あるいは「引け」、大引け値段を「大引け値」あるいは「終値」といいます。

**両連(りょうれん)**

同一商品・同一限月の売建玉と買建玉を同時に保有することをいいます。例えば、建玉の積洗いが根になってしまふに仕切らずに、反対の建玉をすることによってその後の相場の変動による損失の拡大を防いでおき、適当と思うときに一方を反対売買して残った建玉の方で利益を得ようとしてすること等を目的とする取引の方法をいいます。

ただし、「両連」をするときは新たな資金や手数料が必要になりますし、また、いつ両建をはずかの判断が難しいので、難平と同様にしっかりした相場観と的確な判断力が必要とされます。(28ページ参照)

## (案)

別表第●(●)

| 平成 年 月分 商品先物取引に関する調書 |           |       |           |        |        |       |       |       |
|----------------------|-----------|-------|-----------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 商品先物取引の種類            |           | 決済の方法 |           | 決済損益の額 |        | 委託手数料 |       | 決済年月日 |
|                      |           |       |           | 百万     | 千      | 円     | 円     | 年 月 日 |
| ○                    | 数量        | 枚     | 決済時の約定価格等 |        | 千      | 円     | 限月    | 年 月   |
|                      | 商品先物取引の種類 |       | 決済の方法     |        | 決済損益の額 |       | 委託手数料 |       |
|                      |           |       |           | 百万     | 千      | 円     | 円     | 年 月 日 |
| ○                    | 数量        | 枚     | 決済時の約定価格等 |        | 千      | 円     | 限月    | 年 月   |
|                      | 商品先物取引の種類 |       | 決済の方法     |        | 決済損益の額 |       | 委託手数料 |       |
|                      |           |       |           | 百万     | 千      | 円     | 円     | 年 月 日 |
| ○                    | 数量        | 枚     | 決済時の約定価格等 |        | 千      | 円     | 限月    | 年 月   |
|                      | (摘要)      |       |           |        |        |       |       |       |
| 商品取扱業者等              |           | 所在地   |           |        |        |       |       |       |
|                      |           | 名 称   |           |        |        |       |       |       |

(用紙 日本工業規格 A 6)

## 備考

- この調査は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行つた法第41条の14第4項に規定する商品先物取引（以下この表において「商品先物取引」という。）について、当該商品先物取引の差金等決済（同条第1項に規定する差金等決済をいう。以下この表において同じ。）をした場合の商品先物取引に関する調査について使用すること。
- この調査の記載の要領は、次による。
  - 「住所（居所）」の欄には、調査を作成する旨の現況による住所又は居所を記載すること。
  - 「商品先物取引の種類」の欄には、差金等決済を行つた商品先物取引の商品取扱所及び商品名について、東穀米国大豆、東京金、大阪ゴム指値、東穀粗糖OP-cのように記載すること。
  - 「決済の方法」の欄には、商品先物取引の差金等決済の決済の方法について、仕切、転売、権利行使、権利放棄のように記載すること。
  - 「決済損益の額」の欄には、商品先物取引の差金等決済を行つたことにより確定した損益の額を記載すること。なお、損失が生じた場合には、金額の前に「▲」又は「-」を記載すること。
  - 「委託手数料」の欄には、差金等決済に係る取引の委託手数料の額（商品取扱所法施行規則（昭和25年農林省、通商産業省令第7号）第47条第1項第5号に掲げる委託手数料の額をいう。）の合計額を記載すること。
  - 「決済年月日」の欄には、商品先物取引の差金等決済をした日の年月日を記載すること。
  - 「数量」の欄には、差金等決済をした商品先物取引の数量を記載すること。
  - 「決済時の約定価格等」の欄には、差金等決済により成立した商品取扱所法施行規則第48条第2号に掲げる対価の額、約定価格又は約定指値を記載すること。
  - 「限月」の欄には、差金等決済をした商品先物取引の限月を記載すること。
  - (2)から(9)までの欄には、商品先物取引の種別別に当該商品先物取引の差金等決済ごとに記載すること。
- 合計表をこの様式に準じて作成し添付すること。

租税特別措置法施行令の  
一部を改正する政令案  
(所得税関係)

参 照 条 文

平成13年2月28日  
主税局税制第一課

26022 ~ 26025

## 商品取引所法

(昭五・八・五法三九)

## 目次

|                                   |
|-----------------------------------|
| 第一章 総則(第一条、第二条)                   |
| 第二章 商品取引所                         |
| 第三章 総則(第三条、第八条)                   |
| 第四節 機関(第百三十六条の四十九—第百三十六条の五十三)     |
| 第五節 紛争の解決(第百三十六条の五十四—第百三十一条の五十五)  |
| 第六節 解散及び登記(第百三十六条の五十七—第百二十六条の五十八) |
| 第七節 監督(第百三十六条の五十九—第百三十六条の六十二)     |
| 第八節 雜則(第百三十六条の六十三—第百三十六条の六十四)     |
| 第五章 商品取引所審議会(第百三十七条—第百四十二条の二)     |
| 第六章 雜則(第百四十三条—第百五十一条)             |
| 第七章 罰則(第百五十二条—第百六十六条)             |
| 附則                                |
| 第九節 登記(第百二条、第百一十八条)               |
| 第十節 監督(第百十九条—第百二十五条)              |
| 第三章 商品取引                          |
| 第一節 許可等(第百一十六条—第百三十六条)            |
| 第二節 業務(第百三十六条の二—第百三十六条の二十四)       |
| 第三節 監督(第百三十六条の二十五—第百三十六条の三十五)     |
| 第四章 商品先物取引協会                      |
| 第一節 総則(第百三十六条の三十六—第百三十六条の四十五)     |
| 第二節 設立(第百三十六条の四十—第百三十六条の四十九)      |
| 第三節 協会員(第百三十六条の四十六—第百三十六条の四十八)    |

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この法律は、商品取引所の組織、商品市場における取引の管理等について定め、その健全な運営を確保するとともに、商品市場における取引の受託等を行う者の業務の適正な運営を確保すること等により、商品の価格の形成及び売買その他の取引並びに商品市場における取引の受託等を公正にするとともに、商品の生産及び流通を円滑にし、もつて国民经济の適切な運営及び商品市場における取引の委託者の保護に資することを目的とする。  
(定義)  
第二条 この法律において「商品取引所」とは、商品又は商品指數について先物取引をするために必要な市場を開設することを中心とした目的としてこの法律に基づいて設立された者をいう。

- 1 この法律において「商品」とは、次に掲げる物品をいう。
- 2 この法律において「農産物」は、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し又は加工した物品のうち、飲食物であるもの及び政令で定めるその他のもの。
- 3 この法律において「新業法」(昭和二十五年法律第二百八十九号)第三条第一項に規定する鉱物その他政令で定める鉱物及びこれらを製鍊し又は精製することにより得られる物品。
- 4 この法律において「上場商品」とは、商品取引所が一の商品市場で取引すべきものとして定款で定める一又は二以上の商品たる物品であつて、第八条の二の許可又は第十五条第一項の認可に係るものとす。
- 5 この法律において「上場商品指數」とは、商品取引所が一の商品市場でその商品指數に係る取引を行ふべきものとして定款で定める一又は二以上の商品指數であつて、第八条の二の許可又は第十五条第一項の認可に係るものとす。
- 6 この法律において「先物取引」とは、商品取引所の定めによる基準及び方法に従つて、商品市場において行われる次に掲げる取引をいう。

- 1 当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する先物取引であつて、当該先物の目的物となつている商品の転売又は質戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引
- 2 当事者が商品についてあらかじめ約定する価格(以下「約定価格」という。)と将来の一定の時期における現実

平成十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律  
法律施行令.....

654

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| (商品取引)                           |     |
| 商品取引所法.....                      | 457 |
| 商品取引所法施行令(抄).....                | 499 |
| 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律.....    | 503 |
| 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律施行令..... | 506 |
| 商品投資に係る事業の規制に関する法律.....          | 508 |
| 商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令.....       | 519 |

|   |     |
|---|-----|
| (小売店舗)  |     |
| 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律.....                           | 523 |
| 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行令.....                        | 529 |
| 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則.....                       | 530 |
| 大規模小売店舗立地法.....   | 535 |
| 総入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律.....    | 540 |
| 輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律施行令..... | 541 |
| 特定商業業種の整備の促進に関する特別措置法.....                                  | 543 |
| 特定商業業種の整備の促進に関する特別措置法施行令.....                               | 547 |
| 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一括推進に関する法律.....                  | 547 |
| 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一括推進に関する法律施行令.....               | 561 |
| 流通業務市街地の整備に関する法律.....                                       | 566 |

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| (販売等)                       |     |
| 割賦販売法.....                  | 574 |
| 割賦販売法施行令(抄).....            | 598 |
| 特定債権等に係る事業の規制に関する法律.....    | 603 |
| 特定債権等に係る事業の規制に関する法律施行令..... | 616 |
| 訪問販売等に関する法律.....            | 620 |
| 訪問販売等に関する法律施行令.....         | 637 |
| 特定商品等の預託等取引契約に関する法律.....    | 641 |
| 特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令..... | 643 |
| 賃貸業の規制等に関する法律.....          | 645 |

|   |     |
|---|-----|
| (博覧会)   |     |
| 平成十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律..... | 654 |

の当該商品の価格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引。

三 当事者が商品指數についてあらかじめ約定する數値(以下「約定指數」という。)と将来の一定の時期における現実の当該商品指數の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引。

四 当当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利(以下「オプション」という。)を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の方がこれに対し対価を支払うことを約する取引。

イ 第一号に掲げる取引  
ロ 第二号に掲げる取引(これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。)  
ハ 前号に掲げる取引(これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。)

ハ この法律において「商品市場」とは、一種の上場商品又は上場商品指數ごとに、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める取引を行つたために商品取引所が開設する市場をいう。

一 上場商品に係る商品市場 当該上場商品に係る前項第一号に掲げる取引。

二 上場商品指數に係る商品市場 当該上場商品指數に係る前項第二号に掲げる取引。

三 上場商品に係る商品市場 当該上場商品に係る前項第一号に掲げる取引。

四 上場商品指數に係る商品市場 当該上場商品指數に係る前項第三号に掲げる取引。

八 この法律において「商品市場における取引」には、前項各号に定める取引のほか、商品取引所が、定款で定めることにより、商品市場において次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める取引をすることとしたものを含むものとする。

一 上場商品に係る商品市場 次に掲げる取引

イ その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指數が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指數に係る第六項第四号ハに掲げる取引に該当事者の一方の意思表示により当事者間において当該上場商品の売買取引を成立させることができるとの権利(以下「オプション」という。)を相手方が当事者の方に付与し、当事者の方がこれに対して対価を支払うことを約する取引。

イ 第一号に掲げる取引  
ロ 第二号に掲げる取引(これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。)

ハ 前号に掲げる取引(これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。)

ハ この法律において「商品市場」とは、一種の上場商品又は上場商品指數ごとに、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める取引を行つたために商品取引所が開設する市場をいう。

一 上場商品に係る商品市場 当該上場商品に係る前項第一号に掲げる取引。

二 上場商品指數に係る商品市場 当該上場商品指數に係る前項第二号に掲げる取引。

三 上場商品に係る商品市場 当該上場商品に係る前項第一号に掲げる取引。

四 上場商品指數に係る商品市場 当該上場商品指數に係る前項第三号に掲げる取引。

八 この法律において「商品市場における取引」には、前項各号に定める取引のほか、商品取引所が、定款で定めることにより、商品市場において次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める取引をすることとしたものを含むものとする。

一 上場商品に係る商品市場 次に掲げる取引

イ その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指數が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指數に係る第六項第三号に掲げる取引。

イ 第一号に掲げる取引  
ロ 第二号に掲げる取引(これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。)

ハ 前号に掲げる取引(これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。)

ハ この法律において「商品市場」とは、一種の上場商品又は上場商品指數ごとに、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める取引を行つたために商品取引所が開設する市場をいう。

一 上場商品に係る商品市場 当該上場商品に係る前項第一号に掲げる取引。

二 上場商品指數に係る商品市場 当該上場商品指數に係る前項第二号に掲げる取引。

三 上場商品に係る商品市場 当該上場商品に係る前項第一号に掲げる取引。

四 上場商品指數に係る商品市場 当該上場商品指數に係る前項第三号に掲げる取引。

- ハ 上場商品又は上場商品指數ごとの取引の種類
- 十四 事業年度
- 十五 剰余金の処分及び損失の処理に関する事項
- 十六 公告の方法
- 一 取引所の定款には、第一項に掲げる事項のほか、取引所の貢献に帰すべき設立費用又は発起人が受けるべき報酬の額は、定款に記載しなければ、その効力を生じない。
- 二 取引所の負担に帰すべき設立費用又は発起人が受けるべき報酬の額は、定款に記載しなければ、その効力を生じない。
- 三 取引所の定款には、第一項に掲げる事項のほか、取引所の存立時期又は商品市場の開設期限を定めたときは、その存立時期又は開設期限を記載するものとする。
- (加入申込証)
- 第十一条 取引所の会員にならうとする者(発起人を含む。)は、加入申込証に住所及びその引き受けるべき出資口数並びにその者が取引をしようとする商品市場における上場商品又は上場商品指數を記載して、これに署名しなければならない。
- 二 設立の際の加入申込証は、発起人が作り、次の事項を記載しなければならない。
- 一 定款に記載した事項
- 二 発起人の氏名又は商号(名称を含む。以下同じ。)及び住所
- 三 出資の払込みの方法、期限及び場所
- 四 一定の時期までに創立総会が終らなかつたときは、加入の申込みを取り消すことができる。
- 二 発起人の氏名及び住所が作成後、理事長が作り、左の事項を記載しなければならない。
- 一 成立の年月日
- 二 定款に記載した事項
- 三 役員の氏名及び住所
- 四 出資の払込みの方法、期限及び場所
- 五 出資一口の金額並びにその払込みの時期及び方法
- 六 会員の加入及び退股に関する事項
- 七 会員借入金、取引証拠金及び受託業務保証金に関する事項
- 八 会員の経費の分担に関する事項
- 九 会員に対する監査及び制裁に関する事項
- 十 役員の定数、任期及び選任に関する事項
- 十一 会員総会(以下「総会」という。)に関する事項
- 十二 商品市場外における会員間の契約に対する定款、業務規程、受託契約準則及び紛争処理規程の拘束力に関する事項
- 十三 商品市場に関する次に掲げる事項
- イ 開設する地
- ロ 上場商品又は上場商品指數

- ハ 上場商品又は上場商品指數ごとの取引の種類
- 十四 事業年度
- 十五 剰余金の処分及び損失の処理に関する事項
- 十六 公告の方法
- 一 取引所の定款には、第一項に掲げる事項のほか、取引所の貢献に帰すべき設立費用又は発起人が受けるべき報酬の額は、定款に記載しなければならない。
- 二 取引所の負担に帰すべき設立費用又は発起人が受けるべき報酬の額は、定款に記載しなければならない。
- 三 定款の承認その他の設立に必要な事項の決定は、創立総会の決議によらなければならぬ。
- 四 創立総会においては、定款を修正することができる。ただし、会員たる資格に関する事項については、この限りでない。
- 五 創立総会における議事は、会員にならうとする者(その出資の金額の払込みが終了した者に限る。)の半数以上が出席を要する。
- 六 第二十六条及び第六十六条第六項本文並びに商法明治三十二年法律第四十九号、第一百四十三条(株主総会の延期又は続行の決議)、三百四十四条第一項及び第二項(株主総会の議事録)並びに三百四十七条から三百五十二条まで(株主総会の決議の取消又は不存在若しくは無効確認の訴えの規定は、創立総会について準用する)を除く。この場合において、商法第二百四十三条中「三百三十二条」とあるのは「商品取引所法第十二条第六項において準用する同法第六十六条第六項本文」と、同法第二百四十四条第一項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとする。
- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 上場商品又は上場商品指數
- 四 商品市場を開設する地

(名称)

第六条 商品取引所は、その名称中に「取引所」という文字を用いなければならない。商品取引所という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

ハ その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指數が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指數に係る第六項第四号ハに掲げる取引に係る同号に掲げる取引。

ハ 当該上場商品に係る第六項第四号イ又はロに掲げる取引に係る同号に掲げる取引。

ハ その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指數が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指數に係る第六項第四号ハに掲げる取引に係る同号に掲げる取引。

ハ 当該上場商品に係る第六項第四号ハに掲げる取引に係る同号に掲げる取引。

ハ その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指數が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指數に係る第六項第四号ハに掲げる取引に係る同号に掲げる取引。

五 役員の氏名及び住所

六 会員の氏名又は商号及び会員が取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指數に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

第十四条 刪除

(許可の基準及び意見の聴取)

第十五条 主務大臣は、第八条の二の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

一 申請に係る上場商品又は上場商品指數の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれること、その他上場商品構成物品又は上場商品指數対象物品(以下「上場商品構成物品等」という。)の取引の状況に照らし、当該先物取引をする取引所を設立することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通を円滑にするため必要かつ適当であること。

二 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合については、上場商品構成物品の貿易等として當存する者の取引の状況その他の当該上場商品構成物品の経済の状況に照らして、当該上場商品構成物品を一の商品市場で取引することが適当であることとして政令で定める基準に適合すること。

三 二以上の商品指數を一の上場商品指數として商品市場を開設しようとする場合においては、当該二以上の商品指數の対象となる物品の大部分が共通していること。

四 定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の規定が法令に違反せず、かつ、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程に規定する取引の方法又は管理、会員の資格、商品市場を開設する地、会員の数の最高限度

を定めた場合におけるその最高限度、特別清算負担金又は特別担保金の預託義務を定めた場合におけるその預託に関する事項その他の事項が適当であつて、商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するため十分であること。

五 当該申請に係る取引所がこの法律の規定に適合するよう組織されるものであること。

六 当該申請に係る取引所がこの法律の規定に適合するよう組織されるものであること。

七 第四項の意見の聴取は、公開により行わなければならぬたまに、主務大臣が意見の聴取をされる者の業務に關する秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

八 主務大臣は、第四項の意見の聴取を行つため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求めて、又は鑑定人出頭を求めて鑑定をさせることができる。

九 主務大臣は、取引所の存立時期又は商品市場の開設期限が定款に記載されている第八条の二の許可の申請があつた場合においては、前項第一号の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指數の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれることその他の上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることによる取引の状況に照らし、当該先物取引をする取引所を設立することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることによる取引の状況に照らし、当該先物取引をする取引所を設立することが適当であることを同項第一号の基準とし、当該基準並びに同項第一号及び第三号の基準の適用は、当該基準又は開設期間までの間にについて判断して行つるものとする。

十 主務大臣は、第二百四十七条の二(第二号に係る部分に限る)の規定による公示があつた日から三月を経過した後でなければ、第八条の二の許可をしてはならない。

十一 主務大臣は、第八条の二の許可の適用は、当該基準並びに同項第一号及び第三号の基準の適用は、当該基準又は開設期間までの間にについて判断して行つるものとする。

十二 主務大臣は、第二百四十七条の二(第二号に係る部分に限る)の規定による公示があつた日から三月を経過した後でなければ、第八条の二の許可をしてはならない。

十三 主務大臣は、第八条の二の許可をしてはならない。

十四 主務大臣は、意見の聴取をされた者が正當な理由がないと意見の聴取をした者又はその代理人の出頭を求めて、証明のための証拠を提出する機会を与えるため、その職員に意見の聴取をさせなければならない。

十五 主務大臣は、第四項の通知をする場合においては、意見の聴取を行つことを要しない。

十六 主務大臣は、意見の聴取をされた者が正當な理由がないと意見の聴取をした者又はその代理人の出頭を求めて、証明のための証拠を提出する機会を与えるため、その職員に意見の聴取をさせなければならない。

十七 主務大臣は、第八条の二の許可があつたとき(第十一条第十九条の規定による場合を含む)は、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

十八 主務大臣は、第八条の二の許可があつたとき(第十一条第十九条の規定による場合を含む)は、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

十九 主務大臣は、第二百四十九条の規定は、取引所の発起人について、同法第四百二十九条(設立の無効の訴)の規定は、取引所の設立について準用する。

(商法の準用)

二十 主務大臣は、第二百四十九条の規定は、取引所の発起人について、同法第四百二十九条(設立の無効の訴)の規定は、取引所の設立について準用する。

(理事長への事務引継)

二十一 主務大臣は、第二百四十九条の規定は、取引所の発起人について、同法第四百二十九条(設立の無効の訴)の規定は、取引所の設立について準用する。

(成立の時期及び届出)

二十二 第二百四十九条の規定は、取引所は、その設立の登記をすることに因り成立する。

二十三 第二百四十九条の規定は、取引所は、成り立った日から一週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

二十四 第二百四十九条の規定は、取引所は、成り立った日から一週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

二十五 第二百四十九条の規定は、取引所は、成り立った日から一週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

二十六 第二百四十九条の規定は、取引所は、成り立った日から一週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

二十七 第二百四十九条の規定は、取引所は、成り立った日から一週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

二十八 第二百四十九条の規定は、取引所は、成り立った日から一週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

二十九 第二百四十九条の規定は、取引所は、成り立った日から一週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

三十 第二百四十九条の規定は、取引所は、成り立った日から一週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

三十一 第二百四十九条の規定は、取引所は、成り立った日から一週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

三十二 第二百四十九条の規定は、取引所は、成り立った日から一週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

三十三 第二百四十九条の規定は、取引所は、成り立った日から一週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

三十四 第二百四十九条の規定は、取引所は、成り立った日から一週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

三十五 第二百四十九条の規定は、取引所は、成り立った日から一週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

三十六 第二百四十九条の規定は、取引所は、成り立った日から一週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

三十七 第二百四十九条の規定は、取引所は、成り立った日から一週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

三十八 第二百四十九条の規定は、取引所は、成り立った日から一週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

三十九 第二百四十九条の規定は、取引所は、成り立った日から一週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

四十 第二百四十九条の規定は、取引所は、成り立った日から一週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

四十一 第二百四十九条の規定は、取引所は、成り立った日から一週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

四十二 第二百四十九条の規定は、取引所は、成り立った日から一週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

四十三 第二百四十九条の規定は、取引所は、成り立った日から一週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

四十四 第二百四十九条の規定は、取引所は、成り立った日から一週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

四十五 第二百四十九条の規定は、取引所は、成り立った日から一週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

四十六 第二百四十九条の規定は、取引所は、成り立った日から一週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

四十七 第二百四十九条の規定は、取引所は、成り立った日から一週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

四十八 第二百四十九条の規定は、取引所は、成り立った日から一週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

四十九 第二百四十九条の規定は、取引所は、成り立った日から一週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

第二十二条 削除

(役員又は会員の氏名等の変更)

第十九条 取引所は、第十三条第一項第五号又は第六号に掲げる事項について変更があつたときは、逓減なく、その旨を記載した変更届出書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の変更届出書には、その変更を証する書面及び主務省令で定める書類を添附しなければならない。

(定款の変更)

第二十条 取引所の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 取引所は、前項の認可を受けようとするときは、申請書に主務省令で定める書類を添附して、主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める要件に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 商品市場の開設に係るもの 次に掲げる要件

イ 当該商品市場を開設しようとする取引所の会員であつて、当該商品市場において取引をしようとするもの(その会員の金額の払い込みが終了した者に限る)の合計数が二十人以上であり、かつ、その過半数の者が第九条第一項各号に定める者であること。

ロ 第十五条规定各号に掲げる要件

二 前号に掲げるもの以外のもの 第十五条规定各号に掲げる要件

三 第十五条第四項から第八項までの規定(定款に開設を準用するもの 第十五条规定各号から第八項までの規定(定款に開設を準用するもの)が記載されている商品市場の開設に係るものに

## 第三節 会員

## (会員たる資格)

第二十三条 取引所の会員たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者に限る。

- 当該取引所の上場商品構成物等（当該上場商品構成物等の主なる原料若しくは材料となるべきものとされる該上場商品構成物等を主なる原料若しくは材料とする物で定款で定めるものを含む。次項において同じ。）の売買、売買の媒介、取次き若しくは代理、生産又は加工一次品、第七十七条、第八百三十三条第一項及び第八百四十七条规定において「売買・取引の取次き等」という。）を業として営んでいる者
- 当該取引所の商品市場における取引の委託を受け、又はその委託の取次きを引き受けけること（以下「商品市場における取引の受託等」という。）について第八百一十六条第一項の許可を受けた者
- 前二号に掲げる者のほか、上場商品構成物等の公正な価格の形成に資するものとして政令で定める要件に該当する者
- 会員が死亡した場合において、その相続人が被相続人の死亡の日から二月を経過する日までに、被相続人が前項第一号に該当する場合には被相続人が取引をしていた商品市場における上場商品構成物等の売買・取引の取次き等を業として営むこととなつたとき、被相続人が同項第三号に該当する者であつた場合には同号に該当する者となつたときは、その相続人は、被相続人の死亡の時から会員たる資格を有するものとみなす。
- 前項の場合において、相続人が數人あるときは、その相続人全員の同意をもつて選定された一人の相続人に對してのみ、同項の規定を適用する。

## (次格条件)

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、会員たるものとできない。

一 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

二 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）又はこの法律若しくはこれに相当する外国の法令により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わつた日又は執行を受けることとなつた日から五年を経過するまでの者

三 第八百三十六条の二十七第一項若しくは第八百三十六条の三十二第一項の規定により第八百一十六条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者

四 第八百一十六条第一項の許可を受けた会員が第八百二十六条の二十七第一項若しくは第八百三十六条の三十二第一項の規定により第八百一十六条第一項の許可を取り消され、若しくは外国において同種の許可等を受けた法人がこの法律に相当する外國の法令の規定により、当該許可等を取り消された場合又は法人である取引所の会員若しくは取引所に相当する外國の施設の会員が第八百二十二条の規定若しくはこれに相当する外國の法令の規定による命令に

- 前項の規定により取引所はこれに相当する外國の施設から除外するまでの者
- 第二百二十二条の規定又はこれに相当する外國の法令による命令の規定による命令（これに相当する外國の法令による命令の規定による命令）により取引所はこれに相当する外國の施設から除外するまでの者
- 第三百三十六条の二十七第一項若しくは第八百三十六条の三十二第一項の規定により第八百一十六条第一項の許可を取り消され、若しくは外國において同種の許可等を受けた法人がこの法律に相当する外國の法令の規定により、当該許可等を取り消された場合又は法人である取引所の会員若しくは取引所に相当する外國の施設の会員が第八百二十二条の規定若しくはこれに相当する外國の法令の規定による命令に

- 金員は、出資の払込について、相続をもつて取引所に抗することができない。
- （議決権及び選挙権）
- 第二十六条の二 会員は、出資口数にかかわらず、各々一個の議決権及び役員の選挙権を有する。ただし、第八十一条の規定により取引所の損失を負担すべき会員がある場合における同項の規定による損失の負担に關する事項の議決については定款で別段の定めをることができる。
- 会員は、第六十六条第六項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行なうことができる。この場合においては、定款で定める資格を有する者が代理となることができる。
- 前項の規定により議決権又は選挙権を行なう者は、出席者とみなす。
- 代理人は、代理権を証する書面を取引所に差し出さなければならぬ。
- （経費の賦課）
- 第二十七条 取引所は、定款で定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。
- 第二十六条第五項の規定は、前項の経費の払込について準用する。

- （加入）
- 第二十八条 取引所の設立の際取引所に加入しようとする者その引き受けた出資の金額の払込が終了したものは、その取引所成立の時に会員となる。
- 取引所の設立の際取引所に加入しようとする者で取引所成立の時までに前項に規定する払込が終了しない者については、取引所成立の時に加入の申込を取り消したものとなつた。
- 成り後の取引所に加入しようとする者は、定款で定めるところにより、加入につき取引所の承諾を得て、その引き受けた出資の金額は、金銭以外の財産であることを証明するものとされる。
- 出資一口の金額は、均一でなければならない。
- 取引所の債務に対する会員の責任は、第二十七条の規定による経費の負担、第三十六条第三項の規定による損失の負担の負担及び第八十一条第四項の規定による損失の負担のほか、その出資額を限度とする。

より当該取引所若しくは当該施設から除名された場合において、当該處分があつた日前三十日以内に当該法人を代表する役員であつた者で当該法人がその處分を受けた日から五年を経過するまでのもの。

五 第八百二十二条の規定による裁判所の命令又はこれに相当する外國の法令の規定による外國の裁判所の命令により解任された役員でその解任の日から五年を経過するまでのもの。

六 第八百四十三条第一項の規定による裁判所の命令又はこれに相当する外國の法令の規定による外國の裁判所の命令を受けた後年を経過するまでの者

七 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は被治癒者若しくは外國の法令上これと同様に取り扱われている者でその法定代理人が前号の一に該当するもの。

八 法人その役員のうちに第一号から第六号までの間に該当する者のあるもの。

九 合併後存続する法人又は合併により設立された法人に對しては、当該合併により消滅した法人と同一の法人とみなす。

十 前項第一号から第三号の二まで及び第六号の規定の適用に當るときは、その役員のうち第一号から第六号までの間に該当する者のあるもの。

十一 法人その役員のうちに第一号から第六号までの間に該当する者のあるもの。

十二 取引所は、前項の規定により会員の純資産額の最低額を定めるときは、二以上の商品市場において取引をする会員の純資産額の最低額を定めなければならぬ。

十三 取引所は、会員の純資産額の最低額より多い額とならなければならぬ。

十四 会員の純資産額が前二項の規定による最低額を下すこと

受けた出資の金額の払込及び取引所が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を終了した時又は会員の持分の全部若しくは一部の譲受及び取引所が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を終了した時に会員となる。

十五 取引所は、会員たる資格を有する者が取引所に加入しようとするとときは、正当な理由がないのに、その加入を拒んでもらう。

十六 会員たる資格を有する者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならぬ。

十七 会員たる資格を有する者に持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

十八 会員が死した場合において、その相続人又は受取人等以下本条において「相続人等」という。が会員であるときは、その者は、被承継人の持分及びその持分についての被承継人の権利義務を承継することができる。

十九 前項の場合において、相続人等が被承継人の持分及びその持分についての被承継人の権利義務を承継したときは、その者は、被承継人の死亡の時において会員になつたものとみなす。

二十 第一項又は第二項の場合において、相続人等が數人ある

ときは、その相続人等全員の同意をもつて選定された一人の相続人等に対してのみ、これらの項の規定を適用する。

**(持分の共有競止)**

第三十一条 会員は、持分を共有することができない。

**(取引に係る権利義務の承継)**

第三十二条の二 第三十一条第一項又は第二項の規定により会員の持分及びその持分についての権利義務を承継した者は、当該会員が商品市場においてした取引に係る権利義務を承継する。

**(会員たる地位の承継)**

第三十三条の三 会員につき合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、会員たる地位を承継する。

**(任意脱退)**

第三十四条 会員は、三十日前までに予告して、取引所を脱退することができる。前項の予告期間は、定款で延長することができる。但し、その期間は、一年を超えることができない。

**(当然脱退)**

第三十五条 会員は、前項及び第三十五条第一項に規定する場合のほか、次の事由によつて脱退する。

- 1 会員たる資格の喪失
- 2 その者が取引をする商品市場のすべてが第九十九条の規定により閉鎖されたこと。

**(持分全部の譲渡)**

第三十六条 会員は、前項に規定する場合のほか、次の事由によつて脱退する。

**(死亡又は解散)**

**(除名)**

第三十七条 会員は、第二十五条第五項の規定によつてする場合及び第一百三十二条の規定による主務大臣の命令によつてする場合を除き、定款で定める事由のある会員につき、第六十八条に定める総会の決議によつてするものとついて、第三十五条第一項に規定する場合のほか、次の事由によつて脱退する。

**(制裁規程)**

第四十条 取引所は、その定款において、会員が、この法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の处分若しくは当該取引所の定款、業務規程、受託契約別則、紛争処理規程その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたときは、当該会員に対し、過怠金を科し、若しくは当該取引所の全部若しくは一部の商品市場における取引を停止し、若しくは制限し、又は当該会員を除名する旨を定めなければならない。

**(市場取引監視委員会)**

第三十九条 会員は、主務省令で定めるところにより、商品市場における取引と商品市場外における取引とを帳簿上区分して経理し、かつ、帳簿その他業務に関する書類を保存しておかなければならぬ。

第四十一条 取引所は、その定款において、会員が、この法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の处分若しくは当該取引所の定款、業務規程、受託契約別則、紛争処理規程その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたときは、当該会員に対し、過怠金を科し、若しくは当該取引所の全部若しくは一部の商品市場における取引を停止し、若しくは制限し、又は当該会員を除名する旨を定めなければならない。

#### 第四節 機関

**(役員)**

第五十五条 取引所に、左の役員を置く。

**理事長** 一人

**理事** 二人以上

**監事** 二人以上

**(理事長及び理事の権限)**

第五十六条 理事長は、取引所を代表し、その事務を總理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、取引所を代表し、理事長を補佐して取引所の事務を掌理し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠員のときにはその職務を行う。

3 取引所の事務の執行は、定款に別段の定がないときは、理事長及び理事の過半数で決する。

**(監事の権限)**

第五十七条 監事は、取引所の事務を監査する。

2 監事は、いつでも理事長又は理事に対し事務の報告を請求し、又は取引所の事務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事長が総会に提出しようとする書類を調査し、総会にその意見を報告しなければならない。

**(役員の欠格条件)**

第五十八条 第二十四条第一項第一号から第六号までの二に掲げる者に該当する者は、役員たることができない。

**(役員の選任)**

第五十九条 役員は、次項の規定により選任される理事を除く、定款で定めるところにより、総会において、会員が選舉する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において、

会員にならうとする者が選舉する。

2 理事長は、定款に特別の定めがある場合には、理事の過

半数の同意を得て、定款で定める数の理事を選任する。

**(役員の任期)**

第五十九条 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年を超えることができない。

**(副理事及び監事)**

第六十条 主務大臣は、理事又は監事の職を行つたときは、その理事長又は理事は、取引所に対して連帯して損害賠償の責に任ずる。

2 理事長又は理事が法令又は定款に違反する行為をしたときは、総会の決議によつた場合で、その理事長又は理事は、第三者に対して連帯して損害賠償の責に任ずる。

**(役員の解任の請求)**

第六十一条 会員は、総員の五分の一以上の過半をもつて、役員の解任を請求することができる。この場合において、その請求につき、総会員の半數以上が出席する総会において、出席会員の三分の二以上の同意があつたときは、その請求による解任の請求は、その理由を記載した書面を理事長に提出してしなければならない。

2 前項の規定による解任の請求は、理事長及び理事の貢

又は監事の金員について、同時にしなければならない。但し、法令又は定款若しくは業務規程の違反を理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による解任の請求は、その理由を記載した書面を理事長に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事長は、その請求を総会の議に附し、且つ、総会の会日から十

に係る権利義務を承継した者（以下「承継者」という。）又は他の会員（当該商品市場において取引をすることができる他の会員に限る。以下この条において同じ。）をして当該

前項の場合においては、取引所は、その総会の会日の十日前までに、その会員に対しその旨及び除名の理由を記載した書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。

3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これもつてその者に対抗することができない。

**(持分の差押に因る脱退)**

第三十五条 会員の持分を差押した債権者は、その会員をもつてその者に対抗することができない。

2 商法第九十条（持分差押の効力）及び第九十一条第一項（予告の失効）の規定は、前項の場合について準用する。

3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、商法第十条までに予告しなければならない。

**(持分の払戻し)**

第三十六条 脱退した会員は、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻しを受けることができる。

2 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における取引所の財産によつて定める。

3 前項の持分を計算するに当たり、取引所の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、取引所は、定款で定期的に損失額の払込を請求することができる。

4 第二項又は前項の規定による請求権は、脱退後一年間行なわないときは、時効に因つて消滅する。

5 脱退した会員が取引所に対する債務を完済するまでは、取引所は、持分の払戻しを停止することができる。

6 前項の払戻しを終了したとき、その会員が商品市場における取引の決済を結了していないときは、第三十一条又は前項の規定による請求権は、脱退後一年間行なわないときは、時効に因つて消滅する。

7 取引所は、脱退前にした取引の決済の結果）、

第三十七条 会員が脱退した場合において、その会員が商品市場における取引の決済を結了していないときは、第三十一条又は前項の規定による請求権は、脱退後一年間行なわないときは、時効に因つて消滅する。

8 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における取引所の財産によつて定める。

9 前項の持分を計算するに当たり、取引所の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、取引所は、定款で定期的に損失額の払込を請求することができる。

10 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における取引所の財産によつて定める。

11 前項の持分を計算するに当たり、取引所の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、取引所は、定款で定期的に損失額の払込を請求することができる。

12 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における取引所の財産によつて定める。

13 前項の持分を計算するに当たり、取引所の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、取引所は、定款で定期的に損失額の払込を請求することができる。

14 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における取引所の財産によつて定める。

15 前項の持分を計算するに当たり、取引所の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、取引所は、定款で定期的に損失額の払込を請求することができる。

16 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における取引所の財産によつて定める。

17 前項の持分を計算するに当たり、取引所の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、取引所は、定款で定期的に損失額の払込を請求することができる。

18 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における取引所の財産によつて定める。

19 前項の持分を計算するに当たり、取引所の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、取引所は、定款で定期的に損失額の払込を請求することができる。

20 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における取引所の財産によつて定める。

21 前項の持分を計算するに当たり、取引所の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、取引所は、定款で定期的に損失額の払込を請求することができる。

22 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における取引所の財産によつて定める。

23 前項の持分を計算するに当たり、取引所の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、取引所は、定款で定期的に損失額の払込を請求することができる。

24 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における取引所の財産によつて定める。

25 前項の持分を計算するに当たり、取引所の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、取引所は、定款で定期的に損失額の払込を請求することができる。

26 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における取引所の財産によつて定める。

27 前項の持分を計算するに当たり、取引所の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、取引所は、定款で定期的に損失額の払込を請求することができる。

28 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における取引所の財産によつて定める。

29 前項の持分を計算するに当たり、取引所の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、取引所は、定款で定期的に損失額の払込を請求することができる。

30 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における取引所の財産によつて定める。

31 前項の持分を計算するに当たり、取引所の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、取引所は、定款で定期的に損失額の払込を請求することができる。

32 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における取引所の財産によつて定める。

33 前項の持分を計算するに当たり、取引所の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、取引所は、定款で定期的に損失額の払込を請求することができる。

34 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における取引所の財産によつて定める。

35 前項の持分を計算するに当たり、取引所の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、取引所は、定款で定期的に損失額の払込を請求することができる。

36 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における取引所の財産によつて定める。

37 前項の持分を計算するに当たり、取引所の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、取引所は、定款で定期的に損失額の払込を請求することができる。

38 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における取引所の財産によつて定める。

39 前項の持分を計算するに当たり、取引所の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、取引所は、定款で定期的に損失額の払込を請求することができる。

40 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における取引所の財産によつて定める。

41 前項の持分を計算するに当たり、取引所の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、取引所は、定款で定期的に損失額の払込を請求することができる。

42 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における取引所の財産によつて定める。

43 前項の持分を計算するに当たり、取引所の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、取引所は、定款で定期的に損失額の払込を請求することができる。

44 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における取引所の財産によつて定める。

45 前項の持分を計算するに当たり、取引所の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、取引所は、定款で定期的に損失額の払込を請求することができる。

46 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における取引所の財産によつて定める。

47 前項の持分を計算するに当たり、取引所の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、取引所は、定款で定期的に損失額の払込を請求することができる。

48 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における取引所の財産によつて定める。

49 前項の持分を計算するに当たり、取引所の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、取引所は、定款で定期的に損失額の払込を請求することができる。

50 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における取引所の財産によつて定める。

51 前項の持分を計算するに当たり、取引所の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、取引所は、定款で定期的に損失額の払込を請求することができる。

52 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における取引所の財産によつて定める。

53 前項の持分を計算するに当たり、取引所の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、取引所は、定款で定期的に損失額の払込を請求することができる。

54 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における取引所の財産によつて定める。

55 前項の持分を計算するに当たり、取引所の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、取引所は、定款で定期的に損失額の払込を請求することができる。

56 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における取引所の財産によつて定める。

57 前項の持分を計算するに当たり、取引所の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、取引所は、定款で定期的に損失額の払込を請求することができる。

日前までに、その請求に係る役員に対し、前項の規定による書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を与えるべきならない。

第六十六条规定第三項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。

(役員の兼職禁止)

第六十二条役員は、他の取引所の役員の地位を占めてはならない。

理事長又は理事は、その者が理事長又は理事となつてゐる取引所の監事と、監事は、その者が監事となつてゐる取引所の使用人又は理事長若しくは理事と兼ねてはならない。

(理事の自己契約等の禁止)

第六十三条取引所が理事長又は理事と契約をするときは、監事が取引所を代表する。取引所と理事長又は理事との訴訟についても、また同様とする。

(定款その他の監理の備置き及び閲覧)

第六十四条理事長は、定款及び業務規程を取引所の各事務所に、会員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

理事長は、総会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間從たる事務所に備えて置かなければならぬ。

会員名簿には、各会員について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は商号及び住所

二 加入年月日

三 出資口数、出資金額及びその払込年月日

四 取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指數

五 商品取引員(第二百一十六条规定第三項に規定する商品取引員をいう。以下この章において同じ。)であるときは、許可をうる。

し、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。

5 総会の議事録には、出席した監事も署名しなければならない。

第七十条 削除

(商法の準用)

第七十一条 商法第二百四十三条规定(株主総会の延期又は続行の決議、第二百四十四条规定第一項及び第二項(株主総会の議事録)並びに第二百四十七条规定から第二百五十二条规定まで(株主総会の決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴えの規定は、総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条规定中「第二百三十二条规定」とあるのは、「商品取引所法第六十六条规定第六項」と読み替えるものとする。

### 第五節 計算

#### (会員信認金等の運用方法)

第七十二条 取引所は、国債の保有その他主務省令で定める方法によるほか、会員信認金、特別清算負担金、特別担保金又は受託業務保証金として預託を受けたものを運用することができる。

(損失へん補準備金)

第七十三条 取引所は、定款で定めるところにより、毎事業年度の剩余金の百分の十以上を損失へん補準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくすしてはならない。

(剩余金の配当禁止)

第七十四条 取引所は、剩余金の分配をしてはならない。

(決算開催書類の提出)

第七十五条 理事長は、通常総会の会日の二週間前までに、財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剩余金処分案又は損失処理案を監事に提出しなければならない。

(商法の準用)

第七十六条 商法第三十四条规定第一号、第二百八十二条规定第一项及び第三项、第二百八十五条第一号、第二百八十五条ノ四から第二百八十五条规定ノ六まで並びに第二百八十七条ノ一(会社の計算)の規定は、取引所の計算について準用する。この場合において、商法第二百八十二条第一項中「第二百八十一条规定第一項(書類)」とあるのは、「商品取引所法第七十五条に規定する書類」と、同法第二百八十七条第一項中「第二百八十一条规定第一項(書類)」とあるのは、「商品取引所法第七十五条に規定する書類(財務目録を除く)」と、「同項第三号ニ掲ぐる書類」とあるのは、「業務報告書」と、「同項第一号、第二号及第四号ニ掲ぐる書類」とあるのは、「同衆に規定する書類(財産目録及び業務報告書を除く)」と、同条第三項中「貸借対照表又は其ノ要旨」とあるのは、「貸借対照表」と読み替えるものとする。

### 第六節 商品市場における取引

#### (取引資格)

第七十七条 商品市場における取引は、その市場を開設する取引所の会員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるものでなければすることができない。

一 上場商品指數に係る商品市場 次に掲げる者

イ 当該商品市場における上場商品指數対象物品(当該上場商品指數対象物品の主たる原料若しくは材料となる物又は当該上場商品指數対象物品を主たる原料若しくは材料とする物又は当該上場商品指數対象物品を主たる原料若しくは材料とする物で第二十三条规定第一項第一号の定款で定めるものとされるもの)の売買、取引の取次ぎ等を行う業者として営んでゐる者

ロ 当該商品市場における取引の受託等について第一百一十六条第一項の許可を受けた者

ハ イ及びロに掲げる者のほか、第二十三条规定第一項第二号に係る者であつて当該商品市場における上場商品指數対象物品との関係に關し政令で定める要件に該当するもの

#### (相互決済了取引決めに係る取引資格)

第七十七条の二 前条の規定にかかるわず、取引所は、定款で定めるところにより、当該取引所と相互決済了取引決めを締結した他の取引所(取引所に相当する外国の施設を含む。次項において同じ。)の会員に、当該相互決済了取引決めに基づいて取引の決済を終了させるための取引を行ふ目的の範囲において、当該取引所の商品市場における取引資格を与えることができる。

2 前項に規定する相互決済了取引決めとは、当該取引所及び他の取引所が、それぞれ、他の取引所の会員又は当該取引所の会員に、他の取引所の商品市場(商品市場に相当する外国の市場を含む。以下この項において同じ。)又は当該取引所の商品市場において決済を終了していない取引について、当該取引所の商品市場又は他の取引所の商品市場においてその取引の決済を終了させるための取引をすることを、相互に認めるための取決めをいう。

可年月日及び商品市場における取引の委託を受ける上場商品又は上場商品指數

商員及び取引所の債権者は、事業時間内いつでも、理事長に對し第一項及び第二項の書類の閲覧を求めることができる。この場合においては、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(商法等の準用)

第六十五条 商法第二百五十四条第二項(取締役と会社との関係)、第二百八十六条第五項(取締役の責任の免除)及び第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで(取締役に対する責任追及の訴え)の規定は、理事長、理事及び監事について、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十五条(理事の行為の代理)並びに商法第三十九条规定第一項、第七百六十九条(取締役の報酬)の規定は、理事長及び理事について、第六十条の二及び商法第二百七十八条(監査役と取締役との連帯責任)の規定は、監事について準用する。

第六十六条 理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるとときは、定款で定めるところにより、いつでも臨時総会を招集することができる。

3 会員が総会員の五分の一以上の者との連署をもつて、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して、総会の招集を請求したときは、理事長は、その請求があつた日から二十日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

4 理事長の職務を行つた者がないとき、又は前項の請求があつた場合において理事長が正當な理由がないのに招集の手続をしないときは、監事は、遅滞なく、総会を招集しなければならない。

5 前項の場合において、監事の職務を行つた者がないとき、前項の通知には、会議の目的たる事項を記載しなければならない。

6 前項の通知には、会議の目的たる事項を記載しなければならない。

7 前項の通知には、会議の目的たる事項を記載しなければならない。

(総会の決議事項)

第六十七条 この法律に特別の定があるものの外、左の事項は、総会の決議を経なければならない。

一 貸借対照表、損益計算書、業務報告書、剰余金処分案及び損失処理案の承認

二 経費の賦課及び徴収の方法

三 その他定款で定める事項

(総会の特別決議事項)

第六十八条 次の事項は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による決議を経なければならない。

一 定款の変更

二 解散

二の二 合併

三 会員の除名

(総会の議事)

第六十九条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定がある場合を除いて、出席した会員の議決権の過半数で決して可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、会員として総会の決議に加わる権利を有しない。

4 総会においては、第六十六条第六項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ決議することができる。但し、前項の場合において、監事の職務を行つた者がないとき、

又は監事が正当な理由がないのに前項の手続をしないときは、第三項の会員は、主務大臣の承認を得て、総会を招集することができる。

(総会の決議事項)

第六十七条 この法律に特別の定があるものの外、左の事項は、総会を招集するには、会日から十日前までに、各会員に對して、その通知を発しなければならない。但し、第一項から前項までに規定する招集については、定款でこの期間を短縮することができる。

6 総会を招集するには、会日から十日前までに、各会員に對して、その通知を発しなければならない。但し、第一項から前項までに規定する招集については、定款でこの期間を短縮することができる。

7 前項の通知には、会議の目的たる事項を記載しなければならない。

8 第六十八条 次の事項は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による決議を経なければならない。

一 貸借対照表、損益計算書、業務報告書、剰余金処分案及び損失処理案の承認

二 経費の賦課及び徴収の方法

三 その他定款で定める事項

品の保管を証する倉荷証券をもつて、これに充てることができる。

3 第一項の規定に基づき、取引所により取引資格を与えた者は、同項に規定する目的の範囲内において、第三十一条、第三十八条第一項から第四項まで、第三十九条、第四十条、第七十九条、第八十条第三項及び第四項、第八百二十二条並びに第八百四十七条の三の規定の適用について、会員とみなす。この場合において、第三十七条第一項は、会員とみなす。

(第八十七条第一項において準用する場合を含む)「脱退した」とあるのは、「取引資格を失った」と、第四十条中「を除名する」とあるのは、「取引資格を失わせる」と、

第一百二十一条中「を除名すべき」とあるのは、「取引資格を失わせるべき」とする。

#### (業務規程)

第七十八条 取引所は、その業務規程において、次に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

一 商品市場における取引の対象とする商品たる物品、商品指數又はオプション(実物オプションを含む)。

#### 二 取引の期限

##### 1 立金の開闢

##### 2 立金の停止

四 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

##### 五 受渡しの他の決済の方法

六 前各号に掲げる事項のほか、取引に関する必要な事項

#### (取引証拠金)

第七十九条 取引所は、定款で定めるところにより、会員をして、商品市場における取引について、取引証拠金を預託させることができる。

2 前項の取引証拠金は、定款で定めるところにより、第三十八条第三項に規定する有価証券又は当該取引所若しくは他の取引所の開設する商品市場における取引の決済のため愛渡しの目的物とすることができる当該商品市場の上場商演を受ける権利を有する。

3 会員は、前項の規定により同項の特別担保金について弁済を受け、なお不足があるときは、他の会員の当該商品市場についての特別担保金について、その特別担保金の額に応じて、他の債務者に先立つて弁済を受ける権利を有する。ただし、その不足する額のうち、その不足する額に、その会員の当該商品市場についての特別担保金の額と同項に規定する商品市場における取引の相手たる会員以外の会員の当該商品市場についての特別担保金の総額との割合を乗じて得た額を控除した残額の範囲内に限る。

4 前項の規定による弁済があつたときは、同項に規定する他の会員は、第二項に規定する取引の相手たる会員に対する求償権を有する。

#### (総取引高等の掲示及び公表)

第八十五条 取引所は、その開設する商品市場における毎日のは約定価格等(以下「約定価格等」という)をその日に当該商品市場に掲示しなければならない。

2 取引所は、その開設する商品市場における毎日及び当該取引所の開設する商品市場における毎日及び毎月の相場及び取引報告書を作製し、これを主務大臣に提出しなければならない。

3 は、この限りでない。

2 会員は、商品市場における取引に基づく債務の不履行による債権に關し、前条第一項の規定により同項に規定する会員信認金及び取引証拠金について弁済を受け、なお不足があるときは、当該取引所若しくは他の取引所の開設する商品市場における取引の決済のため愛渡しの目的物とすることができる当該商品市場の上場商演を受ける権利を有する。

3 会員は、前項の規定により同項の特別担保金について弁済を受け、なお不足があるときは、他の会員の当該商品市場についての特別担保金について、その特別担保金の額に応じて、他の債務者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

4 前項の規定による弁済があつたときは、同項に規定する他の会員は、第二項に規定する取引の相手たる会員に対する求償権を有する。

#### (総取引高等の掲示及び公表)

第八十五条 取引所は、その開設する商品市場における毎日のは約定価格等(以下「約定価格等」という)をその日に当該商品市場に掲示しなければならない。

2 取引所は、主務大臣で定めるところにより、当該商品市場における相場を変動させるべき一連の取引をする者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

#### 四 制除

五 単独又は他人と共同して、当該商品市場における取引が盛んであると誤解させるべき一連の取引又は当該商品市場における相場を変動させるべき一連の取引をする

こと。

2 取引所は、その開設する商品市場における毎日及び毎月の相場及び取引報告書の提出等。

3 第八十六条 取引所は、主務大臣で定めるところにより、当該取引所の開設する商品市場における毎日及び毎月の相場及び取引報告書を作製し、これを主務大臣に提出しなければならない。

4 前項の規定による弁済があつたときは、同項に規定する他の会員は、第二項に規定する取引の相手たる会員に対する求償権を有する。

#### (総取引高等の掲示及び公表)

第八十五条 取引所は、その開設する商品市場における毎日のは約定価格等(以下「約定価格等」という)をその日に当該商品市場に掲示しなければならない。

2 取引所は、主務大臣で定めるところにより、当該商品市場における相場を変動させるべき一連の取引をする

こと。

3 は、この限りでない。

2 会員は、商品市場における取引に基づく債務の不履行による債権に關し、前条第一項の規定により同項に規定する会員信認金及び取引証拠金について弁済を受け、なお不足があるときは、当該取引所若しくは他の取引所の開設する商品市場における取引の決済のため愛渡しの目的物とすることができる当該商品市場の上場商演を受ける権利を有する。

3 会員は、前項の規定により同項の特別担保金について弁済を受け、なお不足があるときは、他の会員の当該商品市場についての特別担保金について、その特別担保金の額に応じて、他の債務者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

4 前項の規定による弁済があつたときは、同項に規定する他の会員は、第二項に規定する取引の相手たる会員に対する求償権を有する。

#### (総取引高等の掲示及び公表)

第八十五条 取引所は、その開設する商品市場における毎日のは約定価格等(以下「約定価格等」という)をその日に当該商品市場に掲示しなければならない。

2 取引所は、その開設する商品市場における毎日及び毎月の相場及び取引報告書を作製し、これを主務大臣に提出しなければならない。

品の保管を証する倉荷証券をもつて、これに充てることができる。

3 第八十八条 第四項の規定は、前項の有価証券又は倉荷証券の充用価格について準用する。

(上場商品の格付)

2 前項の場合において、商品市場における取引のために、当該上場商品の等級について定められた固定規格があるときは、取引所は、これに従わなければならない。

3 会員は、取引所が規程で定めるところにより行う格付けに従わなければならない。

4 取引所は、格付人を選任する必要がある場合においては、当該取引所の会員以外の者のうちから選任しなければならない。

5 前項の格付人は、取引所の使用者としなければならない。

6 ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

7 前項の規定により、取引所を経てしなければならない。

8 ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

9 前項の規定により、取引所を経てしなければならない。

10 ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

11 ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

12 ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

13 ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

14 ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

15 ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

16 ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

17 ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

18 ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

19 ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

20 ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

21 ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

22 ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

23 ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

24 ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

25 ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

26 ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

27 ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

28 ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

29 ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

よる債務の履行又は引受けにより生じた損失について、当該損失を補てんし、なお不足があるときは、当該商品市場の全部若しくは一部の会員に負担させ、他の商品市場についての特別清算負担金により補てんし、又は他の商品市場の全部若しくは一部の会員に負担させることができる。

3 第八十九条 上場商品の格付の方法、格付表その他の格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

4 第九十条 前項の場合において、商品市場における取引のために、当該上場商品の等級について定められた固定規格があるときは、取引所は、これに従わなければならない。

5 第九十一条 上場商品の格付の方法、格付表その他の格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

6 第九十二条 上場商品の格付の方法、格付表その他の格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

7 第九十三条 上場商品の格付の方法、格付表その他の格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

8 第九十四条 上場商品の格付の方法、格付表その他の格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

9 第九十五条 上場商品の格付の方法、格付表その他の格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

10 第九十六条 上場商品の格付の方法、格付表その他の格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

11 第九十七条 上場商品の格付の方法、格付表その他の格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

12 第九十八条 上場商品の格付の方法、格付表その他の格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

13 第九十九条 上場商品の格付の方法、格付表その他の格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

14 第一百条 上場商品の格付の方法、格付表その他の格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

15 第一百零一条 上場商品の格付の方法、格付表その他の格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

16 第一百零二条 上場商品の格付の方法、格付表その他の格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

17 第一百零三条 上場商品の格付の方法、格付表その他の格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

18 第一百零四条 上場商品の格付の方法、格付表その他の格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

19 第一百零五条 上場商品の格付の方法、格付表その他の格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

20 第一百零六条 上場商品の格付の方法、格付表その他の格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

21 第一百零七条 上場商品の格付の方法、格付表その他の格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

22 第一百零八条 上場商品の格付の方法、格付表その他の格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

23 第一百零九条 上場商品の格付の方法、格付表その他の格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

24 第一百一十条 上場商品の格付の方法、格付表その他の格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

25 第一百一十一条 上場商品の格付の方法、格付表その他の格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

26 第一百一十二条 上場商品の格付の方法、格付表その他の格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

27 第一百一十三条 上場商品の格付の方法、格付表その他の格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

28 第一百一十四条 上場商品の格付の方法、格付表その他の格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

29 第一百一十五条 上場商品の格付の方法、格付表その他の格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

30 第一百一十六条 上場商品の格付の方法、格付表その他の格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

二 受渡しその他の決済の方法  
三 前二号に掲げる事項のほか、取引の受託に関し必要な事項

(委託証拠金)

第九十七条 会員は、受託契約の定めるところにより、商品市場における取引の受託について、主務省令で定める準則で定める委託証拠金の額の算定の基準となる料率、上場商品構成品等の取引事情及び取引の公正の確保を考慮して主務大臣が定める料率を下つてはならない。

3 第七十九条第二項及び第三項の規定は、委託証拠金について準用する。

(受託業務保証金の預託)

第九十七条の二 会員は、その受託業務(第百二十六条第一項の許可に係る商品市場における取引の受託に関する業務をいう。以下同じ。)につき委託者のために、受託業務保証金を預託しなければならない。

2 前項の受託業務保証金の額は、次項に規定する場合を除き、次の各号に規定する額の合計額とする。

一 本店につき商品市場ごとに主務省令で定める金額と從たる営業所につき当該営業所の数に商品市場ごとに主務省令で定める金額を乗じて得た金額との合計額。

二 受託に係る商品市場における取引であつて毎月の各営業日において決済を終了していないものの数量並びに当該商品市場における当該各営業日の最終の対価の額及び約定価格並びに前条第二項の規定により主務大臣が定める料率を基準として、その月の末日において、主務省令で定める方法により算出した額。

3 会員が主務大臣が指定する者(以下「指定弁済機関」といふ)と、当該会員が商品市場における取引の受託により

より第一百二十六条第一項の許可を取り消されたとき、又は同条第四項若しくは第一百三十六条の規定により第一百二十六条第一項の許可が効力を失ったときは、商品取引員であつた者又はその承継人は、当該商品取引員であつた者が預託した受託業務保証金を取り戻すことができる。

3 前項の規定による受託業務保証金の取戻しは、当該受託業務保証金につき第九十七条の三第一項に規定する請求権を有する者に対し、三月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告、その期間内にその申出がなかつた場合でなければ、することができない。ただし、受託業務保証金を取り戻すことができる理由が発生した時から十年を経過したときは、この限りでない。

4 受託業務保証金は、第一項又は第二項の規定により取り戻すことができる場合を除き、これを取り戻すことができない。

(指定)

第九十七条の七 第九十七条の二第三項の指定(以下単に「指定」といふ。)は、商品取引員が商品市場における取引の受託により生じた債務を弁済することができない場合にその商品取引員に代わつてその債務に関し当該取引を委託した者に対し弁済する業務(以下「弁済業務」といふ。)を行おうとする者の申請により行う。

2 指定を要けようとする者は、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 弁済業務に係る商品市場

生じた債務を弁済することができない場合に指定弁済機関が当該会員に代わつてその債務の額のうち契約で定める額

が該会員に代わつてその債務の額のうち契約で定める額(以下「契約弁済額」といふ。)につき当該取引を委託した者に対し弁済する契約(以下「弁済契約」といふ。)を締結するときは、第一項の受託業務保証金の額は、前項第一号に規定する額と同項第二号に規定する額から契約弁済額を控除した額との合計額とする。

4 会員は、主務省令で定めるところにより、指定弁済機関以外の者であつて主務省令で定められたものと当該会員のために所要の受託業務保証金が取引所の指示に応じて当該取引所に預託される旨の契約を締結してその旨を取引所に届け出たときは、当該契約の効力の存する間に限り、当該契約において当該取引所に預託されることとなつてゐる金額(以下「契約預託金額」といふ。)に相当する受託業務保証金

金については、当該取引所に預託しないことができる。

5 取引所は、委託者の保護のため必要があると認めるときは、会員と前項の契約を締結した者は当該会員に対し、契約預託金額に相当する金額の全部又は一部を取引所に預託すべき旨を指示することができる。

6 会員は、第二項第一号に規定する額の受託業務保証金を預託した後でなければ、受託業務を開始してはならない。

7 会員は、受託業務の開始後新たに從たる営業所を開設したときは、当該営業所につき從たる営業所に係る第二項第一号の主務省令で定める金額の受託業務保証金を取り戻しに預託しなければならない。

8 第六項の規定は、前項の場合について準用する。

9 第三十八条第三項及び第四項の規定は、受託業務保証金について準用する。

(受託業務保証金の払戻し)

第九十七条の三 会員に対し商品市場における取引を委託した者は、その委託により生じた債権の弁済を受けるため、当該会員に係る受託業務保証金について、取引所に対し、

当該会員が主務省令で定める取引を委託しに預託したこととなつたときは、その不足額について預託(同条第四項の契約の締結を含む。)しなければならぬ。

2 会員は、当該会員が締結している弁済契約の失效その他

の理由によりその受託業務保証金の額につき第九十七条の二第三項の規定が適用されないこととなつたため、受託業務保証金の預託額を契約預託金額を含む。次項において同じ。)が第九十七条の二第二項又は第三項に規定する額で前月の末日において預託された額の金額を全部又は一部を取引所に

預託すべき旨を指示することができる。

6 会員は、第二項第一号に規定する額の受託業務保証金を預託した後でなければ、受託業務を開始してはならない。

7 会員は、受託業務の開始後新たに從たる営業所を開設したときは、当該営業所につき從たる営業所に係る第二項第一号の主務省令で定める金額の受託業務保証金を取り戻しに預託しなければならない。

8 第六項の規定は、前項の場合について準用する。

9 第三十八条第三項及び第四項の規定は、受託業務保証金について準用する。

(受託業務保証金の取戻し)

第九十七条の五 会員は、受託業務保証金の預託額が第九十七条の二第二項又は第三項に規定する額(従たる営業所を廃止した場合は、その廃止日の以後その廃止について主務省令で定める公告をした日後二月を経過する日までは、当該営業所を廃止しなかつたものとした場合における同条第一項又は第三項に規定する額)で前月の末日におけるも

のを超えることとなつたときは、その超える額を取り戻すことができる。

2 第百三十五条第四項、第一百三十六条の二十七第一項若しくは第二項若しくは第一百三十六条の三十二第一項の規定に

第一項若しくは第二項若しくは第三項に規定する額で前月の末日におけるものに不足することとなつたときは、その不足額について預託(同条第四項の契約の締結を含む。)しなければならぬ。

2 取引所は、会員が前条第九項において準用する第三十八条第三項の規定により有価証券を預託している場合において、前項の規定による請求があつたときは、主務省令で定めたところにより、当該有価証券を換価し、その請求をしてある者に対し、その換価代金を支払うことができる。

(受託業務保証金の不足額の預託)

第九十七条の四 会員は、前条第一項の規定による請求権

が該会員に代わつてその債務の額のうち契約で定める額

(以下「契約弁済額」といふ。)につき当該取引を委託した者に対し弁済する契約(以下「弁済契約」といふ。)を締結するときは、第一項の受託業務保証金の預託額が前項第一号に規定する額と同項第二号に規定する額から契約弁済額を控除した額との合計額とする。

4 会員は、主務省令で定めるところにより、指定弁済機

関以外の者であつて主務省令で定められたものと当該会員のため

に所要の受託業務保証金が取引所の指示に応じて当該取引所に預託される旨の契約を締結してその旨を取引所に届け出たときは、当該契約の効力を存する間に限り、当該契約において当該取引所に預託されることとなつてゐる金額(以下「契約預託金額」といふ。)に相当する受託業務保証

金については、当該取引所に預託しないことができる。

5 取引所は、委託者の保護のため必要があると認めるときは、会員と前項の契約を締結した者は当該会員に対し、契約預託金額に相当する金額の全部又は一部を取引所に預託しなければならない。

6 会員は、当該会員と前項の契約を締結した者は当該会員に係る第二項第一号の主務省令で定める金額の受託業務保証金を取り戻しに預託したときは、その不足額について預託(同条第四項の契約の締結を含む。)しなければならぬ。

7 会員は、当該会員が主務省令で定める取引を委託しに預託したこととなつたときは、その不足額について預託(同条第四項の契約の締結を含む。)しなければならぬ。

8 第六項の規定は、前項の場合について準用する。

9 第三十八条第三項及び第四項の規定は、受託業務保証金について準用する。

(社員の加入)

### 第九十七条の十 指定弁済機関は、商品取引員が指定弁済機

関に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、そ

の加入を拒み、又はその加入につき現在の社員である商品

取引員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付しては

ならない。

### (弁済契約の締結等)

第九十七条の十一 指定弁済機関は、社員である商品取引員

から弁済契約を締結すべき旨の申出があつたときは、正當な理由がある場合を除き、違済なく、その商品取引員と弁

済契約を締結しなければならない。

2 指定弁済機関は、弁済契約の締結、内容の変更、解除又

は失効があつたときは、違済なく、主務大臣及び取引所に報告しなければならない。

### 3 指定弁済機関と弁済契約を締結している商品取引員に

し商品市場における取引を委託した者は、その商品取引員

が当該受託に係る債務を弁済することができないときは、

指定弁済機関に対し、その契約弁済額につき弁済すべし

とを請求することができる。

### (弁済業務規程)

第九十七条の十二 指定弁済機関は、弁済業務に関する規程

(以下「弁済業務規程」といふ。)を定め、主務大臣の認可

を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 弁済業務規程には、弁済業務のための基金の管理に関する事項、その基金に充てるための社員からの負担金の徵収

の方法に関する事項、弁済業務の実施に関する計画が適正であり、かつ、その計画を遂行することが確実であると認められるること。

3 申請者が商品取引員のみを社員とするものであることを

充てるための社員からの負担金の徵収に関する事項が定められれていること。

4 申請者の定款に弁済業務のための基金及びその基金に充てるための社員からの負担金の徵収に関する事項が定められていれば、その取消しの日から五年を経過しない者で

は、その取消しの日から五年を経過した場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

の払戻し請求権を変更しなければならない。

その払戻しを請求することができる。

2 取引所は、会員が前条第九項において準用する第三十八条第三項の規定により有価証券を預託している場合において、前項の規定による請求があつたときは、主務省令で定めたところにより、当該有価証券を換価し、その請求をしてある者に対し、その換価代金を支払うことができる。

3 会員は、前条第一項の規定による請求があつたときは、主務省令で定めたところにより、当該有価証券を換価し、その請求をしてある者に対し、その換価代金を支払うことができる。

471 三商業

商品取引所法

(第97条の5～第97条の12)

(事業計画等)

第九十七条の十三 指定弁済機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定弁済機関は、毎事業年度終過後三月以内に、その事業年度の事業報告書、貸借対照表、財産目録及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(報告徴収等)

第九十七条の十四 主務大臣は、指定弁済機関の弁済業務の適正かつ確実な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定弁済機関に対し、その業務又は財産に関して、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、指定弁済機関の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

4 第九十七条の十五 主務大臣は、指定弁済機関が第九十七条の八第一号、第四号又は第六号の規定に該当しないこととなつたと認めるときは、指定弁済機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第九十七条の十六 主務大臣は、指定弁済機関が次の各号の一に該当するときは、指定を取り消すことができる。

一 弁済業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

2 第一項の規定による立入検査の権限は、最初の通常総会の日までとする。

3 第一項の規定による設立委員の選任には、第六十八条の規定を準用する。

4 第一項の規定による役員の選任には、第五十七条の規定を準用する。

5 第一項の規定による設立委員の選任には、第六十八条の規定を準用する。

6 第一項の規定による設立委員の選任には、第六十八条の規定を準用する。

7 第一項の規定による設立委員の選任には、第六十八条の規定を準用する。

8 第一項の規定による設立委員の選任には、第六十八条の規定を準用する。

9 第一項の規定による設立委員の選任には、第六十八条の規定を準用する。

10 第一項の規定による設立委員の選任には、第六十八条の規定を準用する。

11 第一項の規定による設立委員の選任には、第六十八条の規定を準用する。

12 第一項の規定による設立委員の選任には、第六十八条の規定を準用する。

13 第一項の規定による設立委員の選任には、第六十八条の規定を準用する。

14 第一項の規定による設立委員の選任には、第六十八条の規定を準用する。

15 第一項の規定による設立委員の選任には、第六十八条の規定を準用する。

16 第一項の規定による設立委員の選任には、第六十八条の規定を準用する。

17 第一項の規定による設立委員の選任には、第六十八条の規定を準用する。

きる。

(事業計画等)

第九十七条の九、九十七条の十、九十七条の十一の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定弁済機関は、毎事業年度終過後三月以内に、その事業年度の事業報告書、貸借対照表、財産目録及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(報告徴収等)

第九十七条の十四 主務大臣は、指定弁済機関の弁済業務の適正かつ確実な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定弁済機関に対し、その業務又は財産に関して、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、指定弁済機関の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査せることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

6 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

7 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

8 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

9 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

10 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

11 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

12 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

13 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

14 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

15 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

16 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

17 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

18 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

19 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

20 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

21 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

22 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

23 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

24 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

#### (商法等の準用)

第一百一条 商法第百六条、第二百二十四条、第二百一十五条、第二百一十八条、第二百一十九条第一項及び第三項、第二百三十一条(合名会社の清算關係)、第四百十七条第二項、第四百八十九条、第四百十九条、第四百二十一至四百二十五条まで、第四百三十六条第一項並びに第四百二十七条(株式会社の清算關係)並びに非訴事件手続法第三十五条第一項、第三十六条、第三十七条ノ一、第二百三十五条ノ二十五条まで、第四百三十六条第一項並びに第四百二十七条(株式会社の清算關係)並びに非訴事件手続法第三十五条第一項及び第三項、第二百三十六条、第二百三十七条から第二百四十七条、第二百四十九条、第二百四十九条(株主総会の決議の取消しの訴え)、第二百五十四条第三項(取締役と会社との關係)、第二百六十六条第五項(取締役の責任の免除)、第一百六十七条から第二百六十八条ノ三まで(取締役の報酬)、第一百七十八条監査役と取締役との連帶責任、第二百八十二条並びに第二百八十三条第一項及び第三項(議事録署名義務者、書類の公示及び総会への提出義務)の規定は、清算人について準用する。この場合において、第七五五条中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び事務報告書」と、商法第七十六条及び第七十七条第一項中「総会の同意」とあるのは「総会の決議」と、同法第二百八十二条第一項中「第二百八十九条第一項ノ書類」とあるのは「商品取引所法第一百一条第一項において準用する

たこと。

2 取引所は、前項第一号、第二号、第三号又は第五号の規定により解散したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

第三項若しくは第二項、第九十七条の十二第一項又は第九十七条の十三の規定に違反したとき。

四 第九十七条の十二第三項又は前条の規定による指定の取引に係る聴聞について、同条第三項の規定は、前項の規定によらないで弁済業務を行つたとき。

三 第九十七条の十二第一項の認可を受けた弁済業務規程によらないで弁済業務を行つたとき。

四 第二十一条第二項の規定は、前項の規定による指定の取引に係る聴聞について、同条第三項の規定は、前項の規定に違反したとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

#### (紛争の処理)

第九十七条の十七 取引所は、当該取引所の商品市場における取引に關して会員間又は会員と委託者の間に生じた紛争について当事者である会員又は委託者から仲介の申出があつたときは、紛争処理規程で定めるとおり、仲介を行つものとする。

#### (紛争の処理)

第九十七条の十七 取引所は、当該取引所の商品市場における取引に關して会員間又は会員と委託者の間に生じた紛争について当事者である会員又は委託者から仲介の申出があつたときは、紛争処理規程で定めるとおり、仲介を行つものとする。

#### (会員の手続)

第九十七条の十七 取引所が合併しようとするときは、総会において合併を決議しなければならない。

#### (会員の手續)

第九十七条の十七 取引所は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生ずるものを定めなければならない。

#### (会員の手續)

第九十七条の十七 取引所は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生ずるものを定めなければならない。

#### (会員の手續)

第九十七条の十七 取引所が合併しようとするときは、総会において合併を決議しなければならない。

同法第七十五条に規定する書類」と、同法第二百八十三条の「商品取引所法第一項中「第二百八十一条第一項各号ニ掲タル書類」とあるのは「商品取引所法第一項において準用する同法第七十五条に規定する書類(財産目録を除く。)」と、「同法第三号ニ掲タル書類」とあるのは「業務報告書」と、「同法第一号、第二号及第四号ニ掲タル書類」とあるのは「同法第一百一条第二項において準用する同法第七十五条に規定する書類(財産目録及び業務報告書を除く。)」と、同条第三項中「貸借対照表又ハ其ノ要旨」とあるのは「貸借対照表」と読み替えるものとする。

## 第九節 登記

### (設立の登記)

第二百二条 設立の登記は、第八条の二の許可があつた日から一週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

### 一 目的

### 二 名称

### 三 事務所

### 四 存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期

### 五 又は事由

### 六 出資の総額

### 七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

### 八 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

### 九 告白の方法

### 十 取引所は、設立の登記をした後一週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

### (る書面を添附しなければならない。)

2 合併による取引所の設立の登記の申請書には、前項に掲げる書面のほか、第九十九条の三第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は合併してその債権者を害するおそれがないことを証する書面並びに合併によって消滅する取引所(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。)の登記済の原本を添付しなければならない。

第二百十一条 制除  
(変更の登記の申請)

第二百十二条 取引所の従たる事務所の新設、主たる事務所又は従たる事務所の移転その他第一項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、従たる事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 第百十条第二項の規定は、取引所の合併による変更の登記の申請書について準用する。

### (解散の登記の申請)

第二百十三条 取引所の解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面及び理事長又は取引所を代表すべき理事が清算人でない場合においては、取引所を代表すべき清算人であることを証する書面を添附しなければならない。

2 取引所が主務大臣の設立の許可の取消の処分により解散する場合における解散の登記は、主務大臣の嘱託によつてする。

### 第二百十四条 制除

#### (清算終了の登記の申請)

第二百十五条 第百八十八条の規定による登記の申請書には、清算人の清算の手続を証する書面又は其の要旨を添付しなければならない。

(從たる事務所の設立の登記)  
第二百三条 取引所の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては一週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条第一項に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

(事務所の移転の登記)  
第二百四条 取引所が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二百二条第二項に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすることをもつて足りる。

(変更の登記)  
第二百五条 第百二条第一項各号に掲げる事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては三週間以内に従たる事務所の所在地においては二週間以内に変更の登記をしなければならない。

2 第百二条第二項第五号に掲げる事項の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末の現在により事業年度終了後主たる事務所の所在地においては四週間以内、従たる事務所の所在地においては五週間以内にすることができる。

(理事長の職務執行停止等の登記)  
第二百六条 取引所が解散したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する取引所については変更の登記、合併によつて消滅する取引所については解散の登記、合併によつて設立された取引所については第二百二条第二項に規定する登記をしなければならない。

(合併の登記)  
第二百七条 取引所が合併したときは、主たる事務所の所在地においては三週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する取引所については変更の登記、合併によつて設立された取引所については解散の登記をしなければならない。

(理事長の職務執行停止等の登記)  
第二百八条 取引所の清算が終了したときは、第二百二条第一項において準用する商法第四百二十七条第一項の承認があつた後、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

(清算終了の登記)  
第二百九条 取引所の清算が終了したときは、第二百二条第一項において準用する商法第四百二十七条第一項の承認があつた後、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

(理事の登記)  
第二百九条 取引所の登記に関する事務は、その事務所の所在地管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてつかさどる。

(設立の登記の申請)  
第二百十条 取引所の設立の登記の申請書には、定款並びに出资の払込があつたこと及び代表権を有する者の資格を証することができる。

(立入検査)  
第二百十一条 主務大臣は、取引所又は会員の行為がこの法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分又は当該取引所の定款若しくは業務規程に違反し、又は違反するおそれがある場合において、公益を保護するため、又は取引の信義則を確保するため必要があると認めるときは、当該会員をして当該上場商品の保管を証する書類その他の業務に關係のある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をした場合において、当該職員は、検査の目的を達成するため、当該会員が所有し、又は預託を受けた上場商品でその営業所以外の場所に保管されているものを検査する必要があると認めるときは、当該会員をして当該上場商品の保管を証する書類をその場所の管理者に提示させてその場所に立ち入り、当該会員を立ち会わせて当該上場商品を検査することができる。

3 第九十七条の十四第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による立入検査について準用する。

(取引所に対する監督上の処分)  
第二百二十一条 主務大臣は、取引所が次の各号の一に該当する場合において、公益を保護するため、又は取引の信義則を確保するため必要かつ適当であると認めるときは、当該取引所に対し、当該各号に掲げる処分を下すことができる。

1 この法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分若しくは定款に違反したと

き、又は会員がこの法律、この法律に基づく命令若しくは当該取引所の定款に違反した場合において、当該会員に対しこの法律、この法律に基づく命令若しくは当該定款を遵守させるために当該取引所がこの法律、この法律に基づく命令若しくは当該定款により認められた権能の行使その他必要な措置をすることを怠つたときは、その設立の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

二 取引所の行為又はその開設する商品市場における取引の状況が公益上有害であると認めるときは、三月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

2 主務大臣は、不正の手段により取引所の役員になつた者のあつたことを発見したとき、又は取引所の役員がこの法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の处分に違反したときは、当該取引所に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

3 第一項第一号の規定による処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

（会員に対する監督上の処分）

第百二十二条 主務大臣は、会員がこの法律、この法律に基づく命令又はこの法律に基づいてする主務大臣の処分に違反したときは、取引所に対し当該会員を除名すべき旨若しくは六ヶ月以内の期間を定めて当該会員の商品市場における取引を停止すべき旨を命じ、又は、当該違反行為が法人たる会員の役員に係るものであるときは、当該会員に対し当該違反行為をした役員を解任すべき旨を命ずることができない。

（第百二十三条 削除）

第百二十四条 主務大臣は、取引所に対し、当該取引所の定

款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程、市場取引監視委員会規程その他の規則について、商品市場における取引の公正を確保し、又は委託者を保護するため必要かつ適当であると認める変更を命ずることができる。

第百二十五条 第二十一条第二項の規定は、第百二十一条及び第百二十二条の規定による許可の取消し又は役員の解任若しくは会員の除名の命令に係る聽聞について、第二十一條第三項の規定は、第百二十一条、第百二十二条及び前条の規定による処分をしようとする場合について準用する。

### 第三章 商品取引員

#### 第一節 許可等

（取引の受託等の許可）

第百二十六条 商品市場における取引の委託を受け、又はその委託の取次ぎを引き受けようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、「又は」以上の商品市場によつて構成される許可の種類であつて主務省令で定めるもの（以下「許可の種類」という。）ことに、次に掲げる区分によつて行う。

一 政令で定める人数以上の役員及び使用人について第百三十六条の四第一項の外務員の登録を受けて、商品市場における取引の受託等に関する業務を行おうとする者

二 商品市場における取引の受託等に関する業務を行おうとする者であつて、前号に掲げるもの以外のもの

3 許可の種類に係る商品市場における取引の委託又はその委託の取次ぎは、当該商品市場について第一項の許可を受けた者（外国の法令に準拠して設立された法人については、国内に営業所を有するものに限る。）（以下「商品取引員」という。）でなければ受け、又は引き受けはならない。

4 第一項の許可は、六年ごとにその更新を受けなければ、

5 その期間の経過によつて、その効力を失う。  
第二項第一号に掲げる者に係る第一項の許可（前項の許可の更新を受けた者）には、条件を付することができる。  
種商品取引受託業の許可」という。を受けたときは、その者に対する当該許可の種類についての第一種商品取引受託業の許可は、その効力を失う。

2 前項の条件は、商品市場における秩序を維持し、又は委託者を保護するため必要な最小限度のものでなければならぬ。

（許可の条件）

第百二十七条 前条第一項の許可（同条第四項の許可の更新を受けた者）には、条件を付することができる。

2 前項の条件は、商品市場における秩序を維持し、又は委託者を保護するため必要な最小限度のものでなければならぬ。

（許可の申請）

第百二十八条 第百二十六条第一項の許可を受けるようとする者は、次に掲げる事項（第二種商品取引受託業の許可を受けるようとする者については、第二号及び第三号から第六号までに掲げる事項）を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 商号及び役員の氏名

二 資本の額

三 許可の種類

四 商品市場における取引の受託等を行う商品市場

五 受託等業務（第百二十六条第一項の許可に係る商品市場における取引の受託等に関する業務をいう。以下同様）の方法別（商品市場における取引の受託又は商品市場における取引の委託の取次ぎの別をいう。以下同じ。）

六 本店及び從たる営業所の名称及び位置

2 前項の申請書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（届出事項）

第百三十二条 商品取引員は、次に掲げる場合に該当することなればならない。

3 次の各号に掲げる処分については、当該各号に係る規定を適用する。

一 第一項の規定による処分であつて同項第一号に係るも

の 第十五条第四項から第八項まで、第百二十七条及び

二 第一項の規定による処分であつて同項第一号に係るも

の 第十五条第四項から第八項まで、第百二十七条及び

三 第一項の規定による処分であつて同項第一号に係るも

の 第十五条第四項から第八項まで、第百二十七条及び

四 第一百一十九条第一項第一号の規定

（届出書類）

第百三十三条 商品取引員は、次に掲げる場合に該当することなればならない。

2 前項の届出書であつて第百一十八条第一項第一号に係る

ものには、その変更を証する書面及びその変更の届出が新

たに就任した役員に係るときは主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（受託等業務の許可）

第百三十四条 商品取引員は、次に掲げる場合（第一種商品取引受託業の許可を受けた商品取引員であつては、第一号に掲げる場合）には、主務大臣の許可を受けなければならぬ。

2 第百一十八条第一項第一号又は第六号に掲げる事項

における取引の受託等業務、当該商品市場における上場商

品輸出物品等（当該上場商品構成物品等の主たる原料若し

くは材料などつてゐる物又は当該上場商品構成物品等を主

たる原料若しくは材料とする物を含む。）の売買、取引の取

次ぎ等の業務及びこれに附帯する業務以外の業務（以下「兼

五 申請者が第百三十六条の二十七第一項若しくは第百三十六条の三十二第一項の規定により第百二十六条第一項の許可を取り消されるまでの者又はこれらに相当する外國の法令の規定により当該外國において受けている同種の許可（当該申請者がこの法律若しくはこれに相当する外國の法令により罰金の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わつた日又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過しない者でないこと。

五 申請者が第百三十六条の二十七第一項若しくは第百三十六条の三十二第一項の規定により第百二十六条第一項の許可を取り消されるまでの者又はこれらに相当する外國の法令の規定により当該外國において受けている同種の許可（当該申請者がこの法律若しくはこれに相当する外國の法令により罰金の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わつた日又は執

行を受けることがないこととなつた日から五年を経過しない者でないこと。

五 申請者が第百三十六条の二十七第一項若しくは第百三十六条の三十二第一項の規定により第百二十六条第一項の許可を取り消されるまでの者又はこれらに相当する外國の法令の規定により当該外國において受けている同種の許可（当該申請者がこの法律若しくはこれに相当する外國の法令により罰金の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わつた日又は執

行を受けることがないこととなつた日から五年を経過しない者でないこと。

五 申請者が第百三十六条の二十七第一項若しくは第百三十六条の三十二第一項の規定により第百二十六条第一項の許可を取り消されるまでの者又はこれらに相当する外國の法令の規定により当該外國において受けている同種の許可（当該申請者がこの法律若しくはこれに相当する外國の法令により罰金の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わつた日又は執

行を受けることがないこととなつた日から五年を経過しない者でないこと。

五 申請者が第百三十六条の二十七第一項若しくは第百三十六条の三十二第一項の規定により第百二十六条第一項の許可を取り消されるまでの者又はこれらに相当する外國の法令の規定により当該外國において受けている同種の許可（当該申請者がこの法律若しくはこれに相当する外國の法令により罰金の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わつた日又は執

行を受けることがないこととなつた日から五年を経過しない者でないこと。



「商業」といふを當もうとするときは、主務省令で定めることにより、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項を変更しようとするとき、又はその兼業業務を廃止したときも、同様とする。

2 商品取引員は、他の法人に対する支配關係(他の法人に対する関係で商品取引員がその法人の発行済株式の総数、出資口数又は出資額の総額の一分の一以上に相当する數又は額の株式又は出資を所有する関係その他その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係をいう)を持つに至ったときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項に変更を生じたとき、又はその支配關係がなくなつたときも、同様とする。

3 前二項の場合において、商品取引員が當もうとする兼業業務又は前項に規定する支配關係を持つている法人の業務が商品市場に相当する外國の市場において先物取引に類似する取引を行うことの委託を受け、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受ける業務その他の主務省令で定める業務に該当するものであるときは、主務省令で定めるところにより、当該商品取引員の財産の状況に影響を及ぼすおそれがある当該業務の運営に関する事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項を変更しようとするとき、又はその届け出た事項に変更が生じたときも、同様とする。

## (商品取引員たる地位の承継)

第百三十四条 商品取引員につき合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、商品取引員たる地位を承継する。

2 前項の規定により商品取引員たる地位を承継した者は、遅滞なく、その旨の届出書にその事実を記載する書面を添付し、主務大臣に提出しなければならない。

## 4 前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

5 主務大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、第一百三十六条の六第一項の規定に該当する場合を除くほか、直ちに氏名、生年月日その他主務省令で定める事項を商品市場ごとに登録原簿に登録しなければならない。

6 主務大臣は、前項の規定による登録をした場合は、遅滞なく、書面をもつて、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

7 第一項の登録は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

(外務員の登録の制限)  
第一百三十六条の五 主務大臣は、第一種商品取引受託業の許可を受けた商品取引員に対し、第一百二十六条第二項第一号の政令で定める人數以上の外務員について前条第一項の登録を行つてはならない。

(外務員の登録の拒否)  
第一百三十六条の六 主務大臣は、登録の申請に係る外務員が次の各号の一に該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第二十四条第一項第一号から第六号までの間に該当する者  
二 第百三十六条の九第一項の規定により外務員の登録を取消され、その取消しの日から五年を経過するまでの登録申請者以外の商品取引員に属する外務員として登録されている者  
三 第十五条规定から第八項までの規定は、前項の規定に

## 第二節 業務

1 (商品取引員の純資産額)  
第百三十五条 商品取引員の純資産額の基準額は、商品市場における取引の種類、取引単位、取引高その他の取引事情、受託等業務の方法の別及び委託者の保護を考慮して、商品市場ごとに、主務省令で定める。

2 主務大臣は、商品取引員の純資産額が、当該商品取引員が受託等業務を行う商品市場について前項の規定により定められた基準額(その者が二以上の商品市場について第百二十六条第一項の許可又は第百三十一条第一項の許可を受けている場合にあつては、これらの商品市場について前項の規定により定められた基準額を合算した額)を下すこととなつたときは、遅滞なく、当該商品取引員に対し当該商品市場における取引の受託等の停止を命じなければならない。

3 前項の場合において、当該商品取引員が受託等の停止を命ぜられた日から六月以内にその者の純資産額が同項に規定する基準額以上となつたときは、主務大臣は、同項の規定による受託等の停止を解除しなければならない。

4 第二項の場合において、商品取引員の純資産額が前項に規定する期間内に第一項に規定する基準額以上とならなかつたときは、主務大臣は、第一百二十六条第一項の許可を取り消さなければならない。

5 第二十二条第一項の規定は、前項の規定による許可を取り消しに係る聴聞について、同条第三項の規定は、前項の規定による処分について、第一百五十五条第七項の規定は、前各項の純資産額について準用する。

6 (許可の失効)  
第百三十六条 第百三十六条第一項の許可は、その効力を失う。

7 第二十二条第一項の規定は、前項の規定による許可を取り消しに係る聴聞について、同条第三項の規定は、前各項の純資産額について準用する。

8 (外務員の登録)  
第百三十六条の四 商品取引員は、その役員及び使用人であつて、その商品取引員のために商品市場における取引の受託等又は委託の勧説を行うもの(以下「外務員」という)について、主務大臣の行う登録を受けなければならない。

9 (標識の掲示)  
第百三十六条の三 商品取引員は、自己の名義をもつて、他人に商品市場における取引の受託等に関する業務を行わせてはならない。

10 (名義貸しの禁止)  
第百三十六条の四 商品取引員は、その役員及び使用人であつて、その商品取引員のために商品市場における取引の受託等又は委託の勧説を行うもの(以下「外務員」という)について、主務大臣の行う登録を受けなければならない。

11 (外務員の登録)  
第百三十六条の四 商品取引員は、前項の規定による登録に係る外務員のため商品市場における取引の受託等又は委託の勧説を行うもの(以下「外務員」という)について、主務大臣の行う登録を受けなければならない。

12 (外務員の登録の抹消)  
第百三十六条の四 第百三十六条第一項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。

13 (外務員の登録の抹消)  
第百三十六条の十 主務大臣は、次に掲げる場合には、一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす。ただし、相手方が恶意であつたときは、この限りでない。

14 (外務員についての届出)  
第百三十六条の八 商品取引員は、登録外務員について、次の各号の一に該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

15 (外務員の登録の抹消)  
第百三十六条の九 主務大臣は、登録外務員について、その施設に係る部分に限る)の一に該当することとなつたとき。  
一 第二十四条第一項第一号から第六号まで(同項第三号から第六号までについては、外國の法令の規定又は外國の施設に係る部分に限る)の一に該当することとなつたとき。  
二 第二十四条第一項第一号から第六号まで(同項第三号から第六号までについては、外國の法令の規定又は外國の施設に係る部分に限る)の一に該当することとなつたとき。

16 (外務員の登録の抹消等)  
第百三十六条の十 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、第百三十六条の三十六第一項に規定する商品先物取引協会(以下この条から第百三十六条の十三まで及び第百三十六条の三十四において「協会」という)に、第百三十六条の四から第百三十六条の六まで及び前条に規定する登録に係る事務であつて当該協会に所属する商品取引員の外務員に係るもの(以下この条及び第百三十六条の十三において「登録事務」という)を行わせることができる。

17 (外務員の登録の抹消等)  
第百三十六条の十 主務大臣は、前項の規定により協会に登録事務を行わせることとしたときは、当該登録事務を行わせるものとする。

18 (外務員の登録の抹消等)  
第百三十六条の十 会員は、第一項の規定により登録事務を行なつことをとしたときは、その定款において外務員の登録に係る登録の変更、第百三十六条の九第一項の規定による処分に係る登録の取消しを除く)又は前条の規定により登録の抹消をした場合には、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5. 主務大臣は、第一項の規定により登録事務を行う協会に所属する商品取引員の登録外務員が第百三十六条の九第一項第一号又は第二号に該当するにもかかわらず、当該協会が同項に規定する措置をしない場合において、商品市場における秩序を維持し、又は委託者を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、同項に規定する措置をすることを命じることができる。

6. 第二十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(登録手数料の納付)

第百三十六条の十二 外務員の登録を受けようとする商品取引員は、政令で定めるところにより、登録手数料を国(前項第一項の規定により協会に登録する場合にあつては、協会)に納めなければならない。

2 前項の登録手数料で協会に收められたものは、当該協会の收入とする。

(審査請求)

第百三十六条の十三 第百三十六条の十一第一項の規定により登録事務を行う協会の第百三十六条の四第三項の規定による登録の申請に係る不正確(第百三十六条の六第一項の規定による登録の拒否又は第百三十六条の九第一項の規定による処分について不服がある商品取引員は、主務大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(商品取引員が占有する商品等の処分の制限)

第百三十六条の十四 商品取引員は、委託者から預託を受けた、又はその者の計算において自己が占有する物をその者の書面による同意を得ないで、委託の趣旨に反して、担保に供し、貸し付け、その他處分してはならない。

(受託等に係る財産の分離保管等)

第百三十六条の十五 商品取引員は、受託等業務により生じた債務の弁済を確保するため、商品市場における取引につき、委託者から預託を受けた金額、有価証券その他の物及

び委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の物(主務省令で定めるものに限る)の額に相当する財産については、商品取引員のその他の財産から分離して主務省令で定める銀行等の他の金融機関へ預託することその他の主務省令で定める措置を講ずることにより、これを保全しなければならない。

#### (のみ行為の禁止)

第百三十六条の十六 商品取引員は、商品市場における取引の委託を受けたとき、又はその委託の取次ぎを引き受けたときは、その委託に係る商品市場における当該委託に係る申込みをせず、又は当該委託の取次ぎをしてしないで、自己がその相手方となつて取引を成立させではない。

(誠実かつ公正の原則)

第百三十六条の十七 商品取引員並びにその役員及び使用人は、顧客に対する誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

#### (不当な勧誘等の禁止)

第百三十六条の十八 商品取引員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 商品市場における取引につき、顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその委託を勧誘すること。

二 商品市場における取引につき、顧客に対し、損失の全部若しくは一部を負担することを約し、又は利益を保証して、その委託を勧誘すること。

三 商品市場における取引につき、顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその委託を勧誘すること。

四 定価格等その他の主務省令で定める事項についての顧客の指示を受けないでその委託を受け、又はその委託の取次ぎを引き受けないこと。

五 商品市場における取引につき、顧客から第一条第六項第一号に掲げる取引の委託を受け、その委託に係る取引の申込みの前に自己の計算においてその委託に係る商品

市場における当該委託に係る取引と同一の取引を成立させることを目的として、当該委託に係る取引における対価の額より有利な対価の額(買付けについては当該委託に係る対価の額より低い対価の額を、売付けについては当該委託に係る対価の額より高い対価の額をいう)で同号に掲げる取引をすること。

五 前各号に掲げるもののほか、商品市場における取引又はその受託等に関する行為であつて、委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害するものとして主務省令で定めるもの

(受託等契約の締結前の書面の交付)

第百三十六条の十九 商品取引員は、商品市場における取引の受託等を内容とする契約(以下この条において「受託等契約」という。)を締結しようとするとときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し受託等契約の概要その他の主務省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、当該受託等契約の締結前主務省令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付した場合は、この限りでない。

(取引の方法の別明示)

第百三十六条の二十 商品取引員は、商品市場における取引の取次ぎを引き受けた場合のときは、あらかじめ、顧客に対し自己がその委託を受けたときは、あらかじめ、顧客に対し自己がその委託に係る商品市場における当該委託に係る申込みを行なうか、又はその委託の取次ぎを行なうかの別を明らかにしなければならない。

(取引の成立の通知)

第百三十六条の二十一 商品取引員は、委託を受け、又は委託の取次ぎを引き受けた商品市場における取引が成立したときは、遅滞なく、書面をもつて、成立した取引の種類ごとの数量及び対価の額又は約定価格等並びに成立の日その他の主務省令で定める事項を委託者に通知しなければならない。

(取引の方法の別明示)

第百三十六条の二十二 商品取引員は、商品市場における取引の取次ぎを引き受けた場合のときは、あらかじめ、顧客に対し自己がその委託を受けたときは、あらかじめ、顧客に対し自己がその委託に係る商品市場における当該委託に係る申込みを行なうか、又はその委託の取次ぎを行なうかの別を明らかにしなければならない。

(取引の方法の別明示)

第百三十六条の二十三 商品取引員は、委託を受け、又は委託の取次ぎを引き受けた商品市場における取引が成立したときは、遅滞なく、書面をもつて、成立した取引の種類ごとの数量及び対価の額又は約定価格等並びに成立の日その他の主務省令で定める事項を委託者に通知しなければならない。

(取引の方法の別明示)

第百三十六条の二十四 商品取引員は、商品市場における取引につき、主務省令で定めるところにより、自己の計算によつて取引に係る取引高に応じ、商品取引員の財産の状況により、これと保存しなければならない。

(帳簿の区分整理)

第百三十六条の二十五 商品取引員は、商品市場における取引について、主務省令で定めるところにより、自己の計算によつて、商品市場における取引と帳簿上区別して整理しなければならない。

(改善命令等)

第百三十六条の二十六 主務大臣は、商品取引員の財産の状況又は受託等業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命じ、又は三月以内の期間を定めて商品市場における取引若しくはその受託等の停止を命じることができるもの限度において、当該商品取引員に対し、財産の状況若しくは受託等業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命じ、又は三月以内の期間を定めて商品市場における取引若しくはその受託等の停止を命じることができるもの

一 負債の合計金額及び流動負債の合計金額は、主務省令で定めたところにより計算しなければならない。

2 第二十一条第三項の規定は、第一項の規定による命令にて主務省令で定める場合

三 第百三十六条の二十六の二十一 第二十七条の規定は、商品取引員が、その受託に係る商品市場における取引の決済を終了していないときに準用する。

(取引の決済の終了)

第百三十六条の二十二 第二十七条の規定は、商品取引員が第一次の各号の一に該当するに至つた場合において、その商品取引員が、その受託に係る商品市場における取引の決済を終了していないときに準用する。

4 第百三十五条第四項、前条第一項若しくは第一項又は第百三十六条の三十二第一項の規定により第百三十六条の二十二第一項の規定は、前条第一項若しくは第一項の許可を取り消されたときは、当該承認者又は当該取引の委託者との間に委任契約が成立しているものとみなす。

(資産の国内保有)

5 第百三十六条の二十九 主務大臣は、商品市場における取引所が本人の承認者又は他の会員をして当該取引の決済を終了させたときは、当該承認者又は当該会員と当該取引の委託者との間に委任契約が成立しているものとみなす。

6 前項において準用する第三十七条第一項の規定により取引所が本人の承認者又は他の会員をして当該取引の決済を終了させたときは、当該承認者又は当該会員と当該取引の委託者との間に委任契約が成立しているものとみなす。

7 第百三十六条の二十九 主務大臣は、商品市場における取引と維持し、又は委託者を保護するため必要かつ適当であると認める率を超えた場合

令で定める部分を国内において保有することを命ずることができる。  
2 第二十一条第三項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(報告及び資料の提出の要求)

第百三十六条の三十 主務大臣は、業務の監督上必要があると認めるときは、商品取引員に対し、その業務又は財産に關し、参考となるべき報告を求め、又は資料の提出を求めることができる。

2 主務大臣は、商品市場における秩序を維持し、又は委託者を保護するために必要があると認めるときは、商品取引員と取引をする者に対し、当該商品取引員の業務又は財産に關し、参考となるべき報告を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第百三十六条の三十一 主務大臣は、委託者を保護するため特に必要があると認めるときは、部下の職員をして、商品取引員の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をした場合において、当該職員は、検査の目的を達成するため、当該商品取引員が所有し、又は預託を受けた上場商品でその営業所以外の場所に保管されているものを検査する必要があると認めるときは、当該商品取引員をして当該上場商品の保管を証する書面をその場所の管理者に提示させてその場所に立ち入り、当該商品取引員を立ち会わせて当該上場商品を検査することができる。

3 第九十七条の十四第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による立入検査について準用する。

(商品取引員に対する監督上の処分)

第百三十六条の三十二 主務大臣は、商品取引員が次の各号の一に該当するときは、第百一十六条第一項の許可若しくは

記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 協会員たる資格に関する事項

五 協会員の加入及び脱退に関する事項

六 協会員の経費の分担に関する事項

七 協会員に対する監査及び制裁に関する事項

八 役員の定数、任期、選任及び構成に関する事項

九 協会員の役員及び使用人の資質の向上に関する事項

十 協会員総会に関する事項

十一 理事会その他の会議に関する事項

十二 商品市場における取引の受託等に関する事項及び調停その他の紛争の解決に関する事項

十三 会計及び資産に関する事項

十四 公告の方法

(認可の申請)

第百三十六条の四十二 第百三十六条の四十の認可を受けようとする者は、当該認可の申請書に次に掲げる事項を記載して、主務大臣に提出しなければならない。

一 名称  
二 事務所の所在の場所  
三 役員及び協会員の氏名又は名称

2 前項の申請書には、定款、制裁規程、紛争処理規程その他の規則を添付しなければならない。

(認可の基準)  
第百三十六条の四十三 主務大臣は、第百三十六条の四十の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一定款、制裁規程、紛争処理規程その他の規則の規定が法令に違反せず、かつ、定款、制裁規程又は紛争処理規

は第百三十二条第一項の許可を取り消し、又は当該商品取引員に対し、六月以内の期間を定めて商品市場における取引若しくはその受託等の停止を命ずることができる。

一 第百一十九条第一項第四号から第八号まで(同項第五号)については、この法令の規定に相当する外國の法令の規定に係る部分に限るとのに適合しなかつたとき。

二 この法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の处分又は第百一十六条第一項の許可若しくは第百三十二条第一項の許可に付された条件に違反したとき。

2 主務大臣は、商品取引員の役員が前項第一号に該当する行為をしたときは、当該商品取引員に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(聴聞等の方法の特例の規定の準用)

第百三十六条の三十三 第二十一条第一項の規定は、前条の規定による許可の取消し又は役員の解任の命令に係る聴聞について、第二十一条第三項の規定は、前条の規定による処分について準用する。

(非会員商品取引員に対する監督)

第百三十六条の三十四 主務大臣は、協会に加入せず、又は取引所の会員となつてない商品取引員の業務について、商品市場における秩序を乱し、又は委託者の保護に欠けることのないよう、協会又は引取の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

(商品取引員の自主的努力の尊重)

第百三十六条の三十五 主務大臣は、商品取引員を監督するに當たつては、業務の運営についての商品取引員の自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

2 第百三十六条の三十九 協会でない者は、その名称中に商品取引協会であると誤認されるおそれのある文字を用いることはならない。

2 協会に加入していない者は、その名称中に商品先物取引の会員(以下この章において「協会員」という。)であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(会員の登録)

第百三十六条の四十一 協会の会員は、設立しよどすところを、主務大臣の認可を受けるなければならない。

(定款記載事項)

第百三十六条の四十一 協会の定款には、次に掲げる事項を

第百三十六条の四十 商品取引員は、協会を設立しよどすところを、主務大臣の認可を受けるなければならない。

2 第二十一条第二項の規定は、前項の規定による認可の取消しに係る聴聞について、同条第三項の規定は、前項の規定による処分について准用する。

(設立の認可)

第百三十六条の四十六 協会員たる資格を有する者は、商品取引員に限る。

2 協会は、その定款において、第五項に定める場合を除くことを見出したときは、当該認可を取り消し、又は定款、制裁規程若しくは紛争処理規程について当該重要事項に係る部分の変更を命ずることができる。

2 協会は、その定款において、賄款行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他協会員の不當な利得行為を防止して、取引の信義則を助長することに努める旨を定めなければならぬ。

4 協会は、その定款において、協会員に法令及び協会の定款の他の規則を遵守するための社内規則及び管理体制を整備せることにより、法令又は協会の定款その他の規則に違反する行為を防止して、委託者の信頼を確保することに努める旨を定めなければならない。

5 協会は、その定款において、この法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の处分若しくは協会若しくは取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をして、商品市場における取引若しくはその受託等の停止を命ぜられ、又は協会若しくは取引所から除名の処分を受けたことのある者につい

#### 第四章 商品先物取引協会

第百三十六条の三十六 商品先物取引協会(以下この章及び第七章において「協会」という。)は、商品市場における取引の受託等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者の保護を図ることを目的とする。

2 協会は、法人とする。

#### 第一節 総則

(目的及び法人格)

第百三十六条の三十七 協会は、営利の目的をもつて業務を営むではない。

2 協会は、その目的を達成するため直接必要な業務及びその業務に附帯する業務以外の業務を営むではない。

2 協会は、法人とする。

第百三十六条の四十五 主務大臣は、協会が第百三十六条の

2 認可の取消し等)

2 前項第一号の規定は、第一項の認可について準用する。

2 (認可の取消し等)

2 第百三十六条の四十二 第百三十六条の四十の認可を受けようとする者は、当該認可の申請書に次に掲げる事項を記載して、主務大臣に提出しなければならない。

一 名称  
二 事務所の所在の場所  
三 役員及び協会員の氏名又は名称

2 前項の申請書には、定款、制裁規程、紛争処理規程その他の規則を添付しなければならない。

(認可の基準)  
第百三十六条の四十三 主務大臣は、第百三十六条の四十の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一定款、制裁規程、紛争処理規程その他の規則の規定が法令に違反せず、かつ、定款、制裁規程又は紛争処理規

は第百三十二条第一項の許可を取り消し、又は当該商品取引員に対し、六月以内の期間を定めて商品市場における取引若しくはその受託等の停止を命ずることができる。

一 第百一十九条第一項第四号から第八号まで(同項第五号)については、この法令の規定に相当する外國の法令の規定に係る部分に限るとのに適合しなかつたとき。

二 この法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の处分又は第百一十六条第一項の許可若しくは第百三十二条第一項の許可に付された条件に違反したとき。

2 主務大臣は、商品取引員の役員が前項第一号に該当する行為をしたときは、当該商品取引員に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(聴聞等の方法の特例の規定の準用)

第百三十六条の三十三 第二十一条第一項の規定は、前条の規定による許可の取消し又は役員の解任の命令に係る聴聞について、第二十一条第三項の規定は、前条の規定による処分について準用する。

(非会員商品取引員に対する監督)

第百三十六条の三十四 主務大臣は、協会に加入せず、又は取引所の会員となつてない商品取引員の業務について、商品市場における秩序を乱し、又は委託者の保護に欠けることのないよう、協会又は引取の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

(商品取引員の自主的努力の尊重)

第百三十六条の三十五 主務大臣は、商品取引員を監督するに當たつては、業務の運営についての商品取引員の自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

2 第百三十六条の三十九 協会でない者は、その名称中に商品取引協会であると誤認されるおそれのある文字を用いることはならない。

2 協会に加入していない者は、その名称中に商品先物取引の会員(以下この章において「協会員」という。)であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(会員の登録)

第百三十六条の四十一 協会の会員は、設立しよどすところを、主務大臣の認可を受けるなければならない。

(定款記載事項)

第百三十六条の四十一 協会の定款には、次に掲げる事項を

第百三十六条の四十 商品取引員は、協会を設立しよどすところを、主務大臣の認可を受けるなければならない。

2 第二十一条第二項の規定は、前項の規定による認可の取消しに係る聴聞について、同条第三項の規定は、前項の規定による処分について准用する。

(設立の認可)

第百三十六条の四十六 協会員たる資格を有する者は、商品取引員に限る。

2 協会は、その定款において、第五項に定める場合を除くことを見出したときは、当該認可を取り消し、又は定款、制裁規程若しくは紛争処理規程について当該重要事項に係る部分の変更を命ずることができる。

2 協会は、その定款において、賄款行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他協会員の不當な利得行為を防止して、取引の信義則を助長することがある旨を定めなければならぬ。

4 協会は、その定款において、協会員に法令及び協会の定款の他の規則を遵守するための社内規則及び管理体制を整備せることにより、法令又は協会の定款その他の規則に違反する行為を防止して、委託者の信頼を確保することに努める旨を定めなければならない。

5 協会は、その定款において、この法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の处分若しくは協会若しくは取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をして、商品市場における取引若しくはその受託等の停止を命ぜられ、又は協会若しくは取引所から除名の処分を受けたことのある者について準用する。

2 (認可の取消し等)

2 第百三十六条の四十二 第百三十六条の四十の認可を受けようとする者は、当該認可の申請書に次に掲げる事項を記載して、主務大臣に提出しなければならない。

一 名称  
二 事務所の所在の場所  
三 役員及び協会員の氏名又は名称

2 前項の申請書には、定款、制裁規程、紛争処理規程その他の規則を添付しなければならない。

(認可の基準)  
第百三十六条の四十三 主務大臣は、第百三十六条の四十の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一定款、制裁規程、紛争処理規程その他の規則の規定が法令に違反せず、かつ、定款、制裁規程又は紛争処理規

は第百三十二条第一項の許可を取り消し、又は当該商品取引員に対し、六月以内の期間を定めて商品市場における取引若しくはその受託等の停止を命ずることができる。

一 第百一十九条第一項第四号から第八号まで(同項第五号)については、この法令の規定に相当する外國の法令の規定に係る部分に限るとのに適合しなかつたとき。

二 この法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の处分又は第百一十六条第一項の許可若しくは第百三十二条第一項の許可に付された条件に違反したとき。

2 主務大臣は、商品取引員の役員が前項第一号に該当する行為をしたときは、当該商品取引員に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(聴聞等の方法の特例の規定の準用)

第百三十六条の三十三 第二十一条第一項の規定は、前条の規定による許可の取消し又は役員の解任の命令に係る聴聞について、第二十一条第三項の規定は、前条の規定による処分について準用する。

(非会員商品取引員に対する監督)

第百三十六条の三十四 主務大臣は、協会に加入せず、又は取引所の会員となつてない商品取引員の業務について、商品市場における秩序を乱し、又は委託者の保護に欠けることのないよう、協会又は引取の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

(商品取引員の自主的努力の尊重)

第百三十六条の三十五 主務大臣は、商品取引員を監督するに當たつては、業務の運営についての商品取引員の自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

2 第百三十六条の三十九 協会でない者は、その名称中に商品取引協会であると誤認されるおそれのある文字を用いることはならない。

2 協会に加入していない者は、その名称中に商品先物取引の会員(以下この章において「協会員」という。)であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(会員の登録)

第百三十六条の四十一 協会の会員は、設立しよどすところを、主務大臣の認可を受けるなければならない。

(定款記載事項)

第百三十六条の四十一 協会の定款には、次に掲げる事項を

第百三十六条の四十 商品取引員は、協会を設立しよどすところを、主務大臣の認可を受けるなければならない。

2 第二十一条第二項の規定は、前項の規定による認可の取消しに係る聴聞について、同条第三項の規定は、前項の規定による処分について准用する。

(設立の認可)

第百三十六条の四十六 協会員たる資格を有する者は、商品取引員に限る。

2 協会は、その定款において、第五項に定める場合を除くことを見出したときは、当該認可を取り消し、又は定款、制裁規程若しくは紛争処理規程について当該重要事項に係る部分の変更を命ずることができる。

2 協会は、その定款において、賄款行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他協会員の不當な利得行為を防止して、取引の信義則を助長することがある旨を定めなければならぬ。

4 協会は、その定款において、協会員に法令及び協会の定款の他の規則を遵守するための社内規則及び管理体制を整備せることにより、法令又は協会の定款その他の規則に違反する行為を防止して、委託者の信頼を確保することに努める旨を定めなければならない。

5 協会は、その定款において、この法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の处分若しくは協会若しくは取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をして、商品市場における取引若しくはその受託等の停止を命ぜられ、又は協会若しくは取引所から除名の処分を受けたことのある者について準用する。

2 (認可の取消し等)

2 第百三十六条の四十二 第百三十六条の四十の認可を受けようとする者は、当該認可の申請書に次に掲げる事項を記載して、主務大臣に提出しなければならない。

一 名称  
二 事務所の所在の場所  
三 役員及び協会員の氏名又は名称

2 前項の申請書には、定款、制裁規程、紛争処理規程その他の規則を添付しなければならない。

(認可の基準)  
第百三十六条の四十三 主務大臣は、第百三十六条の四十の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一定款、制裁規程、紛争処理規程その他の規則の規定が法令に違反せず、かつ、定款、制裁規程又は紛争処理規

は第百三十二条第一項の許可を取り消し、又は当該商品取引員に対し、六月以内の期間を定めて商品市場における取引若しくはその受託等の停止を命ずることができる。

一 第百一十九条第一項第四号から第八号まで(同項第五号)については、この法令の規定に相当する外國の法令の規定に係る部分に限るとのに適合しなかつたとき。

二 この法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の处分又は第百一十六条第一項の許可若しくは第百三十二条第一項の許可に付された条件に違反したとき。

2 主務大臣は、商品取引員の役員が前項第一号に該当する行為をしたときは、当該商品取引員に対し、当該役員の解任を命ずlegalArgumentException

ては、その者が協会員として加入することを拒否することができる旨を定めることができる。

## (名簿の総覧)

第百三十六条の四十七 協会は、協会員の名簿を公衆の総覧に供しなければならない。

## (制裁規程)

第百三十六条の四十八 協会は、その定款において、協会員が、この法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の处分若しくは当該協会の定款、紛争処理規程その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたときは、制裁規程の定めるところにより、当該協会員に対し、過怠金を課し、若しくは定款の定める協会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は当該協会員を除名する旨を定めなければならない。

## 第四節 機関

(役員) 第百三十六条の四十九 協会に、役員として、金長一人、理事一人以上及び監事一人以上を置く。

(会員及び理事の権限) 第百三十六条の五十 金長は、協会を代表し、その事務を管理する。

2 理事は、定款の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の事務を掌理し、会長に事故があるときにはその職務を代理し、会長が欠員のときにはその職務を行ふ。

## (監事の権限)

第百三十六条の五十一 監事は、協会の事務を監査する。

2 監事は、いつでも金長又は理事に對して事務の報告を求め、又は協会の事務及び財産の状況を調査することができらる。

3 監事は、会長が協会員総会に提出しようとする書類を調

登記しなければならない。

2 協会は、その主たる事務所の所在地において、設立の登記することによって成立する。

3 第一項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

## 第七節 監督

## (報告微収及び立入検査)

第百三十六条の五十九 主務大臣は、業務の監督上必要があると認めるときは、協会又は協会員に対し、その業務又は財産に関して、参考となるべき報告を求め、又は資料の提出を求めることができる。

2 主務大臣は、協会又は協会員の行為がこの法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の处分又は当該協会の定款その他の規則に違反し、又は違反するおそれがある場合において、委託者を保護するため、又は取引の信義則を確保するため必要があると認めるときは、部下の職員をして、協会又はその協会員の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件を検査せざることができる。

3 第九十七条の十四第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(協会に対する監督上の処分) 第百三十六条の六十 主務大臣は、協会がこの法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の处分若しくは当該協会の定款その他の規則に違反する行為をした場合又は協会員がこの法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の規則に違反した場合又は協会員がこの法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の規則に違反する行為をしたにもかかわらず、当該協会員に対しこの法律、この法律に基づく命令若しくは当該定款を遵守せらるるために当該協会がこの法律、この法律に基

査し、協会員総会にその意見を報告しなければならない。

## (役員の欠格条件等)

第百三十六条の五十一 第二十四条第一項第一号から第六号までの二に該当する者は、役員となることができない。

## (監事)

第百三十六条の五十三 主務大臣は、理事又は監事の職を失う者がない場合において、必要があると認めるときは、監事又は監事選任することができる。

## 第五節 紛争の解決

(苦情の解決) 第百三十六条の五十四 協会は、委託者等から協会員の行う受託等業務に関する苦情について解決の申出があつたとき理する。

2 理事は、定款の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の事務を掌理し、会長に事故があるときにはその職務を代理し、会長が欠員のときにはその職務を行ふ。

## (監事の権限)

第百三十六条の五十一 監事は、協会の事務を監査する。

2 監事は、いつでも金長又は理事に對して事務の報告を求め、又は協会の事務及び財産の状況を調査することができらる。

3 監事は、会長が協会員総会に提出しようとする書類を調

査し、協会員総会にその意見を報告しなければならない。

## (調停委員会等)

第百三十六条の五十六 協会は、受託等に係る紛争について当事者である協会員又は顧客からあつせん又は調停の申出があつたときは、遅滞なく、紛争処理規程において、次に掲げる事項に當すこととなつたときは、その職を失う。

## (仮理事又は仮監事)

第百三十六条の五十三 主務大臣は、理事又は監事の職を行

う者がない場合において、必要があると認めるときは、假

理事又は假監事を選任することができる。

## 第六節 解散及び登記

(解散) 第百三十六条の五十七 協会は次の事由によつて解散する。

2 必要な事項

3 協会は、あつせん及び調停の円滑な実施を圖るため必要に係る事情を調査するとともに、当該協会員に対し、その苦情に係る事情に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該協会員に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該協会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 協会は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正當な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解

決の結果について協会員に周知させなければならない。

(あつせん・調停委員会)

第百三十六条の五十五 協会は、紛争処理規程において、商品市場における取引の受託等に関する協会員間又は協会員と顧客との間に生じた紛争(次条において「受託等に係る紛争」という)について、あつせん及び調停を行うため、先物取引について学識経験を有する」とその他主務省令で

定める要件に該当する委員をもつて組織されあつせん・調停委員会(次条において「委員会」という)を置く旨を定めなければならない。

(あつせん及び調停の実施)

第百三十六条の五十六 協会は、受託等に係る紛争について当事者である協会員又は顧客からあつせん又は調停の申出があつたときは、遅滞なく、紛争処理規程において、次に掲げる事項に當すこととなつたときは、その職を失う。

2 協会は、その紛争処理規程において、次に掲げる事項に當すこととなつたときは、その職を失う。

3 在任中の金長及び委員は、上場商品構成品等の取引に

関係のある事業者団体と關係を持ち、又は商品市場におけ

## (事業概況報告書等の提出)

第百三十六条の六十四 協会は、毎事業年度の開始の日から三月以内に、次に掲げる書類を主務大臣に提出しなければならない。

一 前事業年度の事業概況報告書及び当該事業年度の事業計画書

二 前事業年度末における財産目録

三 前事業年度の收支決算書及び当該事業年度の収支予算書

## (設置)

第百三十七条 主務大臣の諮問に応じ商品取引所に関する重要な事項を調査審議させるため通商産業省に「商品取引所審議会(以下「審議会」という)」を設置する。

2 合長及び委員は、学識経験のある者のうちから兩議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3 合長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合に組織する。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会で兩議院の事後承認を求める旨を定めなければならない。この場合において、兩議院の事後承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その合長又は委員を罷免しなければならない。

5 在任中の合長及び委員は、上場商品構成品等の取引に

る取引若しくはその受託を業として當む企業の役員、顧問若しくは評議員となり、直接間接に当該企業の經營に參加し、當該企業から反対給付を受け、若しくは當該企業に投資することができる。

6 (会長及び委員の任期) 会長及び委員は、内閣総理大臣及び審議会の許可を得た場合に限り、前項の規定にかかわらず、自己の利益のために前項の企業の經營に参加し、又は当該企業の株式を保有し、若しくは取得することができる。

第百四十条 会長及び委員の任期は、三年とする。但し、前任者の任期満了前に補欠任命を受けた会長又は委員は、前任者の残任期間を在任するものとする。

2 (会長及び委員は、再任されることがある。)

(龍免) 第百四十一条 内閣総理大臣は、会長又は委員が左の各号の一に該当するときは、これを罷免しなければならない。

1 裁治産又は準裁治産の宣告を受けたとき。

2 この法律の規定に違反して刑に処せられたとき。

3 罰金以上の刑に処せられたとき。

4 内閣総理大臣は、会長又は委員が左の各号の一に該当するときその他の会長又は委員が会長又は委員たるに適しないと認めるとときは、兩議院の同意を得て、これを罷免することができる。

5 心身の故障のため職務の執行に堪えないと内閣総理大臣が認めるとき。

6 職務上の義務違反があるとき。

7 前項の場合においては、内閣総理大臣は、その理由を明らかにしなければならない。

(会長及び委員の手当等) 第百四十二条 会長及び委員は、別に法律で定めるところにより、手当及び旅費を受けるものとする。

#### に類似する施設

##### (店頭商品先物取引)

第百四十五条 この条及び第百四十八条において「店頭商品先物取引」とは、上場商品構成品等(主務省令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)の買賣等を業として営んでいる者(以下この条において「特定業者」という。)を相手方として、商品市場における取引によらないで、当該上場商品構成品等について商品市場における相場を利用して自己の計算で行う差金を授受することを目的とする行為及び第百四十五条各号に掲げる取引と類似の取引であつて、その相手方たる特定業者にとつて自己の営業のためにその計算において行われるものをいう。

2 店頭商品先物取引を営業として行おうとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を主務大臣に届け出なければならない。店頭商品先物取引を営業として行う者(以下「店頭商品先物取引業者」という。)が届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

一 氏名又は商号  
二 営業所の名称及び位階  
三 店頭商品先物取引においてその相場を利用する商品市場  
四 その他主務省令で定める事項。

3 店頭商品先物取引業者は、第百四十五条の規定にかかる、店頭商品先物取引を行うことができる。  
4 店頭商品先物取引業者は、店頭商品先物取引の契約を締結しようとするときは、主務省令で定めるところにより、取引の相手方たる特定業者が自己の営業のためにその計算において当該取引を行つことについて確認しなければならない。

5 店頭商品先物取引業者は、店頭商品先物取引の契約を締結しようとするときは、主務省令で定めるところにより、取引の相手方たる特定業者が自己の営業のためにその計算において当該取引を行つことについて確認しなければならない。

商品取引所法(第145条の4～第147条の2)

#### (政令への委任)

第百四十二条の二 この章に定めるもののほか、審議会に関する必要な事項は、政令で定める。

#### 第六章 雜則

##### (裁判所の禁止命令)

第百四十三条 裁判所は、緊急の必要があり、且つ、公益を保護するため必要且つ適当であると認めるときは、主務大臣の申立により、この法律に違反する行為をし、又はよどみ不正する者に対し、その行為の禁止を命ぜることができる。

2 前項の禁止命令は、回復しがたい事態が生じた場合には、すみやかに発せられ、その必要がなくなつた場合には、すみやかに撤回されるものとする。

3 裁判所は、前項の規定により発した命令を取り消し、又は変更することができる。

4 第一項及び前項に規定する事件は、被申立人の住所地の地方裁判所の管轄とする。

5 第一項及び第三項に規定する裁判は、非訟事件手続法によつて行つ。

(取引所の役員及び使用者等の秘密保持義務)

第百四十四条 取引所の役員若しくは使用者又はこれらの職にあつた者は、取引所の役員又は使用者としてその職務に関する知得した秘密を他に漏らし、又はせつ用してはならない。

(相場によるとばく行為等の禁止)

第百四十五条 何人も、商品市場における取引によらないで、商品市場における相場を利用して、差金を授受することを目的とする行為及び次に掲げる取引と類似の取引をしてはならない。

一 第一条第六項第一号又は第三号に掲げる取引  
二 第二条第六項第四号ロ又はハに掲げる取引に係る同号に掲げる取引

##### (他の法令との関係)

第百四十五条の四 次の各号に掲げる施設に該当するものについては、第八条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによるものとする。

一 証券取引法第八十七条の二第一項に規定する有価証券  
二 市場に類似する施設

二 金融先物取引法第六条第一項に規定する金融先物市場に係る前項の施設が開設されており、かつ、当該施設において決済を結了しない先物取引に類似する取引が存するときは、当該取引の決済のために先物取引に類似する取引及びその取引がなされた施設の開設については、第八条の規定は適用しない。

(委託の媒介等の禁止)

第百四十五条の三 第八条の規定は、商品又は商品指數について次に掲げる取引のみをするための施設として政令で定める要件に該当するものについては、当該商品が第百四十七条の二の規定による公示に係る上場商品に該当しないか又は当該商品指數が同条の規定による公示に係る上場商品指數に該当しないか若しくは類似しない場合に限り、適用しない。

一 商品指數について当該商品の売買等を業として営んでいる者が自己の営業のためにその計算において行う先物取引に類似する取引  
二 商品指數は商品指數が上場商品又は上場商品指數となり、かつ、その旨が第百四十七条の二の規定により公示された場合において、当該公示の際に当該商品又は当該商品指數に係る前項の施設が開設されており、かつ、当該施設において行う先物取引に類似する取引  
三 買賣等を業として営んでいる者が自己の営業のためにその計算において行う先物取引に類似する取引が存するときは、当該取引の決済のために先物取引に類似する取引及びその取引がなされた施設の開設については、第八条の規定は適用しない。

二 金融先物取引法第六条第一項に規定する金融先物市場に係る前項の施設が開設されており、かつ、当該施設において決済を結了しない先物取引に類似する取引が存するときは、当該取引の決済のために先物取引に類似する取引及びその取引がなされた施設の開設については、第八条の規定は適用しない。

三 第二条第六項第一号に規定する有価証券の発行に係る取引(発起人等の数の計算)

第百四十七条 第九条、第二十条第三項第一号イ、第九十八条第一項第五号又は第九十九条に規定する発起人、会員又は会員となるうとする者の数の計算については、二以上の商品市場について上場商品構成品等の光買・取引の取次ぎ等を業として営んでいる者は、当該商品市場の二ことに一人とみなす。

(公示)

第百四十七条の二 主務大臣は、次の各号に掲げる場合は、商品市場を開設する地、上場商品又は上場商品指數に関する事項その他の主務省令で定める事項を、遅滞なく、官報に公示しなければならない。

一 第八条の二の規定による許可又は不許可の処分をしたとき(第十五条第十項の規定による場合を含む)。

二 商品市場について第十条第三項の開設期限を超過したとき。

三 第十三条第一項の規定による許可の申請書の提出があつたとき(同条第四項第一号において準用する第十五

条第十項の規定による場合を含む)。

四 第二十条第一項の規定による認可又は不認可の処分(上場商品又は上場商品指數の変更に係るものに限る)をしたとき(同条第四項第一号において準用する第十五

条第十項の規定による場合を含む)。

五 第二十条第一項の規定による認可(上場商品又は上場商品指數の変更(廃止又は範囲の縮小を除く)に係るも

第百四十六条 第十五条规定第八項(第十二条第四項、第十九条第一項、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二百三十六条の六第一項及び第二百三十六条の四十三第三項において準用する場合を含む)又は第二十二条第三項(第十九条第一項、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二百三十六条の六第一項及び第二百三十六条の四十三第三項において準用する場合を含む)の規定による認可又は不認可の処分(上場商品又は上場商品指數の変更に係るものに限る)をしたとき(同条第四項第一号において準用する第十五

のに限る。)の申請書の提出があつたとき。

六 第二十一條第一項又は第二百二十一條第一項第一号の規定による取引所の設立の許可の取消しをしたとき。

七 第二十一條第一項の規定による定款の変更の認可(上場商品又は上場商品指數の変更に係るものに限る)の取消しをしたとき。

八 第九十八条第一項の規定による解散(同項第四号に掲げる事由による解散を除く)があつたとき。

九 第九十九條の二第二項の規定による認可の申請があつたとき。

十 第九十九條の二第二項の規定による認可又は不認可の処分をしたとき。

(外國法人等に対するこの法律の規定の適用に當たつての技術的読解等)

第百四十七条の三 会員が外國の法令に準拠して設立された法人又は外國に住所を有する個人において、当該会員に対するこの法律の規定の適用に當たつての技術的読解その他この法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(主務大臣、主務省令及び権限の委任)

第百四十八条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 農林水産省関係商品(商品のうち政令で指定するものをいう。以下同じ)のみを上場商品とする商品市場若しくはその対象となる物品が農林水産省関係商品のみである商品指數を上場商品指數とする商品市場をいう。以下同じ)のみを上場商品とする商品市場若しくはその対象となる物品が農林水産省関係商品のみである商品指數を上場商品とする商品市場(以下「農林水産省関係商品市場」という)のみを開設する取引所農林水産省関係商品市場に係る商品取引員、農林水産省関係商品市場のみに係る弁済業務を行う指定弁済機関又は農林水産省関係商品市場における相場のみを利用した店頭商品先物取引業者については、農林水産大臣

二 通商産業省関係商品(商品のうち農林水産省関係商品以外のものをいう。以下同じ)のみを上場商品とする商品市場若しくはその対象となる物品が通商産業省関係商品のみである商品指數を上場商品指數とする商品市場(以下「通商産業省関係商品市場」という)のみを開設する取引所、通商産業省関係商品市場に係る商品取引員、通商産業省関係商品市場における相場のみを利用した店頭商品先物取引に係る店頭商品先物取引業者については、通商産業大臣

三 取引所、商品取引員、指定弁済機関若しくは店頭商品先物取引者であつて前二号に掲げるもの以外のもの又は商品先物取引会に於ては、農林水産大臣及び通商産業大臣

この法律において主務省令は、農林水産省令、通商産業省令とする。政令で定めるところにより、この法律に基づく権限の一部を地方支分部局の長に行なわせることができる。

三 主務大臣は、農林水産省令、通商産業省令及び通商産業大臣

この法律において主務省令は、農林水産省令、通商産業省令とする。政令で定めるところにより、この法律に基づく権限の一部を地方支分部局の長に行なわせることができる。

三 第百三十六條の三の規定に違反した場合においては、その行為をした取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に處す。

四 第百四十三条第一項の規定による命令に違反した場合は、その行為をした取引所の受託者、代理人、使用人その他の従業者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に處す。

五 第百四十四条第一項の規定に違反した場合は、その行為をした取引所又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に處す。

六 第百四十五条第一項の規定に違反した場合は、その行為をした取引所又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に處す。

七 第百四十五条の二の規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に處す。

八 商品市場における取引若しくはその受託のため、又は公示若しくは頒布する目的をもつて商品市場における相場を偽つて記載した文書を作成し、又はこれを頒布した者は、その行為をした取引所又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

九 第百五十六条第一項の規定に違反した者は、その行為をした取引所又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

一 第百五十七条第一項、第七十二条又は第七十四條の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

二 第百五十八条第一項又は第二百三十六条の三第三項第三項又は第二百四十五条の五第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

三 第百五十九條第一項の規定に違反して差金を授受することを目的とする行為又は同条各号に掲げる取引と類似の取引をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。ただし、刑法(明治四十一年法律第四十五号)第二百八十六条の規定の適用を妨げない。

四 第百三十六条の二第二項又は第二百四十五条の規定による帳簿の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿を作成した者は、一年以下の懲役若しくは第五号にした者。

五 第百三十六条の二十四の規定に違反した者。

六 第百三十六条の二第二項又は第二百四十五条の規定による帳簿の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿を作成した者は、一年以下の懲役若しくは第五号にした者。

七 第百三十六条の二第二項又は第二百四十五条の規定による帳簿の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿を作成した者は、一年以下の懲役若しくは第五号にした者。

八 第百三十六条の二第二項又は第二百四十五条の規定による帳簿の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿を作成した者は、一年以下の懲役若しくは第五号にした者。

九 第百三十六条の二第二項又は第二百四十五条の規定による帳簿の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿を作成した者は、一年以下の懲役若しくは第五号にした者。

一 第百三十六条の二第二項又は第二百四十五条の規定による帳簿の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿を作成した者は、一年以下の懲役若しくは第五号にした者。

二 第百三十六条の二第二項又は第二百四十五条の規定による帳簿の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿を作成した者は、一年以下の懲役若しくは第五号にした者。

三 第百三十六条の二第二項又は第二百四十五条の規定による帳簿の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿を作成した者は、一年以下の懲役若しくは第五号にした者。

四 第百三十六条の二第二項又は第二百四十五条の規定による帳簿の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿を作成した者は、一年以下の懲役若しくは第五号にした者。

五 第百三十六条の二第二項又は第二百四十五条の規定による帳簿の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿を作成した者は、一年以下の懲役若しくは第五号にした者。

六 第百三十六条の二第二項又は第二百四十五条の規定による帳簿の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿を作成した者は、一年以下の懲役若しくは第五号にした者。

七 第百三十六条の二第二項又は第二百四十五条の規定による帳簿の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿を作成した者は、一年以下の懲役若しくは第五号にした者。

八 第百三十六条の二第二項又は第二百四十五条の規定による帳簿の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿を作成した者は、一年以下の懲役若しくは第五号にした者。

九 第百三十六条の二第二項又は第二百四十五条の規定による帳簿の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿を作成した者は、一年以下の懲役若しくは第五号にした者。

一 第百三十六条の二第二項又は第二百四十五条の規定による帳簿の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿を作成した者は、一年以下の懲役若しくは第五号にした者。

二 第百三十六条の二第二項又は第二百四十五条の規定による帳簿の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿を作成した者は、一年以下の懲役若しくは第五号にした者。

三 第百三十六条の二第二項又は第二百四十五条の規定による帳簿の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿を作成した者は、一年以下の懲役若しくは第五号にした者。

四 第百三十六条の二第二項又は第二百四十五条の規定による帳簿の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿を作成した者は、一年以下の懲役若しくは第五号にした者。

五 第百三十六条の二第二項又は第二百四十五条の規定による帳簿の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿を作成した者は、一年以下の懲役若しくは第五号にした者。

六 第百三十六条の二第二項又は第二百四十五条の規定による帳簿の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿を作成した者は、一年以下の懲役若しくは第五号にした者。



第七条第十三号の次に次の二号を加える。

十三の二 所掌事務に係る物資の売買取引を行うためには必要な商品市場を開設すること目的とする商品取引所に関する調整を図ること。

## (通商産業省設置法の改正)

11 通商産業省設置法(昭和二十四年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十九号の次に次の二号を加える。

十九の二 所掌事務に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設すること目的とする商品取引所及びその物資の売買取引の委託を受ける商品仲買人を登録し、及びこれを監督すること。

第十条第一項第四号の次に次の二号を加える。

四の二 通商産業省の所掌に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設すること目的とする商品取引所及びその物資の売買取引の委託を受ける商品仲買人を登録し、及びこれを監督すること。

第十二条第一項の表中「指定生産資材割当基準審議会」「指定生産資材の割当基準に関する事項を調査審議すること」を「指定生産資材割当基準審議会」「指定生産資材の割当基準に関する事項を調査審議すること」。

「商品取引所引紛争審議会」「商品市場における売買取引に関する紛争の仲介を行ふこと」。

「商品取引所審議会」「関係各大臣の請問に応じ、商品取引所に関する重要な事項を調査審議すること」。

四十四条第五号の次に次の二号を加える。

五の二 所掌に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設すること目的とする商品取引所に関する調整を図ること。

(事業者団体法の改正)

12 事業者団体法(昭和二十三年法律第二百九十一号)の一部

を次のように改正する。

第六条第一項第三号の中「明治二十六年法律第五号」を「昭和二十五年法律第二百三十九号」に改める。

附 則 (昭和二十六法一七六)(抄)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十七法九〇)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二六法二一)(抄)

1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

附 則 (昭和二九法九一)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める。

2 この法律の施行の際現に改正前の第九条第五項の登録を受けている商品取引所は、改正後の第八条の二の許可を受けたものとみなす。又は新法第二百八十八条ノ二第二項の規定による商品取引所の一部改正是に伴う経過措置に関する規定により改める。

附 則 (昭和二九法九二)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める。

2 この法律の施行の際現に改正前の第九条第五項の登録を受けている商品取引所は、改正後の第八条の二の許可を受けたものとみなす。又は新法第二百八十八条ノ二第二項の規定による商品取引所の一部改正是に伴う経過措置に関する規定により改める。

附 則 (昭和二九法九三)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める。

2 この法律の施行の際現に改正前の第九条第五項の登録を受けている商品取引所は、改正後の第八条の二の許可を受けたものとみなす。又は新法第二百八十八条ノ二第二項の規定による商品取引所の一部改正是に伴う経過措置に関する規定により改める。

附 則 (昭和二九法九四)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める。

2 この法律の施行の際現に改正前の第九条第五項の登録を受けている商品取引所は、改正後の第八条の二の許可を受けたものとみなす。又は新法第二百八十八条ノ二第二項の規定による商品取引所の一部改正是に伴う経過措置に関する規定により改める。

附 則 (昭和二九法九五)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める。

2 この法律の施行の際現に改正前の第九条第五項の登録を受けている商品取引所は、改正後の第八条の二の許可を受けたものとみなす。又は新法第二百八十八条ノ二第二項の規定による商品取引所の一部改正是に伴う経過措置に関する規定により改める。

附 則 (昭和二九法九六)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める。

2 この法律の施行の際現に改正前の第九条第五項の登録を受けている商品取引所は、改正後の第八条の二の許可を受けたものとみなす。又は新法第二百八十八条ノ二第二項の規定による商品取引所の一部改正是に伴う経過措置に関する規定により改める。

附 則 (昭和二九法九七)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の商品取引所法以下「旧法」という。の規定による商品仲買人の登録を受けている者(以下「商品仲買人」という。)については、当該登録に係る商品(改正後の商品取引所法(以下「新法」という。))

第四十一条第一項の許可によるものを除く。以下同じ)に限り、この法律の施行の日から三年間は旧法(第四十二条、第四十三条の二、第四十四条、第四十五条第一項(仲買保証金に係る部分に限る)、第四十七条、第四十九条(營業所若しくは事務所の設立又は商品の追加に係る部分に限る)、第五十条、第五十一条第一項(委託の勘定の制限に係る部分に限る)、第五十二条、第五十三条、第五十四条第一項及び第五十七条にこれらに規定する罰則を除く。)の規定は、なおその効力を有する。

3 商品仲買人については、当該登録に係る商品に限り、前項に規定する期間内は、新法第四十九条、第五十条、第五十三条の二、第五十二条、第五十三条、第五十四条第一項、第五十七条から第五十九条までの六まで、第六十一条、第六十二条、第六十三条の二、第六十四条第一項まで並びにこれらの規定に係る罰則並びに第九項の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三二年法)、第六十一条の二及び第五十七条第一項、第五十七条から第五十九条までの六まで、第六十一条、第六十二条、第六十三条の二、第六十四条第一項まで並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)の規定は、その者をその商品ごとに新法の規定による商品取引とみなして、適用する。この場合において、第六十一条の二の第三項中「委託業務を開始してはならない」とあるのは「商品市場における売買取引の委託を受けてはならぬ」とある。

附 則 (昭和四二法三六)(抄)

1 この法律は、登録免許税法の施行の日(昭和四十二年八月一日)から施行する。

附 則 (昭和四二法九七)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲

附則第八条に次の二号を加える。

2 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲

3 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲

4 商品取引所法の一部を改正する法律(昭和四二法九

5 この法律の施行前に商品仲買人に對し商品市場における売買取引を委託したものとみなす。

6 旧法第五十二条第一項又は第六十一条の規定により商品仲買人の登録を取り消された者は、その取消しの日において、新法第五十二条第一項又は第六十一条の規定により許可を取り消されたものとみなす。

7 この法律の施行前に商品仲買人について、第六十一条の規定により旧法がなお効力を有する期間の経過前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

8 第二項から前項までに定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

9 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

10 登録免許税法(昭和四二法三五)の一部を次のように改

正する。

三の二 農林省の所掌事務に係る物資の売買取引を行なうために必要な商品市場を開設すること目的とする商品取引所の指導監督に関すること。

12 通商産業省設置法(昭和二七法七五)の一部を次のように改正する。

三の二 農林省の所掌事務に係る物資の売買取引を行なうために必要な商品市場を開設すること目的とする商品仲買人を登録し「商品取引員につき許可を与える」に改め。

第四条第一項第二十七号中「商品取引所」の下に「につき許可又は認可を与える」を加え、「及びこれ」を「並びにこれら」に改める。

第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

第二条 この附則で「新法」とは、この法律による改正後の商法をいい、「旧法」とは、從前の商法をいう。

第三条 新法は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、旧法によつて生じた効力を妨げない。

第八条 この法律の施行の際現に存する株式会社のこの法律の施行後最初に到来する決算期以前の決算期に関する計算については、この法律の施行後も、なお從前の例による。

第五条 新法第三百八十五条ノ五から第二百八十五条ノ七までの規定の適用については、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律の施行後も、なお從前の例による。

第六条 新法第三百八十五条ノ八から第二百八十五条ノ三及び第二百八十五条ノ五から第二百八十五条ノ七までの規定の適用については、この法律の施行の際現に存する株式会社がこの法律の施行後最初に到来する決算期以前に取得し、又は製作した資産は、その決算期において附すことができる最高額(その額の範囲内で別に附した額額があるときは、その価額)をもつて、その決算期の翌日に取得し、又は製作したものとみなす。

第七条 新法第三百八十八条ノ二第二項の規定は、前条の規定による商品取引所法の一部改正是に伴う経過措置に関する規定により作成したものとみなす。

第八条 新法第三百八十八条ノ二第二項の規定は、前条の規定による商品取引所法の一部改正是に伴う経過措置に関する規定により作成したものとみなす。

第九条 新法第三百八十八条ノ二第二項の規定は、前条の規定による商品取引所法の一部改正是に伴う経過措置に関する規定により作成する。

第十条 この法律は、商業登記法の施行の日(昭和三十九年四月一日)から施行する。

第十一条 この法律は、商業登記法の施行の日(昭和三十九年四月一日)から施行する。

第十二条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内に

101

において政令で定める日から施行する。（昭和四九政一五九命令の一部を改正する法律の施行期日を定める政令）を以て昭和四十九年十月一日より施行（施行期日）

#### 附 則（昭和五〇法六五）（抄）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に商品取引員である者が受けている改正前の第四十一条第一項の許可についての改正後の同条第四項の規定の適用については、同項中「四年」とあるのは、「商品取引所法の一部を改正する法律（昭和五〇法六五）」の施行の日から起算して三十日を経過する日とする。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 前二条に定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

（登録免許税法の一部改正）

第六条 登録免許税法（昭和四二法三五）の一部を次のように改正する。

別表第一の第三十一号中「売買取引の受託の許可」の商品市場における売買取引の受託の許可の下に「許可の更新を除く。」を加える。

第七条 農林省設置法（昭和一四法一五三）の一部を次のよう改訂する。

第四条第一項第二十七号中「行なう」を「行う」に改め、「及び」を削り、「許可を与える」の下に「及び指定弁済機関を指定し」を加える。（通商産業省設置法の一部改正）

#### 附 則（昭和五三法八七）（抄）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

第二条 通商産業省設置法（昭和一七法二七五）の一部を次のように改訂する。

第四条第一項第二十七号中「行なう」を「行う」に改め、「及び」を削り、「許可を与える」の下に「及び指定弁済機関を指定し」を加える。（通商産業省設置法の一部改正）

#### 附 則（昭和五三法八七）（抄）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

第二条 農林省設置法（昭和一七法二七五）の一部を次のように改訂する。

第三条 附則第二条から前条まで掲げる法律を除くほか、他の法令中「農林省」とあるのは「農林水産省」と、「農林大臣」とあるのは「農林水産事務次官」と、「農林事務官」とあるのは「農林水産事務次官」と、「農林事務官」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとする。

#### 附 則（昭和五六法七五）（抄）

第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十七年十月一日）から施行する。（施行期日）

第二条 附則（昭和五六法七五）の施行（第一項を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。（施行期日）

#### 附 則（昭和五六法七八）（抄）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）

第二条 附則（昭和五六法七八）の施行（第一項を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。（施行期日）

#### 附 則（平成一法五九）（抄）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）

第二条 附則（平成一法五九）の施行（第一項を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。（施行期日）

#### 附 則（平成二法五一）（抄）

第一条 この法律は、平成二年十月一日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成二政二百五十一条ノ五及び二百五十一条ノ七の規定に係る部）

第二条 附則（平成二法五一）の施行（第一項を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。（施行期日）

#### 附 則（平成二法五二）（抄）

第一条 この法律は、平成二年十月一日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成二政二百五十一条ノ五及び二百五十一条ノ七の規定に係る部）

第二条 附則（平成二法五二）の施行（第一項を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。（施行期日）

#### 附 則（平成二法五三）（抄）

第一条 この法律は、平成二年十月一日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成二政二百五十一条ノ五及び二百五十一条ノ七の規定に係る部）

第二条 附則（平成二法五三）の施行（第一項を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。（施行期日）

#### 附 則（平成二法五四）（抄）

第一条 この法律は、平成二年十月一日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成二政二百五十一条ノ五及び二百五十一条ノ七の規定に係る部）

第二条 附則（平成二法五四）の施行（第一項を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。（施行期日）

#### 附 則（平成二法五五）（抄）

第一条 この法律は、平成二年十月一日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成二政二百五十一条ノ五及び二百五十一条ノ七の規定に係る部）

第二条 附則（平成二法五五）の施行（第一項を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。（施行期日）

#### 附 則（平成二法五六）（抄）

第一条 この法律は、平成二年十月一日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成二政二百五十一条ノ五及び二百五十一条ノ七の規定に係る部）

第二条 附則（平成二法五六）の施行（第一項を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。（施行期日）

#### 附 則（平成二法五七）（抄）

第一条 この法律は、平成二年十月一日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成二政二百五十一条ノ五及び二百五十一条ノ七の規定に係る部）

第二条 附則（平成二法五七）の施行（第一項を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。（施行期日）

#### 附 則（平成二法五八）（抄）

第一条 この法律は、平成二年十月一日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成二政二百五十一条ノ五及び二百五十一条ノ七の規定に係る部）

第二条 附則（平成二法五八）の施行（第一項を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に旧市場で行われている売買取引の種類は、旧法取引所が上場商品に係る新法第一条第六項第一号又は第八項第一号ニに掲げる取引として定めたものとみなす。

（商品取引員の許可に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に旧法取引所が開設している商品市場は、旧法取引所が新法第一条规定の上場商品に係る上場商品として定めたものとみなす。

（商品取引員の許可に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現にその名称中に商品取引員協会又は商品取引員会員であると認認されるおそれのある文字を用いている者については、新法第五十四条の四の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（商品取引員の許可に関する経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に旧法第四十一条第一項の許

## 商品取引所法（附則）

上場商品を新法第百四十七条の二の規定により公示された上場商品とみなして、新法第百四十五条の三の規定を適用する。新法第百四十八条第一項の規定は、第一項の主務大臣について準用する。

## （罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## （税金価格安定法の一部改正）

第十一条 薬品価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）の一部を次のように改正する。

## （第十三条第一項中「売買取引」を「取引」に改める）

（租税特別措置法の一部改正）

## （第十二条 稟税特別措置法（昭和三三法二六）の一部を次のようにより改正する。）

（第十二条の三第一項中「第一条第四項」を「第一条第六項第一号」に改め、同項第一号中「定めるところにより」の下に「商品取引所法第一条第六項第一号に定める取引に係る」を加える）

## （登録免許税法の一部改正）

第十三条 登録免許税法（昭和四二法三五）の一部を次のようにより改正する。

## （別表第一第三十一号中「売買取引」を「取引」に、「九万円」を「十五万円」に改める）

## （取引所税法の一部改正）

第十四条 取引所税法（平成二法二）の一部を次のように改正する。

## （第十二条第一号中「第一条第三項」を「第二条第七項」に改め、同条第七号中「第七十七条（取引資格）」の下に「若

しくは第七十七条の二（相互決済結了取引取決めに係る取引資格）を加える。）

## （農林水産省設置法の一部改正）

第十五条 農林水産省設置法（昭和二四法一五三）の一部を次のように改正する。

## （第十二条第一項中「取引所の会員につき」を「取引所につき会員があつたとき、または取引所の会員につき」に改める）

## （通商産業省設置法の一部改正）

第十六条 通商産業省設置法（昭和二七法一七五）の一部を次のように改正する。

## （第十六条第三十条号、第五条第一項第十七号及び第十二条第七号中「物資の売買取引」を「物資についての取引」に改める）





## 商品取引所法施行令（抄）（附則）

## 附 則（昭和五〇政三六三）

- 1 この政令は、商品取引所法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十一年一月十四日）から施行する。
- 2 この政令の施行の際現に商品取引所法（以下「法」という。）第四十一条第一項の許可を受けている商品取引員について、改正後の商品取引所法施行令（以下「新令」という。）第五条に定める額が改正前の商品取引所法施行令（以下「旧令」という。）第五条に定める額を超えている場合には、当該商品取引員の法第四十九条第一項に規定する基準額は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）から一年間は、新令第五条の規定にかかわらず、旧令第五条に定める額とする。

- 3 この政令の施行の際現に法第四十一条第一項又は第四十一条第一項の許可に係る営業所について、新令第七条に定める額に基づいて法第九十七条の二第一項第一号の規定により算出する額が旧令第七条に定める額に基づいて法第九十七条の二第一項第一号の規定により算出する額を超える場合には、当該営業所については、施行日から一年間に、旧令第七条に定める額に基づいて法第九十七条の二第一項第一号に規定する額とする。

## 附 則（昭和五〇政三一五）（抄）

- 1 この政令は、昭和六十一年一月一日から施行する。
- 2 この政令の施行の際現に商品取引所法第四十一条第一項の許可を受けている商品取引員について、改正後の商品取引所法第五条に定める額（その者が二以上の商品市場における上場商品について同項の許可を受けている場合に次のように加える。  
別表一 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の項の次  
別表一 第一条、第二条、第十二条、第十七条、第十九条、関係）

- この商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の規定による商品先物取引協会となつた旨」と読み替えるものとする。
- （組合等登記令の一部改正）
- 第三条 組合等登記令の一部を次のように改正する。
- 別表一 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の項の次に次のように加える。
- 別表一 第一条、第二条、第十二条、第十七条、第十九条、関係）

の商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の規定による商品先物取引協会となつた旨」と読み替えるものとする。

（商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令の一部改正）

第五条 商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成四年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第四十一条第三項」を「四一六条第三項」に改める。

第十五条第一項第一号イ中「第九条各号」を「第十三条各号」に改める。

海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律

| 名 称      | 根 据                     | 登記事項                        |
|----------|-------------------------|-----------------------------|
| 商品先物取引協会 | 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号） | 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め |

## 組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九条）

## 商品取引所法施行令（抄）（附則）

## 附 則（平二政三五三）（抄）

- 第一条 この政令は、商品取引所法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十一号、以下「改正法」という。）の施行の日（平成二年十二月一十九日）から施行する。
- 第二条 改正法附則三条第一項の規定により改正後の商品取引所法（以下「新法」という。）第四十一条第一項の許可を受けたものとみなされた者が同条第二項第一号に掲げる者に係る同条第一項の許可、同条第四項の許可の更新又は新法第四十六条第一項の許可を受けようとする場合における新法第四十四条第一項第一号の二（新法第四十六条第三項第一号において準用する場合を含む。）の政令で定める額は、この政令の施行の日から起算して四年を経過する日の前日までの間は、改正後の商品取引所法施行令第五条の規定にかかわらず、三億円とする。

## 附 則（平六政三〇三）（抄）

- （施行期日）
- 第一条 この政令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

## 附 則（平八政一九四）

- この政令は、公布の日から施行する。

## 附 則（平一政八〇）（抄）

## 附 則（平一政八〇）（抄）

- （施行期日）
- 第一条 この政令は、商品取引所法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十一年四月一日）から施行する。

- 第二条 改正法の公布の際に改正法による改正前の商品取引所法第五十四条の三第一項に規定する商品取引員協会が設立されている場合において、当該商品取引員協会が、改正法附則第八条第一項の規定により、改正法による改正後の商品取引所法の規定による商品先物取引協会となるための定款の変更の認可を受けたときは、同条第四項に規定する定款の変更の認可の効力が発生した日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては二週間以内に、商品取引員協会については解散の登記、商品先物取引協会については組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）第三条に定める登記をしなければならない。

- 第三条 前項の規定により商品先物取引協会について登記の申請書には、定款、代表権を有する者の資格を証する書面及び次条の規定による改正後の組合等登記令別表一「商品先物取引協会の登記事項の欄に掲げる事項を証する書面」を添付しなければならない。
- 第四条 登記官は、第一項の規定により解散の登記がされたときは、その登記用紙を閉鎖しなければならない。
- 第五十五条第一項、第七十一条及び第七十三条の規定は、第一項の登記について準用する。この場合において、同法第七十一条中「組織を変更した旨」とあるのは、「商品取引所法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十二号）附則第八条第一項及び第四項の規定により同法による改正後

## 商品取引所法施行規則

（設立許可申請書の添付書類）

一、商品取引所法（以下「法」という。）第三条第一項の主務省令で定める者類は、次に掲げるものとする。

一、役員の戸籍法（昭和二二年法律第二四二号）第一〇条第一項に規定する抄本苦しくは証明書若しくは住民基本台帳法（昭和四一年法律第八一号）第一二条第一項に規定する住民票の写し又はこれらに代わる書面（以下これらを「戸籍抄本等」という。）履歴書及びその者が法第四条第一項第八号から第六号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

二、会員が取引をする商品市場ごとに法第二三条第一項各号の一に掲げる者に該当することを誓約する書面

三、法第二四条第一項各号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

四、加入申込証

五、出資の払込みがあつたことを証する書面

六、創立総会の議事録

七、開設する商品市場における開設後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面

八、上場商品に係る商品市場を開設しようとする者の者の法第二五条第一項の純資産額に関する調査書

三、過半数の発起人が、それぞれ法第九条第二項各号の一に掲げる者に該当することを誓約する書面

四、出資の払込みがあつたことを証する書面

五、創立総会の議事録

六、開設する商品市場における開設後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面

七、上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつては、上場商品構成物品を「の商品市場において取引をすることができる書面

八、上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつては、上場商品構成物品を「の商品市場において取引をすることができる書面

九、二以上の商品指致を「の上場商品指致として両品市場を開設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指致の対象となる物品の大部分が共通していることを明らかにすることができる書面

（役員の戸籍抄本等、履歴書及びその者が法第二四条第一項第一号から第六号までに掲げる者は、その者の戸籍抄本等、履歴書及びその者が法第三条第一項第一号から第六号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書類）

一、役員の戸籍法（昭和二二年法律第二四二号）第一〇条第一項に規定する抄本苦しくは証明書若しくは住民基本台帳法（昭和四一年法律第八一号）第一二条第一項に規定する住民票の写し又はこれらに代わる書面（以下これらを「戸籍抄本等」という。）履歴書及びその者が法第四条第一項第八号から第六号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

二、会員が取引をする商品市場ごとに法第二三条第一項各号の一に掲げる者に該当することを誓約する書面

三、法第二四条第一項各号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

四、加入申込証

五、出資の払込みがあつたことを証する書面

六、創立総会の議事録

七、開設する商品市場における開設後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面

八、上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつては、上場商品構成物品を「の商品市場において取引をすることができる書面

九、二以上の商品指致を「の上場商品指致として両品市場を開設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指致の対象となる物品の大部分が共通していることを明らかにすることができる書面

（役員の戸籍抄本等、履歴書及びその者が法第二四条第一項第一号から第六号までに掲げる者は、その者の戸籍抄本等、履歴書及びその者が法第三条第一項第一号から第六号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書類）

一、役員の戸籍法（昭和二二年法律第二四二号）第一〇条第一項に規定する抄本苦しくは証明書若しくは住民基本台帳法（昭和四一年法律第八一号）第一二条第一項に規定する住民票の写し又はこれらに代わる書面（以下これらを「戸籍抄本等」という。）履歴書及びその者が法第四条第一項第八号から第六号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

二、会員が取引をする商品市場ごとに法第二三条第一項各号の一に掲げる者に該当することを誓約する書面

三、法第二四条第一項各号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

四、加入申込証

五、出資の払込みがあつたことを証する書面

六、創立総会の議事録

七、開設する商品市場における開設後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面

八、上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつては、上場商品構成物品を「の商品市場において取引をすることができる書面

九、二以上の商品指致を「の上場商品指致として両品市場を開設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指致の対象となる物品の大部分が共通していることを明らかにすることができる書面

|                           |  |                    |
|---------------------------|--|--------------------|
| 第一項<br>（会員の純資産額の最低額の算定基準） | （業務規程、受託契約規則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程の変更認可申請書の添付書類） | （会員の純資産額の算定基準）     |
| 第一項<br>（会員の純資産額の最低額の算定基準） | （会員の純資産額の最低額の算定基準）                             | （会員の純資産額の最低額の算定基準） |

第三条 法第二〇条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一、変更の理由を記載した書面

二、変更の申請が商品市場の追加に係るときは、次に掲げる書面

（定期更新申請書の添付書類）

三、法第二〇条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一、変更の理由を記載した書面

二、変更の申請が商品市場の追加に係るときは、次に掲げる書面

（定期更新申請書の添付書類）

| 書類の種類  | 相場  | 類別     | 記載事項 |
|--|---|--------|------|
| 毎月   | 毎日  | 区分     |      |
| 成立した取引に係る約定価格、約定指數又は対価の額（以下「約定価格等」といふ）。  | 一 取引の種類の異なるごとに別業とし、かつ、上場商品又は上場商品の種類ごとに区分して記載すること（取引高報告書において同じ）。 | 記載上の注意 |      |
| 第一三条 第二項の規定により相場及び取引高報告書を作成し、かつ、主務官吏に提出するときは、別表第一により、かつ、遅滞なくし別表第一。                   |   |        |      |
| 二 法第二条第六項  |   |        |      |
| 五 法第一条第八項  |   |        |      |
| 第一号に規定する取引（以下「現物取引」といふ）のうち、格付先物取引（以下「現物取引」といふ）において同一の取引（以下「実物取引」といふ）と（取引高報告書において同じ）。 |   |        |      |
| 第二号に規定する取引（以下「現物取引」といふ）のうち、格付先物取引の場合は、銘柄及び取引の期限ごとに区分して記載すること（取引高報告書において同じ）。          |   |        |      |
| 三 法第二条第六項  |   |        |      |
| 第一号に規定する取引（以下「実物取引」といふ）において同一の取引（以下「実物取引」といふ）と（取引高報告書において同じ）。                        |   |        |      |
| 四 法第二条第六項  |   |        |      |
| 六 取引の期間ごとに区分して記載すること（取引高報告書において同じ）。  |   |        |      |
| 七 每日の相場表において成立した最初の約定価格等、最高の約定価格等、最低の約定価格等及び最終の約定価格等をそれぞれ記載すること。                     |   |        |      |
| 八 每月の相場表は、その月の最初の営業日の最初に成立した最高及び最低の約定価格等並びにその月の最終営業日の最終に成立した約定価格等をそれぞれ記載すること。        |   |        |      |

三 信託会社（信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。）に対する金銭信託（相場及び取引高報告書の提出等）

第一三条 取引所は法第八条第一項の規定により相場及び取引高報告書を作成し、かつ、主務官吏に提出するときは、別表第一により、かつ、遅滞なくし別表第一。

二 法第二条第六項

五 法第一条第八項

第一号に規定する取引（以下「現物取引」といふ）のうち、格付先物取引（以下「現物取引」といふ）において同一の取引（以下「実物取引」といふ）と（取引高報告書において同じ）。

二 法第二条第六項

五 法第一条第八項

第一号に規定する取引（以下「現物取引」といふ）のうち、格付先物取引（以下「現物取引」といふ）において同一の取引（以下「実物取引」といふ）と（取引高報告書において同じ）。

二 法第二条第六項

| 取引高報告書 | 毎月 | 毎日 | 現物取引                       | 現物取引にあつて記載すること。 |
|--------|----|----|----------------------------|-----------------|
|        |    |    | 一 現物取引                     |                 |
|        |    |    | 二 取引及び実物取引にあつて記載すること。      |                 |
|        |    |    | 一 出来高は、毎日（毎月）の取引成立高を記載し、受渡 |                 |

第一三条 第二項の規定により相場及び取引高報告書を作成し、かつ、主務官吏に提出するときは、別表第一により、かつ、遅滞なくし別表第一。

二 法第二条第六項

五 法第一条第八項

第一号に規定する取引（以下「現物取引」といふ）のうち、格付先物取引（以下「現物取引」といふ）において同一の取引（以下「実物取引」といふ）と（取引高報告書において同じ）。

二 法第二条第六項

五 法第一条第八項

第一号に規定する取引（以下「現物取引」といふ）のうち、格付先物取引（以下「現物取引」といふ）において同一の取引（以下「実物取引」といふ）と（取引高報告書において同じ）。

二 法第二条第六項

第一三条 第二項の規定により相場及び取引高報告書を作成し、かつ、主務官吏に提出するときは、別表第一により、かつ、遅滞なくし別表第一。

二 法第二条第六項

五 法第一条第八項

第一号に規定する取引（以下「現物取引」といふ）のうち、格付先物取引（以下「現物取引」といふ）において同一の取引（以下「実物取引」といふ）と（取引高報告書において同じ）。

二 法第二条第六項

五 法第一条第八項

第一号に規定する取引（以下「現物取引」といふ）のうち、格付先物取引（以下「現物取引」といふ）において同一の取引（以下「実物取引」といふ）と（取引高報告書において同じ）。

二 法第二条第六項

第一三条 第二項の規定により相場及び取引高報告書を作成し、かつ、主務官吏に提出するときは、別表第一により、かつ、遅滞なくし別表第一。

二 法第二条第六項

五 法第一条第八項

第一号に規定する取引（以下「現物取引」といふ）のうち、格付先物取引（以下「現物取引」といふ）において同一の取引（以下「実物取引」といふ）と（取引高報告書において同じ）。

二 法第二条第六項

五 法第一条第八項

第一号に規定する取引（以下「現物取引」といふ）のうち、格付先物取引（以下「現物取引」といふ）において同一の取引（以下「実物取引」といふ）と（取引高報告書において同じ）。

二 法第二条第六項

第一三条 第二項の規定により相場及び取引高報告書を作成し、かつ、主務官吏に提出するときは、別表第一により、かつ、遅滞なくし別表第一。

二 法第二条第六項

五 法第一条第八項

第一号に規定する取引（以下「現物取引」といふ）のうち、格付先物取引（以下「現物取引」といふ）において同一の取引（以下「実物取引」といふ）と（取引高報告書において同じ）。

二 法第二条第六項

五 法第一条第八項

第一号に規定する取引（以下「現物取引」といふ）のうち、格付先物取引（以下「現物取引」といふ）において同一の取引（以下「実物取引」といふ）と（取引高報告書において同じ）。

二 法第二条第六項

| 開門商品取引所                                       |   | 農産物市場  | 砂糖市場   | 100枚 |
|---|---|--|--|------|
| 2 法第八六条第一項の主務省令で定める要件は、次の一の各号のいずれかに該当することとする。 | 3 | 一 商品市場における一の取引の期間に係る自己の計算による取引であつて決済を結了していないものの数量が商品市場で取引の対象とされる一の上場商品又は上場商品指數の種類につき二〇〇枚（東京工業品取引所の貿易市場にあっては、当該商品市場で取引の対象とされる一の上場商品の種類につき四〇〇枚）を超えること。<br>二 商品市場における一の取引の期間に係る一の委託者の計算による取引であつて決済を結了していないものの数量が商品市場で取引の対象とされる一の上場商品又は上場商品指數の種類につき二〇〇枚（東京工業品取引所の貿易市場にあっては、当該商品市場で取引の対象とされる一の上場商品の種類につき四〇〇枚）を超えること。<br>三 委託者から取引の委託を受けた商品取引所の委託者となる法第二条第六項第四号に掲げる取引所は、法第八六条第二項の規定により報告書を提出しなければならない。 | 一 会員又は委託者の氏名若しくは商号又はこれに代わるもの<br>二 商品市場における会員の自己の計算による取引又は委託者の計算による取引であつて決済を結了していないものの数量<br>三 前項第二号に該当する場合にあつては、当該委託者から取引の委託を受けた商品取引所の委託者となる法第二条第六項第三号に掲げる取引（多數の商品たる物品に係る商品指數その他の商品指數である）、法第二条第六項第三号に掲げる取引（多數の商品たる物品に係る商品指數その他の商品指數である） | 41   |

|  |  |
|--|--|
| つて主務大臣が定めるものに係るものに限る。)の委託を受ける場合  | 2 法第二条第六項第四号に掲げる取引の委託を受ける場合  |
| 一 会員又は委託者の氏名若しくは商号又はこれに代わるもの<br>二 商品市場における会員の自己の計算による取引又は委託者の計算による取引であつて決済を結了していないものの数量<br>三 前項第二号に該当する場合にあつては、当該委託者から取引の委託を受けた商品取引所の委託者となる法第二条第六項第三号に掲げる取引（多數の商品たる物品に係る商品指數その他の商品指數である）、法第二条第六項第三号に掲げる取引（多數の商品たる物品に係る商品指數その他の商品指數である） | 1 会員又は委託者の氏名をもつてその顧客（外國為替及び外國貿易証券金にあつてはオプション）を取得する立場の当事者となる法第二条第六項第四号に掲げる取引所（委託手数料及び委託証拠金）   |
| 1 会員又は委託者の氏名をもつてその顧客（外國為替及び外國貿易証券金にあつてはオプション）を取得する立場の当事者となる法第二条第六項第四号に掲げる取引所（委託手数料及び委託証拠金）   | 2 法第九七条第一項の主務省令で定める場合にあっては次に掲げる場合とし、委託証券金にあつてはオプションを取得する立場の当事者となる法第二条第六項第四号に掲げる取引所（委託手数料及び委託証拠金）                                       |
| 2 法第九七条第一項の主務省令で定める場合にあっては次に掲げる場合とし、委託証券金にあつてはオプションを取得する立場の当事者となる法第二条第六項第四号に掲げる取引所（委託手数料及び委託証拠金）   | 3 会員の自己の計算による取引であつて決済を結了していないものの数量   |
| 3 会員の自己の計算による取引であつて決済を結了していないものの数量   | 4 会員又は委託者の氏名若しくは商号又はこれに代わるもの<br>5 会員が商品投資に関する事業の規制に関する法律（平成三年法律第六号。以下「商品ファンド法」という。）第二条第五項に規定する商品投資販売業者が定める要件に該当するものに限る。)に係る取引の委託を受ける場合 |
| 4 会員又は委託者の氏名若しくは商号又はこれに代わるもの<br>5 会員が商品投資に関する事業の規制に関する法律（平成三年法律第六号。以下「商品ファンド法」という。）第二条第五項に規定する商品投資販売業者が定める要件に該当するものに限る。)に係る取引の委託を受ける場合   | 6 会員が商品投資に関する事業の規制に関する法律（平成三年法律第六号。以下「商品ファンド法」という。）第二条第五項に規定する商品投資販売業者が定める要件に該当するものに限る。)に係る取引の委託を受ける場合                                 |
| 6 会員が商品投資に関する事業の規制に関する法律（平成三年法律第六号。以下「商品ファンド法」という。）第二条第五項に規定する商品投資販売業者が定める要件に該当するものに限る。)に係る取引の委託を受ける場合   | 7 会員が商品投資に関する事業の規制に関する法律（平成三年法律第六号。以下「商品ファンド法」という。）第二条第五項に規定する商品投資販売業者が定める要件に該当するものに限る。)に係る取引の委託を受ける場合                                 |
| 7 会員が商品投資に関する事業の規制に関する法律（平成三年法律第六号。以下「商品ファンド法」という。）第二条第五項に規定する商品投資販売業者が定める要件に該当するものに限る。)に係る取引の委託を受ける場合   | 8 会員が電子情報処理組織（該会員の使用に係ることができるものに限る。)と、当該顧客の使用に   |

|   |   |
|---|---|
| 第一四条 法第八六条第二項の主務省令で定める数量は、別表第一の上欄に掲げる取引所が開設する同表の中欄に掲げる商品市場ごとに、当該商品市場に対する該当する同表の下欄に掲げる数量とする。 | 第一四条 法第八六条第二項の主務省令で定める数量は、別表第一の上欄に掲げる取引所が開設する同表の中欄に掲げる商品市場ごとに、当該商品市場に対する該当する同表の下欄に掲げる数量とする。 |
| 第一四条 法第八六条第二項の主務省令で定める数量は、別表第一の上欄に掲げる取引所が開設する同表の中欄に掲げる商品市場ごとに、当該商品市場に対する該当する同表の下欄に掲げる数量とする。 | 第一四条 法第八六条第二項の主務省令で定める数量は、別表第一の上欄に掲げる取引所が開設する同表の中欄に掲げる商品市場ごとに、当該商品市場に対する該当する同表の下欄に掲げる数量とする。 |

|   |   |
|---|---|
| 2 現金決済並びに金額を記載する場合は、毎月の立会終了後において取引成績残高を記載する。              | 2 現金決済並びに金額を記載する場合は、毎月の立会終了後において取引成績残高を記載する。              |
| 3 オプション取引により成立した取引の数量と現物取引及び実物取引の数量とが同一のとき、その数量及び金額を表示する。 | 3 オプション取引により成立した取引の数量と現物取引及び実物取引の数量とが同一のとき、その数量及び金額を表示する。 |
| 4 取引高報告書は、会員名並びに現物取引の立会日数を併記すること。                         | 4 取引高報告書は、会員名並びに現物取引の立会日数を併記すること。                         |

| 取引所       | 商品市場     | より成立した取引の数 |      |
|-----------|----------|------------|------|
|           |          | 数量         | 数量   |
| 東京穀物商品取引所 | 農産物市場    | 100枚       | 100枚 |
| 東京穀物商品取引所 | 砂糖市場     | 600枚       | 600枚 |
| 横浜商品取引所   | 貴金属市場    | 600枚       | 600枚 |
| 横浜商品取引所   | 石油市場     | 600枚       | 600枚 |
| 横浜商品取引所   | アルミニウム市場 | 600枚       | 600枚 |
| 中部商品取引所   | 農産物市場    | 100枚       | 100枚 |
| 中部商品取引所   | 砂糖市場     | 100枚       | 100枚 |
| 中部商品取引所   | 絲糸市場     | 100枚       | 100枚 |
| 中部商品取引所   | 毛糸市場     | 100枚       | 100枚 |
| 中部商品取引所   | 石油市場     | 100枚       | 100枚 |
| 中部商品取引所   | 錫糸市場     | 100枚       | 100枚 |
| 中部商品取引所   | 錦糸市場     | 100枚       | 100枚 |
| 中部商品取引所   | 飼料指數市場   | 100枚       | 100枚 |
| 大阪商品取引所   | ゴム市場     | 200枚       | 200枚 |
| 大阪商品取引所   | 錦糸市場     | 200枚       | 200枚 |
| 大阪商品取引所   | 毛糸市場     | 200枚       | 200枚 |
| 大阪商品取引所   | 絲糸市場     | 200枚       | 200枚 |
| 大阪商品取引所   | 飼料指數市場   | 200枚       | 200枚 |
| 関西商品取引所   | 農産物市場    | 100枚       | 100枚 |
| 関西商品取引所   | 砂糖市場     | 100枚       | 100枚 |
| 関西商品取引所   | 絲糸市場     | 100枚       | 100枚 |
| 関西商品取引所   | 毛糸市場     | 100枚       | 100枚 |
| 関西商品取引所   | 石油市場     | 100枚       | 100枚 |
| 関西商品取引所   | 錫糸市場     | 100枚       | 100枚 |
| 関西商品取引所   | 飼料指數市場   | 100枚       | 100枚 |

(株式第一号による。)

**様式第一号 (略)**

(何介の処理状況の報告書の提出)

**第二〇条 取引所は法第九七条の一七の規定により仲介を行ったときは、毎月末日現在における該仲介の処理状況についての報告書を作成し、当該仲介係る月の翌月の二五日までに主務大臣に提出しなければならない。**

(合併認可申請及び添付書類)

**第二一一条 取引所の認可の申請は、法第九九条の五第一項の設立委員會又は合併後存続する取引所の理事事がしなければならない。**

前項の認可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1. 合併認可申請及び添付書類

2. 合併によつて消滅する取引所の名称及び住所を記載した書面

3. 合併後存続する取引所又は合併によつて設立する取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程

4. 合併契約書の原本

5. 合併を決議した総会の議事録

6. 財産目録及び賃借対照表

7. 合併後存続する取引所の名称及び住所を記載した書面

8. 前項の認可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1. 合併によつて消滅する取引所の名称及び住所を記載した書面

2. 合併後存続する取引所又は合併によつて設立する取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程

3. 合併契約書の原本

4. 合併を決議した総会の議事録

5. 合併後存続する取引所の名称及び住所を記載した書面

6. 前項の認可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1. 合併によつて消滅する取引所の名称及び住所を記載した書面

2. 合併後存続する取引所又は合併によつて設立する取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程

3. 合併契約書の原本

4. 合併を決議した総会の議事録

5. 合併後存続する取引所の名称及び住所を記載した書面

6. 前項の認可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1. 合併によつて消滅する取引所の名称及び住所を記載した書面

2. 合併後存続する取引所又は合併によつて設立する取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程

3. 合併契約書の原本

4. 合併を決議した総会の議事録

5. 合併後存続する取引所の名称及び住所を記載した書面

6. 前項の認可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1. 合併によつて消滅する取引所の名称及び住所を記載した書面

2. 合併後存續する取引所又は合併によつて設立する取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程

3. 合併契約書の原本

4. 合併を決議した総会の議事録

5. 合併後存續する取引所の名称及び住所を記載した書面

6. 前項の認可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1. 合併によつて消滅する取引所の名称及び住所を記載した書面

2. 合併後存續する取引所又は合併によつて設立する取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程

3. 合併契約書の原本

4. 合併を決議した総会の議事録

5. 合併後存續する取引所の名称及び住所を記載した書面

6. 前項の認可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1. 合併によつて消滅する取引所の名称及び住所を記載した書面

2. 合併後存續する取引所又は合併によつて設立する取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程

3. 合併契約書の原本

4. 合併を決議した総会の議事録

5. 合併後存續する取引所の名称及び住所を記載した書面

6. 前項の認可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1. 合併によつて消滅する取引所の名称及び住所を記載した書面

2. 合併後存續する取引所又は合併によつて設立する取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程

3. 合併契約書の原本

4. 合併を決議した総会の議事録

5. 合併後存續する取引所の名称及び住所を記載した書面

6. 前項の認可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1. 合併によつて消滅する取引所の名称及び住所を記載した書面

2. 合併後存續する取引所又は合併によつて設立する取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程

3. 合併契約書の原本

真によつてなされたものであることを証する書面を添付しなければならない。

(取引所に係る検査職員の身分証明書)

**第二二一条 法第一二〇条第一項及び第二項の立入検査の際同条第三項において準用する法第九七条の一四の規定により職員が携帯すべき身分証明書は、**

は、様式第一号による。

(許可の種類)

**第二三一条 法第二二六条第二項の主務省令で定める許可の種類は、次に掲げるものとする。**

1. 農産物市場における受託等の許可

2. 畜産物市場における受託等の許可

3. 砂糖市場における受託等の許可

4. ブーム市場における受託等の許可

5. 棉糸市場における受託等の許可

6. 石油市場における受託等の許可

7. 錫市場における受託等の許可

8. 黄金金属市場における受託等の許可

9. ブーム市場における受託等の許可

10. アルミニウム市場における受託等の許可

11. 農産物・穀料指致市場における受託等の許可

12. 天然ゴム指致市場における受託等の許可

13. 銅市場における受託等の許可

14. 鋼鐵市場における受託等の許可

15. 直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書

16. 受託等業務許可申請書の添付書類

17. 登記簿の副本はこれに代わる書面

18. 登記簿の戸籍抄本等及び履歴書

19. 主要な株主又は出資者の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面

20. 直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書

21. 第四条の定款が法第二二八条第二項の主務省令で定める書類は、次項に規定する場合を除き、次に掲げるものとする。

22. 第四条の定款又はこれに代わる書面

23. 第四条の定款が法第二二八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

24. 第四条の定款又はこれに代わる書面

25. 第四条の定款が法第二二八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

26. 第四条の定款が法第二二八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

27. 第四条の定款が法第二二八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

28. 第四条の定款が法第二二八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

29. 第四条の定款が法第二二八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

30. 第四条の定款が法第二二八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

31. 第四条の定款が法第二二八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

32. 第四条の定款が法第二二八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

33. 第四条の定款が法第二二八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

34. 第四条の定款が法第二二八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

35. 第四条の定款が法第二二八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

36. 第四条の定款が法第二二八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

37. 第四条の定款が法第二二八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

38. 第四条の定款が法第二二八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

39. 第四条の定款が法第二二八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

40. 第四条の定款が法第二二八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

41. 第四条の定款が法第二二八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

42. 第四条の定款が法第二二八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

43. 第四条の定款が法第二二八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

44. 第四条の定款が法第二二八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

45. 第四条の定款が法第二二八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

46. 第四条の定款が法第二二八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

47. 第四条の定款が法第二二八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

48. 第四条の定款が法第二二八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

49. 第四条の定款が法第二二八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

50. 第四条の定款が法第二二八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

51. 第四条の定款が法第二二八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

52. 第四条の定款が法第二二八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

53. 第四条の定款が法第二二八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

54. 第四条の定款が法第二二八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

受けようとする者があつては、次に掲げる事項を記載する書類

イ 商品市場における取引の委託の取次ぎを行つ

受託契約準則、紛争処理規程その他の方針につ

いて遵守すること

ハ 取次ぎの取次ぎを内容とする契約(以下「取次

契約」という)において、取次ぎの取次ぎが

の競争に応ずる旨規定すること

法第一二六条第四項の許可の更新を受けようとす

る場合における法第二二八条第二項の主務省令定

める書類は、次に掲げるものとする。

一 前項の第四号から第七号までに掲げる場合に係る

顧客との紛争の発生状況及びその処理状況を記

載した書面

2 法第一二六条第四項の許可の更新を受けようとす

る場合における法第二二八条第二項の主務省令定

める書類は、次に掲げるものとする。

一 前項の第四号から第七号までに掲げる場合に係る

顧客との紛争の発生状況及びその処理状況を記

載した書面





一〇万円の二に相当する金額を加算した金額)

ロ、各営業年度における法第二条第六項第三号に規定する取引の取引額の一〇万円の二に相当する金額

ハ、各営業年度における法第二条第六項第四号に規定する取引の対価の額の合計額の万円の二に相当する金額

イ、各営業年度及び当該営業年度開始の日前二年以内に開始した各営業年度のうち法第二条第六項第一号に規定する取引の取引額(これらの営業年度のうち一年に満たないものがある場合には、当該営業年度の該当取引金額を当該営業年度の月数で除し、これに一二を乗じて計算した金額。以下同じ)の最も多い営業年度における当該取引金額の一〇万円と之に相当する金額

二、次のイ、ロ及びハに掲げる金額の合計額と一〇〇〇万円とのいずれか大きい金額から二に掲げる金額を控除した金額

イ、各営業年度及び当該営業年度開始の日前二年以内に開始した各営業年度のうち法第二条第六項第一号に規定する取引の取引額(これらの営業年度のうち一年に満たないものがある場合には、当該営業年度の該当取引金額を当該営業年度の月数で除し、これに一二を乗じて計算した金額。以下同じ)の最も多い営業年度における当該取引金額の一〇万円の六・二五に相当する金額

ロ、各営業年度及び当該営業年度開始の日前二年以内に開始した各営業年度のうち法第二条第六項第三号に規定する取引の取引額(これらの営業年度のうち一年に満たないものがある場合には、当該営業年度の該当取引金額を当該営業年度の月数で除し、これに一二を乗じて計算した金額。以下同じ)の最も多い営業年度における当該取引金額の一〇万円の金額

ハ、各営業年度及び当該営業年度開始の日前二年以内に開始した各営業年度のうち法第二条第六項第四号に規定する取引の対価の額の合計額の万円の六・二五に相当する金額

二、既に積み立てられた商品取引責任準備金の額

(商品取引事故)

第五〇条 法第三六条の二二第二項の主務省令で定める事故は、先物取引又はその委託を受け、若しくはその委託の取次ぎを引き受けることにつき、商品取引の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、當該商品取引員の業務に關し、次に掲げる行為を行

ける取引であつて決済を結了していないものの数

並に比し過大である場合

2 第六条の規定は、前項第一号及び第二号の純資産額について準用する。

(貿易の合計金額等の計算基準)

第五六条 法第一三六条の二五第二項の規定により負債の合計金額を計算するときは、第六条第一項第二号に掲げる貿易の額を合計するものとする。

2 法第五三六条の二五第二項の規定により流動資産の合計額を計算するときは、第六条第一項第一号に掲げる貿易のうちタマまでに掲げるものの(ハ)に掲げるものについては、一年以内に支払い又は返済されると認められる額、タマに掲げるものについては一年以内に現化されると認められる額に限る)を合計するものとする。(商品取引員による証明書)

(事故報告書の提出)

第五七条 法第一三六条の三第一項及び第二項の立入検査の際同条第三項において準用する法第九七条の一四第二項の規定により職員が携帯すべき証明書は、様式第四号による。

(商品取引員の業務)

第五八条 商品取引員は、第五〇条の事故があつたときは、毎月末日現在における当該事故の処理状況についての報告書を作成し、当該報告に係る月の翌月の二五日までに主務大臣に提出しなければならない。(月計残高試算表及び定期業務報告書の提出)

第五九条 商品取引員は、一月ごとに、受託等業務に係る財務の状況を記載した月計残高試算表及び業務の状況を記載した定期業務報告書を作成し、当該報告に係る月の翌月の二五日までに主務大臣に提出しなければならない。ただし、取引高が少なく委託者は、様式第四号による。

(事故報告書の提出)

第五十条 商品取引員は、第五〇条の事故があつたときは、毎月末日現在における当該事故の処理状況についての報告書を作成し、当該報告に係る月の翌月の二五日までに主務大臣に提出しなければならない。

ハ、各営業年度における法第二条第六項第四号に規定する取引の取引額の一〇万円の二に相当する金額を控除した金額

うことにより顧客に損失を及ぼしたものとする。顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により先物取引又はその委託を受け、若しくはその委託の取次ぎを引き受けること

二、顧客の注文の執行において、過失により事務处理を誤ること

三、その他の法令に違反する行為を行うこと

(帳簿の作成)

第五一条 商品取引員は、法第一三六条の二三の規定により、受託等業務を行う営業所において、商品市場における取引につき、次に掲げる帳簿を商品市場に作成しなければならない。

一、注文伝票

二、先物取引計算帳

三、委託者別先物取引勘定元帳

四、委託者別委託証券金現在高帳

五、預り委託有価証券差入明細帳

六、委託者別資産管理台帳

七、商品取引員が商品市場における取引の委託の取次ぎを引き受ける場合にあつては、先物取引日記

八、商品取引員が商取引場及び同項第一号から第八号までに掲げる帳簿のうちその受託等業務の内容に応じ必要なものを作成しなければならない。ただし、前項の規定により帳簿を作成する営業所においては、この限りでない。

九、商品取引員が商取引場及び同項第一号から第八号までに掲げる帳簿は、一〇年間保存するものとする。

(電磁的方法による保存)

第五二条 前条第一項各号に掲げる帳簿の内容が、電子化される場合

二、下つた場合

三、顧客との間に紛争がひん発し、又は使用人に對する指揮監督が不適切であるため紛争がひん発するおそれがある場合

四、商品取引員の自己の計算による商品市場における取引であつて決済を終了していなもの(他の商品取引員に対する委託しているものを含む)の数量

五、(協会に係る)職員の身分証明書

六、第六条第一項第五号の主務省令で定める場合にあつては、当該法第第一三六条の二五第一項第五号の主務省令で定める場合に、次に掲げるものとする。

一、役員の戸籍抄本等、履歴書及びその者が法第二条第一項第一項第一号から第六号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

二、設立総会の議事録

(定款等の要件説明書)

三、(あつせん・調停委員会委員の要件)

四、第六条第一項第一項第一号及び第三号の二から第七号までに掲げる者に該当しないこと

五、上場商品構成品等の取引に關係のある事業者と團体と關係を持つこと

六、次の各号のいずれにも該当すること

一、法第二条第一項第一号、第二号及び第三号の二から第七号までに掲げる者に該当しないこと

二、商品取引員が持つてゐること

三、(苦情の処理状況の報告書の提出)

四、第六条第一項第一号及び第三号の二から第七号までに掲げる者に該当しないこと

五、(店頭商品先物取引の対象物品)

六、第六条第一項第五号の主務省令で定めることは、次に掲げる物品とする。

一、(くん煙シート)(別名RSS)

二、技術的格付けゴム(別名TSR)

三、(店頭商品先物取引の対象物品)

四、第六条第一項第五号の主務省令で定めることは、次に掲げる物品とする。

一、(アルミニウム)

二、(白金)

三、(毛糸)

四、(バラジウム)

五、(銀)

六、(白金)

七、(ガソリン)

八、(灯油)

九、(ガソリン)

一〇、(白金)

基礎的方針により記載され、当該記録が必要に応じて予算額及び他の機器を用いて運営に表示されることができるようして保存されるときは、当該記録の保存をもつて前条第三項に規定する帳簿の保存に代えることができる。この場合において、商品取引員は、当該記録が滅失し、又は破損する可能性を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(帳簿の区分整理等)

第五三条 商品取引員は、法第一三六条の二四の規定により、第五一条第一項第一号及び同項第三号から第八号までに掲げる帳簿について、自己の計算による取引及び商品市場における取引の受託による取引及び商品市場における取引の取次ぎに係る取引とについて、帳簿を別にして区分整理しなければならない。

第五四条 法第一三六条の二五第一項第一号の主務省令で定める率は一〇倍とし、同項第二号の主務省令で定める率は一倍とする。

(改定命令の事由)

第五五条 法第一三六条の二五第一項第五号の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一、純資產額が法第一三五条第二項の基準額を下るおそれがある場合

二、下つた場合

三、顧客との間に紛争がひん発し、又は使用人に對する指揮監督が不適切であるため紛争がひん発するおそれがある場合

四、商品取引員の自己の計算による商品市場における取引であつて決済を終了しているもの(他の商品取引員に対する委託しているものを含む)の数量

五、(協会に係る)職員の身分証明書

六、第六条第一項第五号の主務省令で定める場合にあつては、当該法第第一三六条の二五第一項第五号の主務省令で定める場合に、次に掲げるものとする。

一、役員の戸籍抄本等、履歴書及びその者が法第二条第一項第一項第一号から第六号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

二、設立総会の議事録

(定款等の要件説明書)

三、(あつせん・調停委員会委員の要件)

四、第六条第一項第一項第一号及び第三号の二から第七号までに掲げる者に該当しないこと

五、上場商品構成品等の取引に關係のある事業者と團体と關係を持つこと

六、次の各号のいずれにも該当すること

一、法第二条第一項第一号、第二号及び第三号の二から第七号までに掲げる者に該当しないこと

二、商品取引員が持つてゐること

